

新宿区社会福祉協議会

第5次経営計画

2024年度～2028年度



2024年3月



社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会



はじめに

新宿区は、商業・業務・文化・居住機能が集積し、多様な人々が住み暮らし、活動する魅力あふれるまちです。また、単独世帯が増加する中、高齢単身者も増加しているという特徴もあります。

新宿区社会福祉協議会（以下、「新宿社協」と言う。）では、第1次経営計画（平成18年度～平成20年度）以降、『『だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ』の実現』を基本理念として地域福祉を推進してまいりました。そのような中で、令和元年度末から流行した新型コロナウイルス感染症は、地域におけるさまざまな支えあい活動にも大きな影響を与えました。これまで新宿社協とつながりのなかった人々にまで影響し、新たなニーズの拡大・顕在化が進み、さまざまな生きづらさ、暮らしづらさを抱える人、望まない孤独・孤立の状態にある人が増加するなど、地域生活課題の複雑化・複合化が一層深刻な状態となりました。

国は、令和4年、「地域共生社会」の基本的方向として、人々が地域社会とつながりながら安心して生活を送ることのできる社会の構築を目指し、医療・介護・福祉をはじめとする包括的なケアを提供する体制の整備、制度・分野の枠や「支える側・支えられる側」という従来の関係を超えて一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現に向けて、取り組むべき課題を示しました。新宿区においても、「だれもが安心して暮らせるまちの実現」がより一層求められています。

このような状況を踏まえ、新宿社協では今後5年間の取り組みとして、第5次経営計画（令和6年度～令和10年度）を策定いたしました。

この計画では、「地域づくり支援」と「職員の人材育成」を大きな柱としています。世代や分野を超えた主体が出会い、それぞれの強みを活かした多様な支えあいが生まれやすい地域福祉を推進するとともに、職員の地域での実践を通じた学びと育成を支援し、相談対応力の向上を図る組織的な人材育成の取り組みを計画的に進めていきます。

本計画を進めていく主体は、地域の住民の皆様、民生委員・児童委員、町会・自治会、多様な活動団体、当事者団体、福祉分野を超えたさまざまな人や集団、そして新宿社協の「みんな」です。「みんなで、つなぐ・育む・広げていく」をキーワードに皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、令和4年度から2年間にわたり、地域でのご活動を基にそれぞれのお立場から貴重なご意見をいただきました推進部会委員及び各地区社協部会委員の皆様をはじめ、地域の皆様、新宿社協の活動にご協力いただいたすべての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
会長 星野 晃 司





第5次経営計画の策定に寄せて

令和6年1月1日のお正月気分を打ち破るような能登半島地震の被害に、日本中が悲しみに覆われました。能登半島地震は、過疎地域での災害援助のあり方に一石を投じています。

一方で、能登における普段の地縁力も見ることができました。地域の人々が、「あそこの家にはこういう人がいる」と情報をもっているのです。こうした情報があってはじめて助けに行くことが可能となります。地域関係が希薄な都会で、同様のことが起きたら、誰が、どのように助けに行くことができるでしょう。しかし、だからこそ、「戦略的つながり」を日常から構築しておくことが必要となります。



約3年間続いたコロナパンデミックも、令和5年5月8日から5類感染症に移行したことで表面上、社会は元の通りに戻ったかのように見えます。しかし、内実は、生活困窮者は以前よりも増加し、人との交流が減少しました。喧伝されたソーシャルディスタンスは、コロナ禍後も容易には戻らない状況となっています。地域活動も、コロナ禍の間に休止や中止に追い込まれ、その間に活動の担い手がいなくなったことで、再起ができなくなっている団体も少なくありません。

そのように社会情勢が大きく変化した中で、今回の第5次経営計画では、大きく2つの方向性が重視されました。一つ目は、「地域づくり支援」、二つ目は「職員の人材育成」です。地域づくり支援においては、個別ニーズへの対応と両輪です。

第4次経営計画で配置した「地区支援担当」職員が能動的に、住民に身近な範囲で困っていることに相談にのっていくことを目指しています。問題解決のためには、どんな制度やサービス、活動が活用できるかを住民とともに考えます。また、地域の中で自主的に活動する住民に対して側面からのサポートも行っていきます。身近な地域だからこそ、職員と住民、地域で活躍する人や機関と協力して、問題解決ができるのです。

人材育成の側面においては、職員には、8050問題やゴミ屋敷問題に代表されるような複雑化・多様化するニーズに対応できる知識の習得と技術の向上が求められています。また、ワーク・ライフ・バランスを保つとともに、職員個々人のキャリアパスを描き示して、希望の持てる職場とすることも課題です。

推進部会の中では、拡大する一方の新宿社協の仕事を今、一度整理して、新宿社協でなければできないことに集中してもよいのではないかという意見が多数出されました。社協の固有性、専門性をさらに磨くとともに、地域の社会資源とのネットワークを広げ、ともに歩む仲間を作りながら、問題解決の道筋をつけていく。そんな頼もしい新宿社協になることを目標に第5次経営計画を策定しました。

令和6年3月

新宿区社会福祉協議会 推進部会
部会長 山本美香

目次

はじめに

第5次経営計画の策定に寄せて

第5次経営計画 体系図 . . . 2

第1章 計画策定の背景 . . . 5

1 第4次経営計画のふりかえり . . . 7

(1) 各施策の総括 . . . 7

(2) 新宿社協の状況 . . . 13

(3) 計画期間中の取り組み内容の推移 . . . 15

2 社協を取り巻く環境 . . . 16

第2章 第5次経営計画 . . . 19

1 基本理念 . . . 21

2 経営方針 . . . 21

3 第5次経営計画で目指すもの . . . 23

4 第5次経営計画キーワード . . . 25

5 各施策における重点的な取り組み . . . 26

6 個別事業 . . . 34

資料編 . . . 56

用語等の説明 . . . 71

策定経過 . . . 75

第5次経営計画 体系図

基本理念

「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティの実現」

経営方針

経営方針 1

ライフステージ(※)に応じた参加の場と機会を育み、だれもが地域の一員として自分らしく活躍できる支援を強化します。

(※) 子どもから高齢者まで、すべての方の状況・生活様式・ニーズのこと

経営方針 2

複雑で困難な課題に真摯に向き合い、支援ニーズに応えるため、支えあいの地域づくり支援と包括的な相談支援を両輪で進めます。

経営方針 3

多様な主体とのつながりを再構築し、分野を超えたネットワークから生まれる取り組みを、ともに発展させます。

経営方針 1・2・3の
実現に向けた経営方針 4

経営方針 4

持続可能な事業展開を図るため、組織基盤を強化するとともに、職員を育て活かし、活力あふれる社協を目指します。

施策

支えあい活動に参加する
多様なきっかけづくりと
参画への継続支援

施策
1



気づき支えあう
地域づくりへの支援と
複雑で困難な課題への
包括的な相談支援

施策
2



地域課題の解決を
図るためのネット
ワーク再構築と
取り組みの支援

施策
3



新宿社協の組織基盤の強化及び
職員の力を活かし引き出す
職場づくりと人材の育成

施策
4





重点的な取り組み

事業

ページ

(1) 福祉教育・福祉体験学習の充実

①多様性の理解や地域課題への気づきの場の提供とボランティア活動へのきっかけづくり

②福祉教育の協力者・団体との連携強化

(2) だれもが役割を持ち担い手として参加できる活動の創出

①多様な参加の方法や手段の創出

②受け手が担い手にもなる支えあい活動のコーディネート

(3) 居場所の立ち上げ・運営の支援と居場所への参加支援

①居場所をつくる人、担う人への継続支援

②自分なりの居場所を見つけるための支援

1 多様性の理解及び地域課題への気づきの場の提供	34
① 福祉教育の推進	34
② 視覚・聴覚障害者支援事業	【区委託】 34
③ 認知症サポーターステップアップ事業	【区委託】 35
2 支えあい活動への参加及び参画への継続支援	35
① 介護支援等ボランティア・ポイント事業	【区委託】 35
② 生活支援体制整備事業	【区委託】 36
③ ちょこっと・暮らしのサポート事業	36
④ 地域見守り協力員事業	【区委託】 37
⑤ ファミリーサポート事業	【区委託】 37
⑥ 成年後見・権利擁護の推進（市民後見人の養成）	37
3 居場所の運営及び参加の支援	38
① 地域活動者実践講座	38
② ふれあい・いきいきサロンの運営支援	38
4 地域ささえあい活動助成金	39

(1) 複雑で困難な課題への包括的な相談支援体制の強化

①気づき支えあ地域づくりへの支援

②福祉ニーズのある人への総合的な相談支援とつながり続ける支援

③判断能力が十分でない人への権利擁護相談と意思決定支援

1 地域づくり支援	40
① 地域づくり支援事業	40
② 生活支援体制整備事業	40
2 暮らしの相談支援	41
① 自立相談支援事業	【区委託】 41
② 生活福祉資金貸付事業	【東社協委託】 41
③ 受験生チャレンジ支援貸付事業	【区委託】 42
④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	【東社協委託】 42
⑤ 応急小口資金貸付事業	43
3 成年後見・権利擁護の推進	43
① 成年後見制度利用推進事業	【区委託】 43
② 法人後見事業	44
③ 地域福祉権利擁護事業	【東社協委託等】 44
4 避難者支援	45

(1) 多様な主体のネットワークづくり

①分野を超えたネットワークによる地域課題の解決

(2) 既存団体とのネットワークの発展

①地域に密着した団体との連携・協働

②安全安心のための平時のつながり

1 多様な団体とのネットワークづくりと発展	46
① 社会福祉法人としての公益的な取り組みの推進	46
② 民生委員・児童委員協議会との連携	46
③ 町会・自治会等地域団体との連携	47
④ NPO・新宿 CSR ネットワーク等による市民活動の支援	47
2 地域づくり支援事業	47
3 災害ボランティアセンターの運営支援等	48

(1) 持続可能な事業展開を図るための組織運営

①地道で着実な財源確保に向けた取り組みの実施

②推進部会・社協部会の意見や提言を踏まえた地域福祉の推進

③職員の確保・育成・定着につながる働きやすい職場環境への取り組み

④対象となる人の関心や関わりに合わせた広報活動の実践

(2) 組織的な取り組みによる職員の人材育成

①地域づくり支援を継承するための組織的な取り組みと相談対応力の向上

1 財源確保による基盤強化	49
① 社協会員の増強	49
② 赤い羽根共同募金	49
③ 歳末・地域たすけあい運動募金	50
④ 寄附の募集	50
⑤ 収益事業（自販機の設置等）	51
2 持続可能な組織運営	51
① 理事会・評議員会・推進部会の運営	51
② 社協部会の運営	52
③ ICT 推進・情報管理	52
④ 災害時危機管理対策	53
3 総合的な広報・広聴事業の強化	53
① ボランティア情報の発信	53
② 広報事業	54
③ 広聴事業	54
4 職員の育成	55

本計画では、各用語を下記の通り使い分けて記載しています。

○ 社会福祉協議会（社協）

一般的な区市町村または都道府県の社会福祉協議会をさします。

○ 新宿区社会福祉協議会（新宿社協）

本計画を実行する本会をさします。

○ 新宿区民（区民）

新宿区自治基本条例第 2 条第 1 項では、「区民、区の区域内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体」としています。

本計画で使用している「新宿区民（区民）」は、これと同義で用いています。

○ 地域住民（住民）

地方自治法第 10 条第 1 項では、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」としています。

本計画で使用している「地域住民（住民）」は、日常生活圏域（小地域）の中において、さまざまな地域生活課題を有していたり、地域生活課題の解決の担い手となるなど、当事者性をもつ新宿区民（区民）をさします。

◆◆◆ ◆◆◆
第 1 章

計画策定の背景

1 第4次経営計画のふりかえり

第4次経営計画は、計画の基本理念である「『だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ』の実現」を目指し、「つなぐ・育む・広げていく」を新たなキーワードとして掲げました。さまざまな活動の中で培ってきたノウハウと新宿社協が持つ組織力・公共性を活かし、さらに一步踏み込んだ地域生活課題の解決を進めると同時に、新宿社協内の課を超えた連携を強化し、多面的な角度からの支援を行う相談体制の充実を図りました。

また、新宿区からの委託事業や、区の事業と関連する事業が多いことを踏まえ、新宿区第二次実行計画（令和3年度～令和5年度）の策定に合わせて、計画中の令和2年度に、新型コロナの影響を反映させた「新宿社協第4次経営計画中間の見直し」を行いました。

個々の事業については、単年度ごとに内部評価を実施し、翌年度以降の取り組みの改善に役立てました。

1 各施策の総括

施策1 支えあい活動に参加するきっかけづくり

新型コロナの影響により、通常のボランティア活動や講座が実施できない間は、支えあい活動への参加のすそ野を広げ、地域の活動者を増やしていくために、気軽に参加できる体験ボランティアメニューとして、自宅でできる活動やオンライン活動など非接触型のボランティア活動を企画・提供しました。今までボランティアや地域活動に参加していなかった若年層の参加が増えた一方で、地域活動者の高齢化や働き世代の地域活動への参加が少ないことなどから、地域の中の担い手を求める声がありました。

福祉教育・福祉体験学習や体験ボランティアについては、区内の小中学校全校へのチラシ配布やスクールコーディネーター会議で夏季休業期間の参加を呼びかけるなど、学校、教育委員会とも連携して、業務を推進しました。

視覚・聴覚障害者交流コーナーは、新型コロナにより利用者数が減少しましたが、感染状況が落ち着くと来所者も増え、令和4年度には開設10周年事業を行いました。特に動画視聴形式で実施した記念講演は、視覚・聴覚障害者交流コーナーの認知度を高め、来所のきっかけとすることができました。

施策2 活動者の段階的な学びと活動継続への支援

新型コロナで多くの地域活動が休止した後、人と人が接することの大切さが再認識され、支えあい活動が見直される中で、ふれあい・いきいきサロンを含む通いの場や子ども食堂などの居場所づくりの立ち上げ支援・活動の再開・継続のための運営支援の相談が増えました。

そのような中、「ふれあい・いきいきサロン新型コロナウイルス感染症対応のための活動助成」を開始し、コロナ禍でも活動を継続できるように支援しました。また、助成金利用団体からの声を反映し、地域ささえあい活動助成金事業を見直し、利便性を高めるなどの拡充を進めました。

また、コロナ禍でも認知症サポーターステップアップ講座は対面での講座を継続し、修了者が認知症高齢者などを支援する活動につなげることができました。

生活支援体制整備事業の担い手養成講座では、さまざまな地域生活課題を身近な困りごととしてテーマ設定することで、課題意識を持った参加者を募ることができ、地域活動への参加のきっかけとなりました。

一方で、新型コロナで活動の機会が減少したため、各講座に参加した受講生を実践的な活動につなげることが困難でした。

成年後見センター事業では、引き続き区とともに市民後見人養成基礎講習を開催し、区民が区民の成年後見人等になる市民後見人の養成を行ってきました。選考試験を経て新宿区登録後見活動メンバー（将来の市民後見人）となった後、地域福祉権利擁護事業生活支援員としての具体的な支援活動及びフォローアップ研修の受講を通じた研鑽を積むことで、市民後見活動につなげることができました。

新型コロナの影響により、これまで参集形式で行っていた市民後見人同士の悩みや意見交換などを目的とした交流は制限されましたが、参集とオンラインツールを併用するなどして市民後見活動を継続して支援しました。

施策3 多様な生活課題を受け止める相談体制の充実と包括的な支援

解決困難な地域生活課題や支援の隙間に埋もれるニーズについて、専門性の高い支援活動を進めるため、地区担当職員を「地区支援担当」に改め、包括的な相談体制を強化してきました。地域住民と専門機関の顔の見える関係づくりや協力体制の構築を進めたことで、子ども食堂や外国籍住民への支援など分野横断的なネットワークも生まれました。

コロナ禍でさまざまな地域活動が中止・縮小となりましたが、令和元年度に開設した落合第二ボランティアコーナー及び各地区ボランティアコーナーでは「つながるスポット」をキャッチコピーに、積極的な地区情報の発信を行い、地域に根差した身近な相談窓口としての機能が認知され、地域住民やボランティア活動者などからの相談

件数が増加しました。

個別支援と地域支援を総合的に行うことをねらいに地域活動支援課に配置した総合相談・貸付相談窓口では、コロナ特例貸付の対応を約2年半行い、これまで相談の声をあげる機会がなかった若年層・外国籍の人、複数の課題を抱えている人などからの膨大な件数の相談に対応しました。経済的困窮世帯への緊急支援に迫られ、生活全般の相談に対応することが困難な状況ではありましたが、関係機関との調整を図りながら、既存の取り組みでは対応困難なニーズに気づきつなげる支援に取り組んできました。

成年後見制度利用推進事業については、平成30年4月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」と言う。）に基づき、成年後見センターが区の地域連携ネットワークにおける中核機関として位置づけられました。また基本計画と関連して親族後見等支援の推進が始まりました。

新型コロナの感染拡大を受け、成年後見の相談件数や市民後見人の推薦の減少などの影響がありましたが、オンラインツールを活用するなどして事業の継続ができました。

法人後見事業では、法定後見において複合的で多様な地域生活課題を抱える事案の受任を進めてきました。また、新宿社協が区民の任意後見人になる任意後見事業の説明会を毎年開催し、区民への任意後見制度及び任意後見事業の周知を図りました。新型コロナの影響により、本人との面談が困難となるなどの支障もありましたが、滞りなく事業を進められました。

地域福祉権利擁護事業については、緊急事態宣言などの間も、利用者の生活に直結する支援であるため、活動を休止することなく職員と生活支援員の協力により支援を継続することができました。また、複雑多様なケースが増加し、支援が困難かつ支援につながるまで時間がかかるケースが増加しました。

施策4 住民同士の支えあいによる心豊かな暮らしの実現

新型コロナの影響により、地域見守り協力員事業は一時的に訪問活動を休止し、職員が安否確認の電話をするという対応をしましたが、ちょこっと・暮らしのサポート事業やファミリーサポート事業は、活動を休止することはなく、新たな依頼の調整なども継続しました。

協力者向けの講座は動画視聴やオンラインツールも取り入れ、会員交流会は書面開催するなど、支えあいのつながりが途絶えないよう、工夫して実施しました。

新型コロナの影響で活動実績が減少した令和2年度以降、徐々に利用依頼が戻ってきています。各事業の利用者・協力者の希望に合わせ、活動の調整を行うことで、それぞれが安心して利用や活動ができるように支援してきました。一方では、新型コロナによる活動休止をきっかけに、もともと高齢であった協力者が活動を辞めてしまったり、ボランティア活動への参加控えなどもあり、担い手不足の状況が続きました。

施策5 さまざまな団体との連携による地域ネットワークの発展

新宿区内社会福祉法人連絡会（以下、「社福連」と言う。）は、加入要件を区内に事業所のある社会福祉法人とし、参加法人が28法人から43法人・事業所へと拡大しました。具体的な取り組みでは、令和3年度は社福連と新宿社協が共催で、令和4年度は社福連が実施主体となり、子育て世帯対象の食品配付会を実施しました。物品寄附の受け取り先や配付会場など多くの社福連会員が参加し、地域公益活動の意識向上につながりました。また、民生委員・児童委員や町会連合会、新宿CSRネットワークなどとの連携も進みました。その他、定例会やオンラインサロンをとおした社福連会員間の関係づくりを進めるほか、令和4年度にはこれからの社福連の取り組みを検討するため、すべての社福連会員へヒアリング訪問などを実施しました。

子ども食堂関係団体とは、ホームページで最新の団体情報を周知したり、関係機関などからの情報提供を行うなど新たな関係づくりを行っています。子ども食堂の立ち上げ相談も多く、地区支援担当と広域担当が運営などを支援しました。

民生委員・児童委員協議会との連携では、毎月の定例会に地区支援担当も参加し、地域の情報交換、連携の場となっています。社福連との三者連携（民生委員・児童委員、社福連、新宿社協）は、互いの定例会に参加する機会を設け、相互の理解につながりました。

町会・自治会などの地域団体との連携については、令和元年度より、毎月の地区町会連合会の会合に出席し、新宿社協の事業説明や情報提供を行うことで、新宿社協の理解及び関係を深める機会となりました。

企業との連携において、新宿社協が事務局を担う新宿CSRネットワークでは養護学校との協働、社福連と協働したイベント参加、施設訪問など、分野を超えた連携を図ることができました。

施策6 新宿社協の活動の理解促進のための広報・広聴機能の強化

新宿社協事業案内パンフレット「新宿社協ガイド」には事業案内に加え、第4次経営計画の重点事業を掲載しました。

令和2年度より、広報紙「けやき」をリニューアルし、写真を大きく掲載するなど、目にとまりやすい紙面としました。公式YouTubeも開設し、令和3年度からこれまでのFacebookに加え、X(旧Twitter)、10月にはLINEも開始しました。また、動画編集用のパソコン導入やオンライン会議の環境整備を進め、活用してきました。

ボランティア情報については、新型コロナの影響で地域活動が減少する中でも、さまざまな工夫をしながら活動を継続している活動者・活動団体の取り組みを紹介しま

した。

また、令和5年度は新宿社協が創立70周年を迎え、この節目の年に年間を通じて、新宿社協の会員、協力者・関係者などの他、より多くの人にこれまでの新宿社協のあゆみ、これからの新宿社協の進むべき道などの周知と、日頃の感謝の気持ちを伝えました。

広聴事業では、地域福祉に関する意見・要望・苦情に対応し、組織の信頼・適正性を確保しました。情報公開については、情報公開・個人情報保護審査会を、また苦情解決については、第三者委員を設置するなど、客観性と社会性の確保及び適切な支援体制を整えるとともに、職員向け研修の実施による理解及び対応の向上を図りました。

施策7 地域福祉推進のための財源基盤の拡充

令和2年度より、ホームページにおけるバナー広告や会費制度の税控除制度を開始し、令和3年度より、広報紙「けやき」に会費払込票を掲載、令和4年度より、会費・寄附金のキャッシュレス決済の導入も開始し、利便性の向上を図りました。

自主財源については、寄附金の活用方法と新宿社協事業の関係についての説明を地道に積み重ねることで、寄附金収入は増えていますが、会費の減少は続いています。

自販機設置等による収益事業は、平成25年度から開始し、少しずつ設置台数を増やし、令和4年度末には全10台の設置となりました。

共同募金は、新型コロナの影響を受け、例年実施していた街頭募金を中止しましたが、町会・自治会などの協力により、令和2年度以降の募金額は横ばいとなっています。また、募金の活用方法を検討し、在宅障害者へのお見舞金を現金からクオカードへ変更するとともに、母子生活支援施設や児童養護施設を退所して間もない人へ対象を広げました。

施策8 新宿社協の組織運営と組織基盤の整備

社会福祉法人制度改革への対応として、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性、財務規律の強化や地域公益の取り組み実施の責務などについて、理事会等の運営により、各種規程やしくみの整備を進めました。

第5次経営計画の策定にあたり、区内の社会福祉を取り巻く情勢や、地域の関係者で構成される推進部会での意見及び新宿社協への期待、さらに令和4年度中から職員間で検討している新宿社協の取り組みの方向性なども反映しました。

社協部会では、第4次経営計画の5年間で、地域包括ケアを念頭とした3つのテーマについて検討し、地域共生社会づくりに向けた各地区から特色のある提言を踏まえ、各地区支援担当が地域活動の支援をしています。

新型コロナ対策としては、換気や飛沫対策の環境整備を行い、オンライン開催のための機材も整備し、理事会などの会議をオンラインで開催しました。その他、オンライン会議の日常化、業務上でのSNSや動画の使用などに対応するため、使用回線・

プロバイダ及びネットワーク機器等を更新し、安定した通信環境及びセキュリティ対策を進めました。

一方、職員の人材育成については、第4次経営計画中間の見直しを踏まえ、複雑化・複合化する課題への相談援助技術、ICTリテラシーの向上の他、メンタルヘルスに関する研修を実施しました。また、新宿社協事業の成り立ちや経緯を知らない、新しい職員が増えたため、事業の歴史を伝える研修を定期的に行いました。併せて、第5次経営計画策定に向けて全職員が参画する研修を実施し、職員の結束力を高めました。

施策9 災害対策の推進

災害時の危機管理対策については、令和元年度に消防計画の見直し・改訂を行い、毎年消防訓練を実施しました。また、区の訓練と同日に新宿社協対策本部の設置・運営訓練を実施し、各自の役割・動きを確認するとともに改善点を整理し、防災計画・事業継続計画（BCP）の改訂に反映しました。消防計画・防災計画の内容を解説した動画を作成し、職員が視聴し、理解を深めました。

新型コロナ対策として、感染症対策のBCP「感染症対策行動計画」を策定しました。

発災時、区が立ち上げ、区の要請により職員を派遣する新宿区災害ボランティアセンターの運営については、区と協働して、設置運営訓練を毎年実施し（令和3年度は中止）、運営課題を洗い出し、職員の災害対応のスキルの向上に努め、マニュアルの改訂を行いました。コロナ禍においては、ICT（オンラインツールや動画作成等）を取り入れた設置運営訓練の実施、感染症などに関わる新宿区災害ボランティアセンター運営の考え方をまとめると同時に、区との協定内容を見直しし、実働に見合った内容で新たに結び直しました。

令和元年度には、台風の風水被害に対して、千葉県及び栃木県の災害ボランティアセンターへ職員派遣を行い、派遣後は職員を対象とした報告会を実施し、情報を共有しました。

その他、地域住民に向けた災害ボランティア講座を継続して行い、関係団体との関係づくりのため、区を交えた意見交換会を実施し、平時からの連携を行いました。

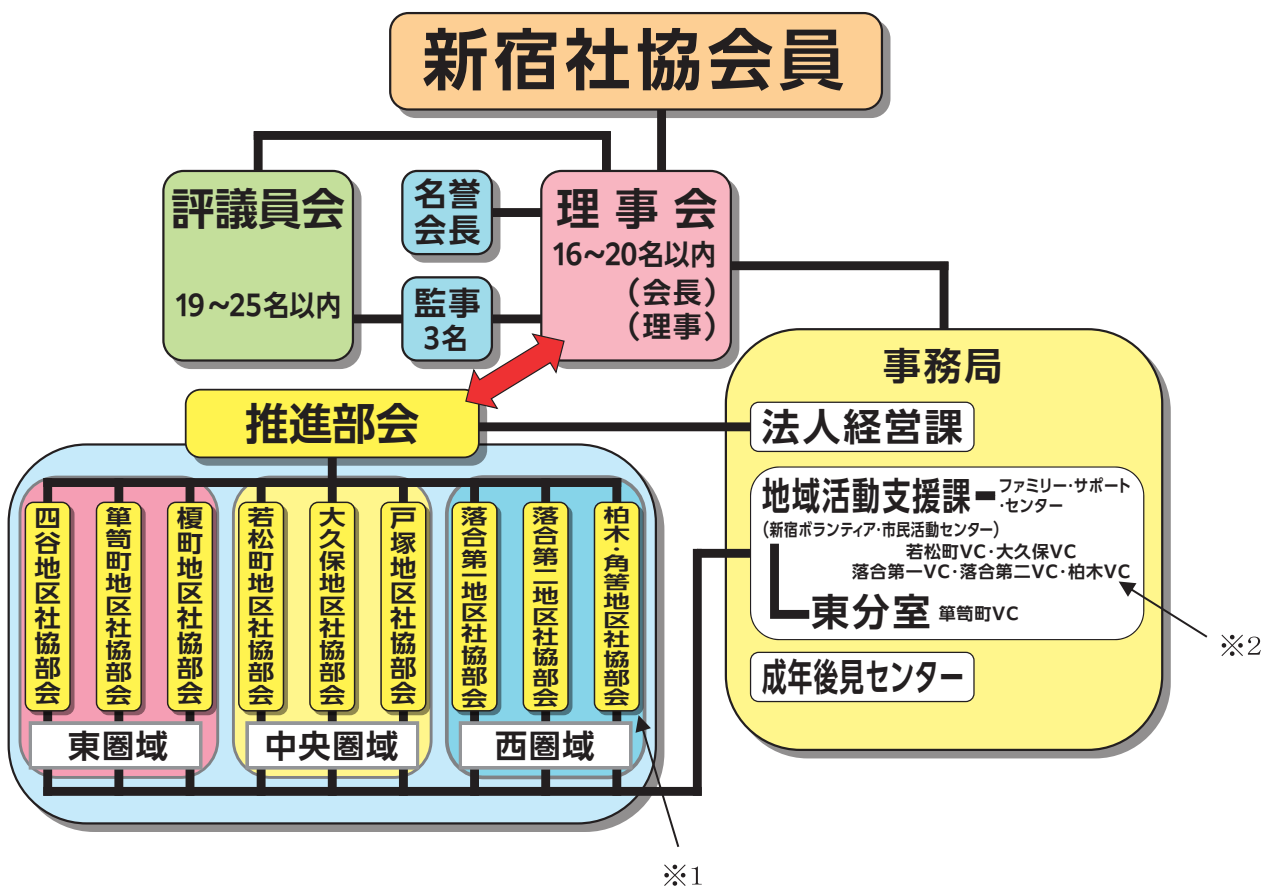
2 新宿社協の状況

① 新宿社協の組織構成

区市町村社協は、社会福祉法に基づき会員組織によって成り立つ団体です。理事会・評議員会は新宿社協の基本理念に基づき、新宿社協の目標を達成するため、経営原則に基づいた法人運営の基幹を担います。

理事会は、業務の決定機関として、補助機関である住民参加の部会（推進部会・社協部会）の提言を受け、法人の業務執行の決定を行います。評議員会は、法人運営に係る重要事項の議決機関として、また、事後的に法人運営を監督する機関として中立的な立場から審議を行います。

事務局のうち、ボランティアコーナーは、6か所の特別出張所内に設置されています。令和元年4月に四谷ボランティアコーナーを東分室と統合し、新たに落合第二ボランティアコーナーを開設しました。



※1 柏木特別出張所地区と角筈特別出張所地区は合同で設置

※2 VC…ボランティアコーナー

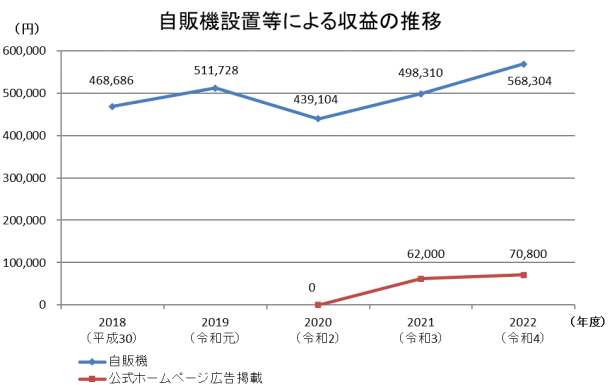
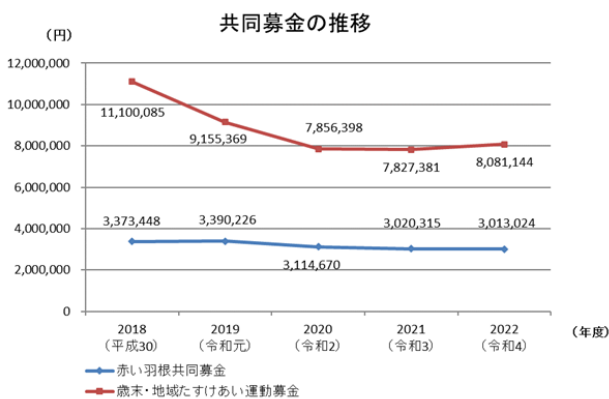
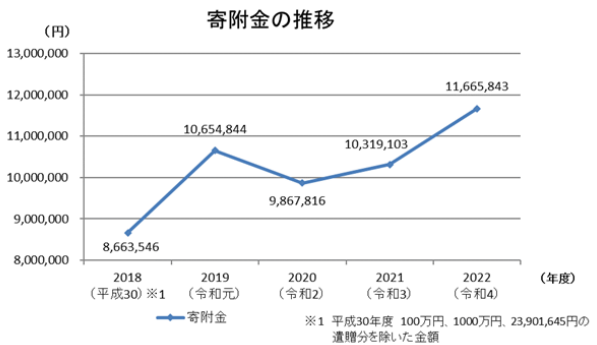
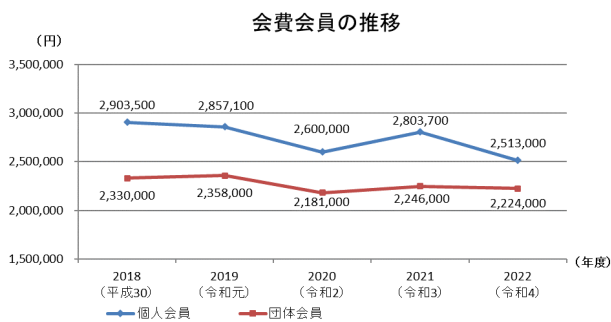
② 自主財源の状況

多様化する地域のニーズに応じた新宿社協ならではの取り組みを行うための自主財源として、主に会員会費、寄附金、共同募金、自販機設置等による収益を活用しています。

下表は、平成30年度からの自主財源の推移を表しています。

新型コロナの影響を大きく受けた令和2年度は、いずれの自主財源も減少しましたが、令和3年度は、前年比で会費が約27万円増、寄附金が約45万円増とともに回復しました。令和4年度は、寄附金は引き続き増加しましたが、会費は減少しました。

自販機設置等による収益については、平成30年度末の6台から令和4年度末時点で10台まで自販機を増設したことに伴い、着実に収益を上げることができています。また、令和2年度からホームページへのバナー広告の募集を開始し、掲載料を新たな収益として計上しています。



3 計画期間中の取り組み内容の推移

計画期間5か年における主な取り組み内容は、下表のとおりです。

年度	月	取り組み内容	
2019年 (令和元年度)	4	自立相談支援事業【区委託事業】を開始	
		四谷ボランティアコーナーを東分室に統合、落合第二ボランティアコーナーを開設	
		例月の各地区町会連合会へ参加を開始	
		ボランティア・市民活動情報紙「しずく」と「地区情報紙」の統合	
	6	新宿区内社会福祉法人連絡会の会則改正	
	8	災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂	
	9	台風15号の被害に伴い千葉県鋸南町災害ボランティアセンターへ職員派遣	
	10	社協職員による出張講座(出前講座)を開始	
	11	台風19号の被害に伴い栃木県佐野市災害ボランティアセンターへ職員派遣	
	3	新宿社協防災計画及び事業継続計画(新宿社協BCP)の改訂 新型コロナウイルス感染症の影響で減収した世帯向け特例貸付の受付開始(令和4年9月末まで)	
2020年 (令和2年度)	4	ホームページへのバナー広告の開始	
		社協会員会費への税控除を開始	
	4~7	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言期間及び区のコロナ警戒期間等の対応 ①窓口休止 ・東分室 4月20日~6月13日 ・各ボランティアコーナー 4月13日~6月20日または27日 ・視覚・聴覚障害者交流コーナー(夜間) 4月1日~7月14日 17時~21時 ②職員の在宅勤務及び時差出勤の実施 ・4月16日~6月30日	
		5	広報紙「けやき」のリニューアル
			非接触型ボランティア(おたよりボランティア等)の開始 公式「YouTube」の開設
	10	ふれあい・いきいきサロン 新型コロナウイルス感染症対応のための活動助成を開始(令和6年3月末まで)	
	3	第4次経営計画の中間の見直しの実施 感染症対策行動計画の策定	
2021年 (令和3年度)	4	公式SNS「X(旧: Twitter)」の開設	
		成年後見センター【区委託事業】が中核機関として位置付けられ、親族後見人支援を開始	
	5	広報紙「けやき」に会費・寄附金納付用の払込取扱票を掲載開始	
	8・12	食品配付会の実施(共催: 新宿区内社会福祉法人連絡会)	
	9	赤い羽根共同募金運動の説明動画を公開	
	10	公式SNS「LINE」の開設	
	1	歳末・地域たすけあい運動募金の援護費単価の見直し	
	1~3	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言期間及び区のコロナ警戒期間等の対応 ①窓口休止 ・視覚・聴覚障害者交流コーナー(夜間) 1月6日~3月31日 20時~21時 ②職員の在宅勤務及び時差出勤の実施 ・1月12日~2月7日	
2022年 (令和4年度)	4	会費・寄附金のキャッシュレス決済の開始	
	8・12	食品配付会の実施(主催は新宿区内社会福祉法人連絡会となり、以降も継続)	
	9	情報システム運用に関する継続計画(新宿社協ITBCP)の改訂	
	12	視覚・聴覚障害者交流コーナー【区委託事業】開設10周年記念事業を実施	
	3	新宿区災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定の締結	
2023年 (令和5年度)	4	地域ささえあい活動助成金事業の拡充	
	6	新宿社協創立70周年	
	3	第5次経営計画の策定	

2 社協を取り巻く環境

平成29年の社会福祉法の改正では、地域共生社会の実現に向けて、「他人事」を「我が事」に変え、課題は「丸ごと」受け止める地域福祉推進を図ることが規定されました。さらに、令和2年の社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築として、制度の縦割りではなく属性や世代に関わらず受け止める【相談支援】、地域資源を開拓し社会とのつながりをつくる【参加支援】、地域のプラットフォームの形成や交流の場・居場所づくりなどの活動活性化を図る【地域づくりに向けた支援】の一体的な実施が具体的に推進されることになりました。

「全世代型社会保障構築会議 報告書（令和4年12月16日）」には、地域共生社会の基本的方向として、人々が地域社会とつながりながら安心して生活を送ることのできる社会の構築を目指し、医療・介護・福祉をはじめとする包括的なケアを提供する体制の整備、制度・分野の枠や「支える側・支えられる側」という従来の関係を超えて一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現に向けて、取り組むべき課題が示されています。

このような中、全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会においては、地域を取り巻く環境と社協の置かれた状況の変化を捉え、地域福祉推進の中核的な団体として社協が果たすべき役割と取り組みの方向性を明らかにするため、新たな「社会福祉協議会基本要項」の策定に向けた議論が始まっています。

以下、本計画の実行において、内容と動向の注視が必要な国・東京都・新宿区の法制度や計画などについて、記載しました。

1 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月1日施行）

令和5年に成立したこの法律では、日常生活もしくは社会生活において孤独を感じるにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある人への支援などに関する取り組みについて定め、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指しています。基本理念として、1 社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ること、2 孤独・孤立の状態にある当事者等の状況に応じた継続的な支援を行うこと、3 当事者等の意向に沿って、社会及び他者との関わりを持つことにより、孤独・孤立の状態から脱して日常生活を円滑に営むことができるよう必要な支援を行うこと、の3点が示されています。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に「成年後見制度利用促進法」が成立し、令和4年3月には同法に基づく第二期成年後見制度

利用促進基本計画（以下、「第二期基本計画」と言う。）が閣議決定されました。

第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、成年後見制度の見直しに向けた検討、同制度の運用改善及び地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めることが定められています。

3 社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働推進方策

（令和3年6月、全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会）

「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、社協や社会福祉法人・福祉施設の連携・協働が求められています。

社協が社会福祉法人・福祉施設との連携・協働を進める目的は、制度の縦割りを超えた多種多様な主体による包括的支援の実現や、福祉の理解者を増やすための福祉教育の実施、福祉人材の育成・確保の他、社協職員と社会福祉法人職員が地域づくりなど共に取り組むことによる学び合いなどが挙げられています。

それらを踏まえて、市区町村域や日常生活圏域をはじめとしたより身近な地域での連携・協働の場づくり、相談窓口の設置やアウトリーチを通じた地域生活課題の発見と情報共有の推進、連携・協働の場で共有された地域生活課題を踏まえた具体的な事業・活動の実施など、社協と社会福祉法人・福祉施設に求められる推進方策が示されています。

4 コロナ禍で顕在化した地域課題

～重層的支援体制整備事業にかかわる取組みおよびコロナ禍における地域課題に関する状況
区市町村社協アンケート結果報告書～ （令和3年9月、東京都社会福祉協議会）

令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、地域におけるさまざまな支えあい活動に大きな影響を与えました。

切り詰めながらも精いっぱい生活していた人が失業や減収などの生活困窮に陥るなど、これまで福祉とは縁のなかった層にまで新型コロナは大きく影響し、新たなニーズの拡大・顕在化が進みました。また、さまざまな生きづらさ、暮らしづらさを抱える人、望まない孤独・孤立の状態にある人が増加するなど、コロナ禍においては地域生活課題の複雑化・複合化が一層深刻な状態となりました。

本報告書では、コロナ禍を通じて顕在化した4つの地域課題及び必要な取り組みを下記のとおり示しています。

課題1

コロナ禍の日常生活の長期にわたる変化に伴う高齢者、障害者、子どもたちへの今後の影響

必要な取組み1

コロナ禍で緊急対応した課題への地域と連携した継続的な関わり

課題2

これまでは把握されていなかったが、コロナ禍で顕在化した新たな地域生活課題

必要な取組み2

新たに把握した課題の実情を具体的に把握し、関係機関、地域住民と地域生活課題として共有

課題3

地域活動の担い手と今後の活動のあり方への影響

必要な取組み3

休止した地域活動の再開・継続支援や新たな担い手づくり

課題4

情報格差への対応

必要な取組み4

情報格差を生まない効果的な情報発信

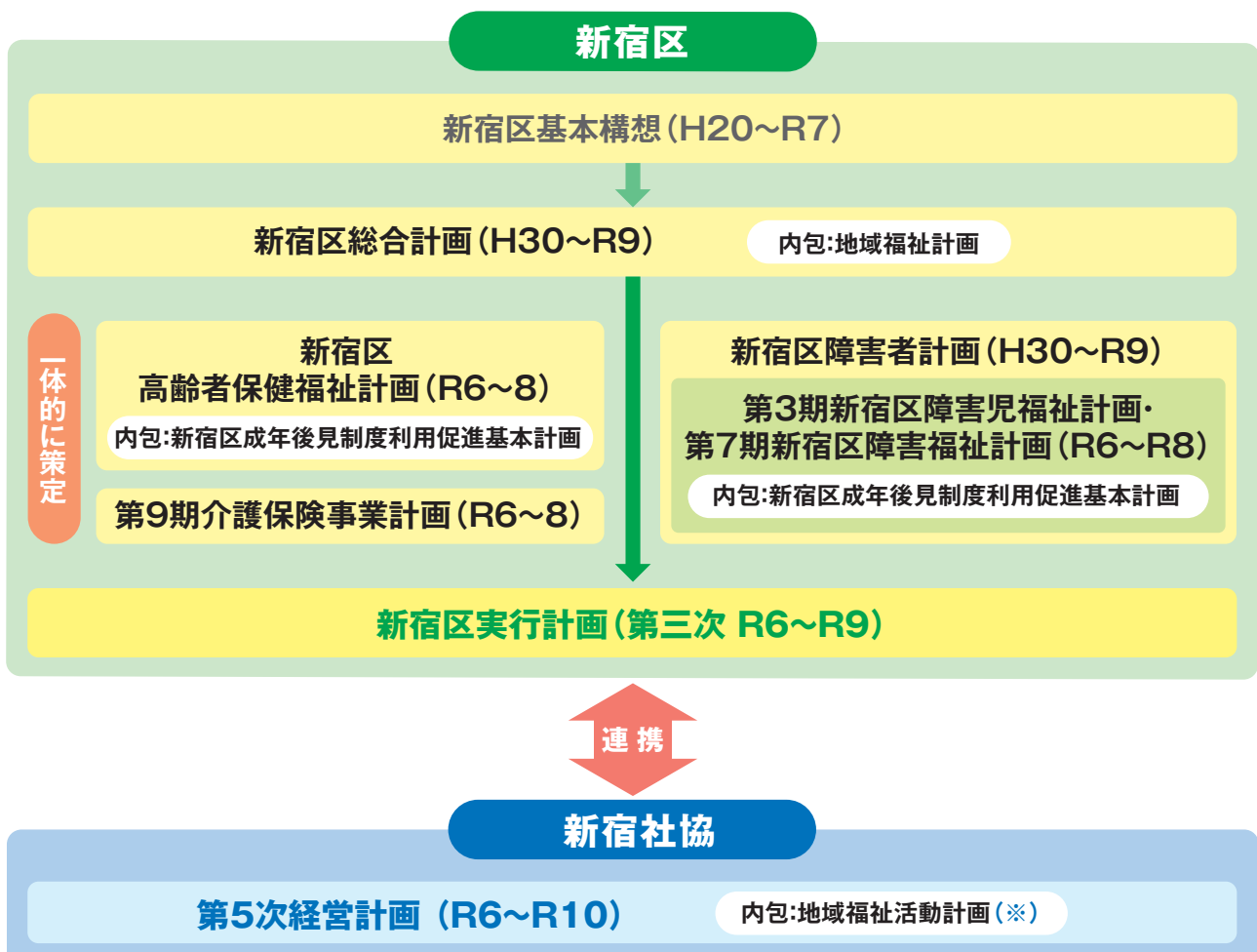
5 新宿区第三次実行計画(令和6年度～令和9年度)

新宿区は、平成29年12月に、基本構想で掲げる“めざすまちの姿”『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けて、すべての区民が心豊かに暮らすことができるよう生活を支えるとともに、商業・業務・文化・居住機能が集積する魅力ある都市としての強みを活かし、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを推進するため、平成30年度から令和9年度の10年間を計画期間とする新たな総合計画（基本計画、都市マスタープラン）を策定しました。

また、総合計画に示した施策を具体の事業として計画的に実施していくため、令和6年度から令和9年度の4年間を計画期間とする第三次実行計画が、令和6年1月に策定されました。第三次実行計画は、総合計画に掲げる「暮らしやすさ1番の新宿」、「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」、「賑わい都市・新宿の創造」、「健全な区財政の確立」、「好感度1番の区役所」の各施策が、将来大きな成果をもたらすよう、区が計画的に推進していく事業をまとめたものです。

なお、第三次実行計画には、「地域で支え合うしくみづくりの推進」と「認知症高齢者への支援体制の充実」という、新宿区から委託を受けて新宿社協が実施する事業も計画事業として位置づけられています。

《区の計画との関係》



(※) 地域福祉活動計画…社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社協が活動計画として策定する計画で、本計画に内包しています。

◆◆◆ ◆◆◆
第 2 章

第 5 次 經 營 計 画

1 基本理念

「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現

新宿区は、歴史や地理などを踏まえ 10 か所の特別出張所を単位として行政を推進しています。民生委員・児童委員協議会、町会・自治会も同様の単位を基礎としています。

また、高齢化率や外国籍住民の割合、住宅状況なども各々特徴があり、住民活動もこのような地域の特徴を意識したものが多くなっています。

新宿社協は、この特別出張所の区域を日常生活圏域（小地域）と捉え、住民主体の多様な活動が生まれ、支えあいの地域づくりが進むよう、これを「新宿型福祉コミュニティ」と定義し、活動してきました。

第5次経営計画では、これまでの理念を継承し、さらに発展させていきます。

この理念は、国が目指す「地域共生社会」や、「持続可能な開発目標（SDGs）」が目指す「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」と方向性は同じものです。

2 経営方針

第4次経営計画では、4つの経営方針（「1 住民などが支えあい活動を主体的にすすめられるような、土壌づくりと成長の支援を継続的に行います」「2 だれもが自分らしく暮らし続けられるよう、それぞれのニーズを丁寧に汲み取りながら、支援のネットワークをつくっていきます」「3 社会福祉法人、NPO、企業など、多様な主体と連携した支えあいの取り組みを発展させていきます」「4 新宿社協を理解し応援してくれる会員の輪を広げ、組織基盤の強化を図ります」）のもと計画を推進してきました。

第5次経営計画では、推進部会委員や新宿社協職員などで議論を重ね、提起された課題に対し、これからの新宿社協が進むべき道として、新たな4つの経営方針としました。

経営方針1

ライフステージ(※)に応じた参加の場と機会を育み、だれもが地域の
一員として自分らしく活躍できる支援を強化します。

(※) 子どもから高齢者まで、すべての方の状況・生活様式・ニーズのこと

新宿社協は、すべての年代を対象に、生活環境の変化に応じて支援を行っています。
誰もが気軽に参加できる支えあい活動を福祉教育と連動して進めるほか、参加者の
希望に沿った活動場所の発掘や居場所をつくる人、担う人への支援を進めます。

また、支えあい活動に参加していない人や参加が難しい人が気軽に活動に参加でき
るよう、地域に出向かない方法での参加や、すき間時間・短期・単発での活動参加な
ど、多様な参加方法・手段の充実を図ります。

さらに、誰もが地域の一員として自分らしく活躍できるよう、自分なりの役割や居
場所を見つけるための支援を行うことで、受け手が担い手になるなど新たな担い手の
参加につなげていきます。

経営方針2

複雑で困難な課題に真摯に向き合い、支援ニーズに応えるため、支えあい
の地域づくり支援と包括的な相談支援を両輪で進めます。

地域づくり支援では、さまざまな支えあいを育む地域コミュニティ形成に向けて、
住民、専門職、福祉団体、学校・企業、当事者など、多様な主体が地域生活課題に気
づき、つなぎ、受け止める支援ネットワークの充実を図る取り組みを進めます。

また、複雑で困難な課題を抱える世帯や相談につながりにくい人の支援ニーズに応
え、包括的な相談支援を行うために、身近な相談窓口の充実やアウトリーチなどによ
り、相談の垣根を下げる工夫を図ります。さらに、専門機関との連携を深め、本人に
寄り添い、ともに歩む支援を進めます。

経営方針3

多様な主体とのつながりを再構築し、分野を超えたネットワークから生まれる
取り組みを、ともに発展させます。

地域の団体などをつなぐ連携の要として、新型コロナの影響で希薄になった多様な
主体とのつながりを再構築します。多様な主体がそれぞれの強みを活かし、分野を超
えたネットワークから生まれる新たな取り組みを他の活動や団体などにつなげ、活動
を広げていきます。すでに地域で活動している地縁団体へも継続した支援を行い、団
体同士が主体的につながれるよう、働きかけます。

また、災害時にも生きる平時からのネットワークづくりを進めていきます。

経営方針4

持続可能な事業展開を図るため、組織基盤を強化するとともに、職員を育て活かし、活力あふれる社協を目指します。

経営方針4は、経営方針1・2・3の実現に向けた土台となる方針です。

新宿社協が安定した運営を行うためにも、新宿社協の取り組みやミッションを伝えるための効果的な広報を行い、理解者と支援者を増やし、自主財源確保の方策を進めます。

また、支えあいの地域づくり支援と職員の包括的な相談支援を両輪で進めるための人材育成を組織的に行い、職員が働き続けたくなる魅力ある職場づくりを進め、活力あふれる社協を目指します。

3 第5次経営計画で目指すもの

「地域づくり支援」と「職員の人材育成」

第5次経営計画では、地域づくり支援と職員の人材育成を大きな柱として進めます。この間、新宿社協では地区支援担当制を整備し、支援プロセスを通じた関係形成や、住民及び関係機関への活動支援などにより、地域づくりを推進してきました。

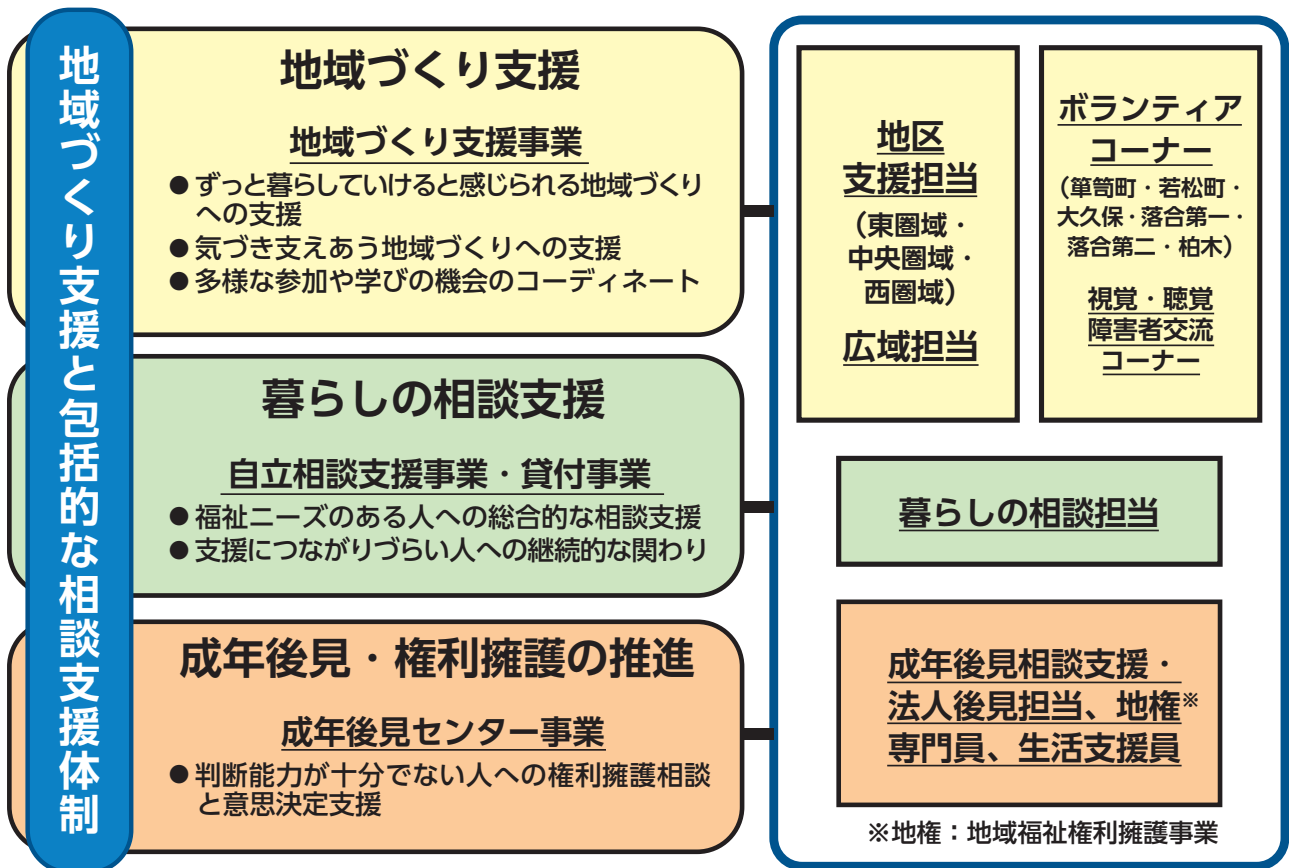
一方、コロナ禍を経て活動主体間のつながりの希薄化、支援者・参加者の固定化などが進み、社協部会ではつながりの再構築や新たな活動者の獲得に向けて、住民と関係機関が知り合う場と連携のしくみづくりについて課題提起されています。

個人や世帯単位で複数の分野にまたがる課題を抱え、単一機関や単独分野の関わりだけでは対応困難なケースはますます顕在化しています。個別性が高く、福祉ニーズが共有化されにくい新宿の地域性を踏まえ、地域の支援体制から取りこぼされてしまう人へのアプローチについても課題です。

こうした背景を踏まえ、地域づくり支援を新宿社協全体での取り組みとし、世代や分野を超えた主体が出会い、それぞれが強みを活かして地域生活課題に向き合う、多様な支えあいが生まれやすい地域福祉を推進します。また、多面的な視点で柔軟に地域を捉えることが得意な新宿社協ならではのコーディネートにより、受け手と担い手の相互性を担保し、だれもが自分なりの役割を持ち活躍できる地域コミュニティの形成を図ります。さらに、これまでの経験をもとに、多様な活動主体間の関係性を深め、参加者及び活動そのものの広がり支援するしくみを充実させるとともに、地域で生じているさまざまな課題の可視化と共有、福祉分野の枠を超えたネットワークづくりを進めます。

地域づくり支援及び包括的な相談支援を確実なものとするうえで、取り組みを担う職員の定着と人材育成は不可欠です。職員の経験や習熟度による支援の差が生じないように、地域での実践を通じた学びと育成を支援し、相談対応力の向上を図る組織的な人材育成の取り組みを計画的に進めていきます。

「地域づくり支援」と「職員の人材育成」のイメージ図



体制を担う人材の育成…地域での実践を通じた学びと育成・相談対応力の向上

4 第5次経営計画キーワード

みんなで、つなぐ・育む・広げていく

「3 第5次経営計画で目指すもの」を実行していくためには、新型コロナの影響で十分に取り組めなかった支援を、改めて見直しして実施することが必要であると考えます。

そのため、第4次経営計画のキーワード「つなぐ・育む・広げていく」は継続し、「みんなで」を加え、「みんなで、つなぐ・育む・広げていく」としました。「みんなで」を進めることを前面に、主体は「新宿社協」から新宿の地域に関わる「みんな」に変わります。「みんな」とは、地域の住民の皆さん、多様な活動団体、当事者団体、福祉分野を超えたさまざまな人や集団、そして新宿社協の私たちです。地域全体が一丸となって地域づくりに取り組んでいくさまを表しています。

これまで「つなぎ、育み、広げてきたもの」を礎に、地域全体で「みんなで」地域づくりに取り組んでいくことを表したキーワードを念頭に置き、本計画の5年間を進めていきます。



5 各施策における重点的な取り組み

施策1

支えあい活動に参加する多様な きっかけづくりと参画への継続支援



子どもから高齢者まで幅広くそれぞれのライフステージに応じて、支えあい活動に参加する多様な機会を提供し、気軽に活動へ参加できるように、参加の仕方や方法を工夫し、地域住民に活動への参画を働きかけていきます。

また、支援を必要としている人が心豊かな暮らしを実現できるよう行っている住民同士の支えあい活動や、支えあいの輪を広げていく居場所に関する活動など、それぞれの活動に寄り添いながら、ボランティア活動・地域活動に参画する活動者へ継続した支援を行います。さらに、支援を必要としている人も、その人の特技や経験が支えあい活動などにつながることで、誰もが地域の一員として自分らしく活躍できるよう、支援を進めます。

1 福祉教育・福祉体験学習の充実

福祉教育や福祉体験学習は、「多様性の理解や地域生活課題への気づきの場」となるように実施しています。その学びの中での気づきから支えあい活動に参加する意識が芽生え、実際に参加してみようというきっかけとなります。このような機会を活かし、気軽に参加できるボランティア活動を体験することを経て、地域活動やボランティア活動への継続した参加につなげていきます。

また、福祉教育や体験学習を推進していくためには、その協力者・協力団体との連携強化が重要です。新宿区内社会福祉法人連絡会には、各分野の福祉の専門職が多く会員となっています。地域の社会資源の一つである社会福祉法人には、地域での公益活動として福祉教育や体験学習への参加・協力を求めています。さらに当事者や当事者団体、支援者たちも含め、福祉教育に協力することで、地域活動への参加や活躍の場となるよう、取り組んでいきます。

2 だれもが役割を持ち担い手として参加できる活動の創出

誰もが担い手として参加できるよう、多様な参加の方法や手段を創出することで、活動参加につなげていきます。活動希望者の状況に応じて、オンラインを活用した非対面での活動など新たな参加方法による活動を創出していきます。

また、すでに社協活動に協力している人たちにも、他の社協活動や地域活動を紹介するなど、今までの活動経験や知識を別の活動でも活かせるよう、支援していきます。市民後見人として活動してきた人や市民後見人に向けて養成中の人が、それまで培っ

てきた権利擁護の視点を活かして地域の高齢者の見守り活動に参加するなど、事業の枠を超えた新宿社協内のさまざまな活動への参加を支援します。

そして、誰もが支援の受け手となるだけでなく、担い手側、支援する側であるという意識をもって、地区支援担当がきめ細かに支えあい活動をコーディネートしていきます。

3 居場所の立ち上げ・運営の支援と居場所への参加支援

人との交流ができなかった新型コロナ以降、サロン活動などの通いの場や子ども食堂などの居場所の重要性が見直され、居場所の立ち上げ相談が多く寄せられています。新型コロナの影響で活動を休止している通いの場などの再開に向けた支援も含め、居場所活動を継続していくための支援も引き続き行っていきます。

また、地域の中の居場所に参加する方法もさまざまです。交流の場に参加するだけでなく、オンラインでの参加や運動・レクリエーションの活動、居場所運営をサポートするボランティアとして参加する方法もあります。その人なりの参加方法・活動内容で参加できる居場所をともに探し、本人の参加意欲が向上し、継続して参加できるよう、支援を行います。

TOPICS

頼れる福祉の専門家と楽しく一緒に学ぶ ～ 新宿食支援研究会×四谷小学校 ～

「2週間前から急に食べられなくなった、80歳のおばあちゃん。どうすれば食べられるようになるのだろうか？」

新宿食支援研究会(※)のメンバーである言語聴覚士が、集まった児童達に呼びかけます。

「買い物に行っておげる。」「一緒にご飯を食べてあげる。」など、児童達はグループごとに話しあい、たくさんのアイデアが出ました。

食べられない理由がわからず、誰に相談すればよいのかわからないときは、悩みをひとり抱えずに、困っていることを誰かに伝えることが大切です。

「まちには『食』の専門家がいることを、みんなが知っていれば、困りごとを身近な人に伝えると、それを聞いた人が専門家に伝えて、困っている人が食べられるようになる!」。食事のことで困っている人を助けることができる「食支援サポーター」には、大人でも子どもでも、誰でも参加することができます。



(※)新宿食支援研究会…専門職だけでなく地域住民も参加し、「見つける、つなぐ、結果を出す、そして広める」という手法を用いて食支援を実践し、「最期まで口から食べられる街、新宿」を目指している。

施策2

気づき支えあう地域づくりへの支援と 複雑で困難な課題への包括的な相談支援



第4次経営計画では、既存の取り組みでは対応が難しい多様な地域生活課題にも目を向け、新宿社協の総合力と専門性を活かし、支援の幅を広げてきました。

連携や支援の範囲が広がり多面的な関わりが展開できるようになった一方で、これまで相談の声をあげる機会のなかった人や、複雑で困難な課題を抱える人からの相談は増加しています。支えあい活動の場の休止や人と人の関わりそのものの縮小があったコロナ禍を経て、「ずっと暮らしていけると感じられる地域づくり」、「気づき支えあう地域づくり」に向けた取り組みニーズは一層高まっています。

そこで、第5次経営計画では、支えあいの地域づくり支援と、複雑で困難な課題に向き合い支援ニーズに応える包括的な相談支援を両輪で進めます。1 地域づくり支援、2 暮らしの相談支援、3 成年後見・権利擁護を総合的に推進し、それぞれの機能を発揮しながら、関わりや相談の入口がどこであったとしても、受け止め、確かな支援につないでいきます。

1 気づき支えあう地域づくりへの支援

地域づくりの支援は、住民が主体的に地域の中で行っている活動の支援や、地域の中のネットワークづくりを行うなど、新宿社協が地域住民や団体、関係機関とともに支えあいの地域づくりを推進していく取り組みです。この取り組みでは、日常生活圏域ごとに配置した地区支援担当と拠点であるボランティアコーナーを中心に、個人や団体などの困りごとを解決するために、地域をつなぐ支援を行っています。

「ずっと暮らしていけると感じられる地域づくり」、「気づき支えあう地域づくり」に向けて、第5次経営計画では「地域づくり支援事業」として、福祉分野だけではなく、地域団体や企業などの枠を超え、住民と関係機関がつながる場、地域活動の参加支援、地域での居場所や役割を見出すなど、社会とつながる支援を地域住民と一緒に作っていきます。そして、顔の見える関係の中で地域生活課題を共有し、ともに考えていきます。引き続き、個別支援と地域支援を総合的に取り組み、地域を基盤に地域の中で助け合う力を引き出し、多様な支えあいや支援体制が育まれる地域づくりへの支援を行っていきます。

地域住民と関係機関などが「ずっと暮らしていけると感じられる地域づくり」「気づき支えあう地域づくり」を考え、参画できるような支援を着実に推進していきます。

2 福祉ニーズのある人への総合的な相談支援とつながり続ける支援

第4次経営計画期間中は、特例貸付実施や新型コロナの影響を受けて日常生活が変化したことにより生じた新たな福祉ニーズへの対応など、新宿社協の利用が今までな

かった層の住民も含め相談支援の取り組みを重ねてきました。

従前から生きづらさを抱えていた人や、地域社会と接点がなく支援が得られない人など、経済的な困窮以外にも地域生活課題を抱えている人からの相談は増加し、これまで以上に丁寧な関わりと総合的な支援力を発揮していく必要があります。特に、個別性の高い新宿の地域特性を踏まえると、孤立化していたり、支援が必要な状況でも自ら助けを求められない人は、支援に向けたつながりをつくること自体が困難です。そこで、個別訪問などアウトリーチや長期的な関わりの中で、課題の背景を理解し信頼関係を築く取り組みを充実させ、支援につなぎます。さらに、つながりが中断した場合でも、困った時にはいつでも相談が再開できることを伝え続けて「細くてもつながり続ける支援」を展開します。

あわせて、多様な福祉ニーズのある人が、困難があっても地域で安心して暮らせるよう、「暮らしの相談支援」と支えあいの地域づくりを一体で推進します。地区支援担当を中心に、地域ぐるみでニーズに気づき支援につなぐ地域ネットワークを広げ、住民と専門職の両方の視点を活かし、多様な福祉ニーズのある人の暮らし全体を捉えた総合的な相談支援を行います。

3 判断能力が十分でない人への権利擁護相談と意思決定支援

判断能力が十分でない人の相談では、8050問題などが重なり複雑な状況にあるケースが増加しています。このため、成年後見制度利用推進事業、法人後見事業、地域福祉権利擁護事業の3事業をケースの状況に応じて活用するなど権利擁護に関する相談支援を行っています。さらに、本人を取り巻く関係機関との連携だけでなく、近隣住民や町会等の地域団体と連携を図るなど、地域での本人の社会生活をより豊かなものにしていく意識を持って支援を行います。

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期基本計画」と言う。）では、成年後見制度の適切な利用支援や市民後見人などの担い手の活動拡充、意思決定支援を重視した本人が望む形での支援の推進などを挙げています。成年後見センターでは、こうした第二期基本計画とともに区の各地域の実情を踏まえて、地域連携ネットワークにおける中核機関として、より一層意思決定支援を採り入れた形での制度利用を推進していきます。

TOPICS 地域のニーズに気づき支えるネットワーク

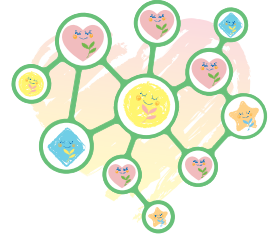
Aさんは50代の男性です。父と二人暮らしでしたが、父の急な長期入院により、一人暮らしになりました。近隣とのお付き合いはほとんどなく、軽度の知的障害があるAさんは、生活のことを誰にも相談できずに困っていました。勤務先には何とか出かけるものの、日々の食事、片付け、お金の管理、父の介護など、手に負えなくなっていました。

ある日、地域見守り協力員で近隣に住むBさんから、新宿社協暮らしの相談窓口につながりました。Aさんのことを気にかけていたBさんから状況を聞き取った職員は、すぐにAさん宅を訪問し、成年後見センターの職員と連携して、郵便物や日常的な金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業の利用につなげました。また、区内障害者団体や、Aさんの父の支援先である高齢者総合相談センター、Bさんや民生委員・児童委員さんなどのAさんをさりげなく見守る地域の人とともに、Aさんの支援ネットワークを調整しました。

Aさんは、自分らしく穏やかな暮らしを取り戻しています。

施策3

地域課題の解決を図るための ネットワーク再構築と取り組みの支援



新型コロナの影響で、地域の居場所であるサロン活動や地域イベントの中止などで地域の人が直接顔を合わせる機会が少なくなりました。会合にオンラインツールを取り入れるなど団体による運営の工夫はありましたが、地域活動のあり方や今までの関係も変化しました。

このような中、地域生活課題の内容は多岐に渡り、複雑になってきています。さまざまな角度から地域の課題を解決していくためには、顔の見える関係を結び直し、希薄になった関係を再構築していくことで、地域住民や団体などと課題を共有し、その課題解決に向けて参画を働きかける必要があります。そして、既存団体とともに多様な主体の分野を超えたつながりやネットワークを発展させながら、新たな取り組みが生まれるよう、支援していきます。

① 多様な主体のネットワークづくり

8050 問題など課題が重なり複雑な状況にあるケースや公的制度の狭間にある支援のニーズなど、新宿社協だけでは対応が難しいことが多々あります。地域の課題を解決していくためには、地域住民や専門職だけではなく、多様な分野の団体との連携が重要です。その一つとして、子どもから高齢者、障害者分野などの区内の社会福祉法人や事業所とネットワークを構築している新宿区内社会福祉法人連絡会があります。また、区内を中心に社会貢献活動に取り組む企業間のネットワークとして新宿 CSR ネットワークもあり、いずれも新宿社協が事務局を担っています。さらには、新宿では外国人支援や女性支援の団体、障害や医療関係などの当事者団体、地域活動を行う NPO・NGO など、多様な主体が活動しています。

このような多様な分野で活動している団体が専門性を活かして地域活動に参加できるようにつなげていき、新宿ならではのネットワークづくりを進めます。

そして、地域の課題解決のために新たな取り組みが生まれるよう、新宿社協が団体間のコーディネーター役となり、福祉分野だけではなく、地域団体や企業などの多様な主体の分野を超えたつながりを創出していきます。

② 既存団体とのネットワークの発展

新宿では、社会福祉法人をはじめ、多くの団体が地域に根差した活動を行っています。民生委員・児童委員や町会・自治会活動、地域のために居場所づくりをしているサロン団体、地域生活課題に取り組むボランティアグループや NPO・NGO 団体、専門性の強みを活かした社会貢献活動を行う企業など多くの既存団体が活躍しています。そしてこのような既存団体の応援があるからこそ、新宿社協の活動は成り立っています。例えば、民生委員・児童委員や町会・自治会の人たちとの信頼関係が深まり、地域の細かな情報が得られることで、地域のニーズにあった活動が実施でき、また、必

要な情報が多くの人に届きやすくなります。

地域では、新型コロナの影響で活動の制限や休止となったことにより、今までの顔の見える関係が途絶えたり、活動者の後継問題など、活動を継続することができないという課題も出てきました。気軽に会話や相談がしやすい環境の整備や新たな活動者を発掘するために、また、今までのような関係を取り戻して活動が継続できるように、ネットワークの再構築や、さらには既存団体とのネットワークを発展させる支援を行います。そのために、地区支援担当が継続したアプローチや支援を行い、団体同士がつながり、学び合えるようにコーディネートをしていきます。

また、災害時にも生き、安全安心につながる、平時からのつながりづくりのために、今まで築いてきた関係や地域活動を深化させ、ネットワークを発展させていきます。

TOPICS

災害時の取り組み

区で発災した場合、区が災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」）を立ち上げ、新宿社協は区との協定により、新宿社協職員を派遣し、災害VCの運営支援及び災害ボランティアのコーディネートを行います。地域の特別出張所は地域本部となり、避難所を管轄し、地域の発災状況の確認、ニーズ調査を行い、災害VCと連携をしていきます。

新宿社協では、災害VC設置運営訓練や区・災害支援団体などとの情報交換会を定期的に行い、平時から顔の見える関係づくりを進めています。また、他自治体の災害時には被災地への職員派遣を行い、現地での対応を経験しながら、いざというときに備えています。実際に被災地に派遣されたときは、住民同士の支えあい、さらには支援団体などとのつながりの重要性を感じました。だからこそ、新宿社協がこれから取り組む重点施策の一つである「多様な主体のネットワークづくり」「既存団体とのネットワークの発展」に取り組み、災害時にも活きる活動を目指していきます。



関係機関等と一緒に設置運営訓練を毎年行っています。



災害VCでの活動の流れ。(鋸南町災害VCへの職員派遣・2019年台風15号)

他自治体で災害が発生した場合は、現地からの要請を受け、東京都社会福祉協議会と区市町村社会福祉協議会における「災害時相互支援協定に関する協定書」等に基づき、被災地の災害VCの運営を支援する職員を現地に派遣します。

施策4

新宿社協の組織基盤の強化及び職員力を
活かし引き出す職場づくりと人材の育成



新宿社協は、第5次経営計画においても、引き続き、社会福祉法人としての各種法制度を遵守した組織運営に取り組むとともに、地域福祉を推進する中核的な団体としての役割を発揮できるよう組織基盤の強化を図っていきます。

また、法人の組織・事業の基盤強化を進める上で不可欠である、職員の人材確保・育成・定着のため、働きやすい職場環境の整備や職員の資質の向上を図るとともに、地域づくり支援を継承するしくみを構築することで、持続可能な事業展開をしていきます。

1 持続可能な事業展開を図るための組織運営

新宿社協の組織運営にあたり、法人の業務執行を決議する意思決定機関である「理事会」、役員を選任や解任、定款の変更などの法人運営の重要事項を決定する「評議員会」などにより、適正かつ安定した組織運営を進めます。

また、理事会の補助機関であり、区特別出張所区域(9地区)に設置する「社協部会」、さらに社協部会委員及び専門分野選出者、新宿社協理事から構成される「推進部会」の設置を継続し、両部会からの事業実施を通じた地域生活課題の解決に向けた意見や提言、毎年度の経営計画に基づく内部評価(事業成果)及び経営計画の進捗管理を踏まえ、適切かつ着実に事業を遂行していきます。

持続可能な事業展開を図るための財源基盤の強化として、社協会費の継続・新規納入や寄附金受領、収益事業(飲料自動販売機の設置等)や募金事業への協力など、自主財源の確保・拡大に取り組みます。

職員力を活かし引き出す職場づくりに向けては、一層、その基盤となる職員の確保・育成・定着につながるよう、メンタルヘルスの向上やハラスメントの防止などの労働安全衛生の向上を含めた、働きやすい職場環境を目指します。

新宿社協の理解者と支援者増を図るために、職員一人ひとりの情報量や知識を高め、対象となる人の関心や関わりに合わせた広報活動を強化していきます。さらに、職員が活躍することが、新宿社協の認知度を高める広報活動となるよう実践していきます。

2 組織的な取り組みによる職員の人材育成

新宿区は、商業都市としての機能を持つだけでなく、歴史や文化、外国にルーツのある住民や、多くの社会資源を有する、多様性に富んだ地域です。新宿社協の職員は、このような地域性から生じる複雑で多岐に渡る地域生活課題の解決に取り組んでいくこととなります。職員は、本人・家族・住民の力を高め引き出す支援に注力し、従前から小地域支援を実践してきた機動力と経験を活かし、新宿らしい地域共生社会の取

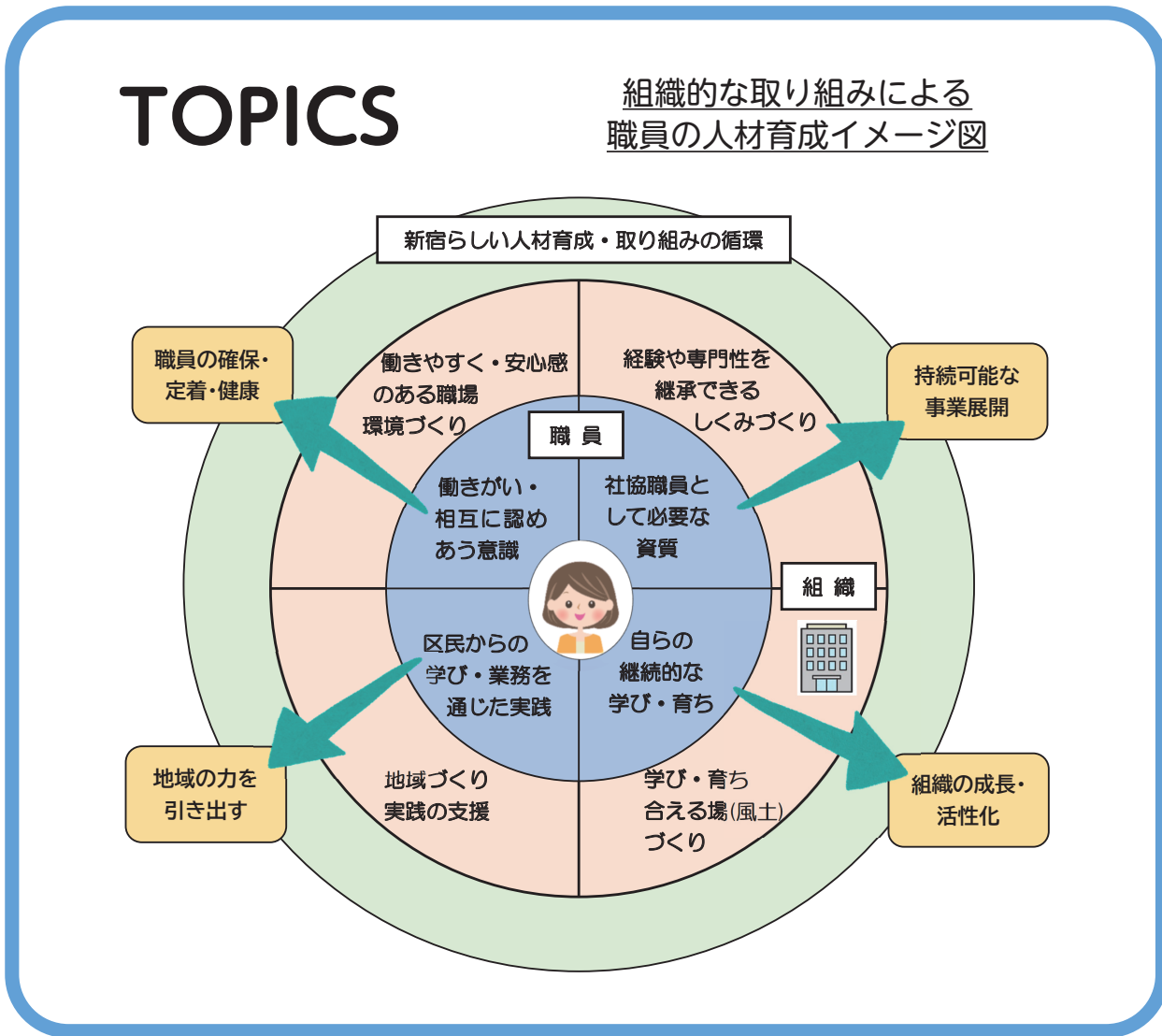
り組みを推進していきます。

特に、第5次経営計画の重点である地域づくり支援を担う「職員の人材育成」を組織的に取り組んでいきます。新宿社協の職員は、地域と関わる中で、地域に育てられながら実践を重ねてきました。地域での実践は、地域の情報・資源・特性などについて、地域住民から得られる学び、地域に育てられる学びでもあります。そこで、「地域づくり」支援を持続的に進めていくため、属人的になりがちな地域での実践から得た学びを、新宿社協全体で蓄積し、職員の誰でも継承できるようなしくみを構築していきます。

また、職員が自分自身で育つことを支援する学びの場づくりにも取り組んでいきます。研修という形で学ぶことだけでなく、業務を通じての学びや交流、意見交換による気づきを得て、自ら育つように支援していく学びの場をつくっていきます。

さらに、職員同士のコミュニケーションを大切に、自由に語り合える、心理的安全性のある、互いに助けあえる職場になるように取り組み、働き続けたいくなるような職場づくりを推進していきます。

そして、地域での実践を重ねた職員の着実な育成を継続することで、新宿区のみならず、気づき支えあう地域づくりへの支援と、複雑で困難な課題への包括的な相談支援を重点的に進めていきます。



6 個別事業



施策 1 支えあい活動に参加する多様な きっかけづくりと参画への継続支援

1 多様性の理解及び地域課題への気づきの場の提供

1-1-①	福祉教育の推進	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 子どもから高齢者までを幅広く対象として、教育委員会や地域住民、福祉関係機関、企業などと協力しながら福祉教育のプログラムを企画し、総合的なコーディネートを行います。 福祉教育・ボランティア体験を通じて、多様性の理解や地域課題への気づきの場を提供し、参加者がボランティア活動に参画するきっかけとなるように働きかけます。 地域の中で、誰もがいつでも気軽にボランティア活動に参加できるように、活動メニューを工夫し、施設・団体などでボランティア活動を行うことで、ボランティアの養成や地域に根差した活動へとつなげていくことを目指しています。			
2 取り組みの方向性 (1)学校や地域における福祉教育は、各社会福祉法人などの専門性を活かした内容を授業・講座に取り入れ、福祉教育の協力者・団体との連携を強化します。 (2)ボランティア体験は気軽に参加できる地域活動として、他事業と連携し、ライフステージに合わせたボランティアメニューの充実を図ります。 (3)福祉教育・福祉体験学習の推進に向けて、学校・学校関係者(スクールコーディネーターなど)と協力者・協力団体(当事者や地域の福祉団体など)とともに、地域との密着したネットワークづくりの支援を行うことで、当事者や当事者団体、支援者などが地域の中で活躍する場を広げていきます。			
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度
	福祉教育・福祉体験学習への参加者数	1,800人	2,200人
4 令和6年度予算額		自主	86,000 円

1-1-②	視覚・聴覚障害者支援事業	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーは、視覚障害・聴覚障害がある人のための社会参加の場です。当事者同士や支援者、障害について学ぼうとしている人たちの交流の場、情報交換、相互理解を深める活動の場、障害理解への啓発活動の場として運営をしています。 具体的な内容は、代読代筆、インターネットでの情報検索、多様な手法における情報提供、傾聴、交流活動グループの支援、当事者の関心が高い講座や講演会、障害理解教育のための福祉教育・福祉体験学習を地区支援担当とともにを行っています。			
2 取り組みの方向性 (1)交流コーナーの利用促進、当事者同士や支援者などが交流できるよう、IT機器などコミュニケーションツールの拡充をはじめ、当事者や支援者などのニーズに沿った利用支援及び活動をサポートする環境を整備します。 (2)多様性の理解や地域課題への気づきの場として、福祉教育・福祉体験講座を実施します。当事者団体や支援者、活動団体なども連携・協力して障害理解の普及と相互理解を進めていきます。 (3)交流コーナーの利用者が自分なりの役割、居場所を見つけられるように、既存の交流活動グループの運営や新規のグループ立ち上げ支援などを行います。また、新規の利用者の交流活動参加の機会となるように、多様な参加者同士による交流の輪を広げ、コーナーにおける活動の活性化を図ります。			
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度
	視覚コーナー年間来所者数	2,100人	2,250人
	聴覚コーナー年間来所者数	670人	820人
4 令和6年度予算額		区委託	16,261,000 円

1-1-③		認知症サポーターステップアップ事業	担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要 「チームオレンジ」※活動を推進するため、認知症サポーター養成講座修了生を主な対象とし、認知症に関する知識を習得し、対応力を向上させるステップアップ研修を実施します。さらに高齢者施設などでのボランティア体験を通して、認知症高齢者やその家族などを支援するボランティアの養成を目指し、住民同士の支えあいのまちづくりを推進します。 (※チームオレンジ…地域で把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズなど、ステップアップ研修などを受講した認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐしくみ)</p>				
<p>2 取り組みの方向性 (1)在宅で生活する困りごとのある認知症高齢者やその家族を支援するために必要な知識や対応スキルを習得するための「認知症サポーターステップアップ研修【基礎編】」を実施します。さらに【基礎編】修了生に対し、さらなるスキルアップや、活動継続のためのフォローアップを目的とした【応用編】を実施します。 (2)知識を習得するだけでなく、ボランティア体験などにより認知症高齢者への対応を学んだ修了生が、地域の認知症高齢者への継続的な支援活動として「チームオレンジ」や地域活動へ参加するよう促します。 (3)地域の認知症高齢者にとって「自分なりの居場所」となるコミュニティの構築を、修了生とともに区と協力しながら推進していきます。</p>				
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
	講座受講生の 延べボランティア継続活動者数	120人	180人	
4 令和6年度予算額		区委託	330,000 円	

2 支えあい活動への参加及び参画への継続支援

1-2-①		介護支援等ボランティア・ポイント事業	担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要 18歳以上の区内活動者が行う、高齢者などを支えるボランティア活動を支援します。活動内容に応じてポイントが付与され(1ポイントにつき100円)、年間50ポイント(5,000円)を上限に換金または寄附ができます。 また、ボランティア受入れ施設・団体の担当者が、ボランティアの受入れ調整に関わる役割及び地域との協働への視点を養う場として、学習の機会の提供やネットワークづくりを支援します。</p>				
<p>2 取り組みの方向性 (1)ボランティア活動希望者が気軽に活動を始めるための講座開催や事業周知、及び新たなポイント付与の拡充を検討し、新規活動者を増やします。 (2)活動登録継続確認を活用した未活動者の掘り起こしや、フォローアップ研修・交流会の開催など、既存活動者の活動継続を支援します。 (3)誰もが参加できる活動として、社会の動向に合った新たな活動方法を創出し、参加のきっかけづくりや活動の場を増やしていくことを目指します。</p>				
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
	介護支援等ボランティア・ ポイント事業登録者数	980人	1,300人	
4 令和6年度予算額		区委託	8,253,000 円	

1-2-②	生活支援体制整備事業	担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要</p> <p>高齢者が住みなれた地域で安心して生活を続けられるよう、区や高齢者総合相談センターと連携して地域全体で高齢者を支えるためのしくみづくりを推進します。第1層生活支援コーディネーターを2名配置し、各地区支援担当とともに、地域の活動者や元気な高齢者などの参加を得て、住民主体の生活支援サービス(活動)の創出や、生活支援の担い手の養成、連携の基盤づくりを進めます。また、地域住民やさまざまな関係団体が連携し、地域の互助力を高める協議を行う生活支援体制整備協議会を区と連携しながら運営します。</p>			
<p>2 取り組みの方向性</p> <p>(1)普及啓発などの講座を実施し、地域の支えあい活動(地域活動)への参加を促し、世代に関わらず一人ひとりが役割を持てるようなコーディネートを第1層生活支援コーディネーターが地区支援担当とともにを行います。</p> <p>(2)生活支援体制整備協議会、調整部会からの意見を受け、第2層生活支援コーディネーターと連携し、地域住民や多様な団体などとのネットワークを活用し、住民主体の支えあい活動の立ち上げや運営支援を行います。</p> <p>(3)誰もが自分に合った身近な居場所とつながれるように、新宿区医療・介護・通いの場情報検索サイト(さがせる新宿)の通いの場に掲載する情報の充実を図り、周知を行います。</p>			
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度
	支えあいの活動の立ち上げ支援件数	15件	20件
	支えあいの活動の運営支援件数	60件	70件
4 令和6年度予算額		区委託	19,135,000 円

1-2-③	ちょこっと・暮らしのサポート事業	担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要</p> <p>日常生活での困りごとがあり、ボランティアによる援助を必要としている人を、地域のボランティアが支援する支えあい活動です。お互いさまの支えあいの輪を広げ、より住みやすい地域づくりにつなげます。安全性を十分に考慮し、支援を必要とする利用者(個人)が利用しやすく、活動者(個人または団体)が活動しやすいよう、内容、頻度、時間、利用料など、双方の状況や意向に沿って柔軟に活動調整(マッチング)するとともに、活動者の継続的な活動を支援するため、また新たな活動者を増やすための講座を実施します。</p>			
<p>2 取り組みの方向性</p> <p>(1)丁寧なアセスメントにより利用者のニーズを適切に把握すること、継続活動中のマッチングへのフォローアップ、協力員が継続的に活動できる多様な支援内容を創出します。また、従来受け手となっていた利用者が担い手となり、支えあい活動に参加するためのコーディネートなど、事業への利用や協力の方法を柔軟に捉えつつ、活動を調整します。</p> <p>(2)どの地区でも同様な活動調整ができるよう、課内ミーティングなどを通じて定期的な事例分析を行い、コーディネートの平準化を図ります。</p> <p>(3)実際の活動に活かせる内容の講座を実施し、協力員の活動継続を支援するとともに、幅広く周知を行い、新たな協力者の支えあい活動への参加を促し、活動可能な協力員を増やします。</p>			
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度
	協力員数	550人	590人
	延べ活動回数	2,400件	3,500件
4 令和6年度予算額		自主/区補助	915,000 円

1-2-④		地域見守り協力員事業	担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要 地域見守り協力員が、一人暮らしなどの高齢者を定期的に訪問し、安否の確認及び見守りを行い、孤独感の解消及び事故の未然防止を図るほか、生活状況に応じて高齢者総合相談センターなど関係機関による支援につなげることにより、高齢者を地域で支えるしくみづくりを進めます。 対象は、区内に住所を有する、75歳以上の一人暮らしまたは75歳以上の高齢者のみの世帯などです。</p>				
<p>2 取り組みの方向性 (1)支援を必要としている人が事業の利用につながるよう、見守りを必要とする対象者の把握に向け地域の関係機関と連携を図ります。 (2)若年層だけでなく、元気高齢者へも事業の周知を行い、地域の中での高齢者の見守りに対する理解者を増やし、支えあい活動につなげます。 (3)見守り協力員の日々の見守り活動や継続した活動に向けて、見守り協力員連絡会を協力員の活動意欲の向上を目的とした内容で実施します。また、事業に関心のある人が連絡会に参加し、地域の中で見守り合うことの大切さを広めることで、地域の中で高齢者を見守り、支えるしくみづくりの推進をします。</p>				
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
	地域見守り協力員事業 新規登録利用者数	120人	140人	
	地域見守り協力員事業 新規登録協力員数	100人	120人	
4 令和6年度予算額		区委託	30,994,000 円	

1-2-⑤		ファミリーサポート事業	担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要 子育て支援を受けたい利用会員と、子育ての援助を行いたい提供会員の支えあいの活動です。 地域での子育ての支援と児童の福祉の向上を図るとともに、住民の相互援助活動の育成、支援、調整を行っています。</p>				
<p>2 取り組みの方向性 (1)利用会員のニーズが多様化し、依頼内容も多岐にわたっているため、利用者のニーズの把握に努め、事業内容を区と調整しながら推進します。 (2)提供会員講習会のPRを工夫し、提供会員の増に努めます。提供会員が安全に活動を継続できるよう、ステップアップ研修など、活動を支援するための研修を充実します。 (3)相互援助活動に対する理解を深め、利用会員と提供会員が互いの立場を尊重しながら活動することにより、将来的に利用会員が提供会員としての活動につながるよう、地域での支えあいの循環を目指します。</p>				
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
	利用会員数	2,800人	3,000人	
	提供会員数	370人	385人	
4 令和6年度予算額		区委託	31,222,000 円	

※1-2-⑥ 成年後見・権利擁護の推進(市民後見人の養成)は、43ページに掲載

3 居場所の運営及び参加の支援

1-3-①		地域活動者実践講座		担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要</p> <p>地域課題に関心がある区民(在住・在勤・在学)を対象に、地域の中で住民主体の活動を実践できるよう養成講座を行います。地域のニーズに合った講座内容とし、効果的に周知します。</p>					
<p>2 取り組みの方向性</p> <p>(1)地域ニーズや社会動向をもとに、地域の施設や専門職など多様な団体などと連携しながら活動実践に役立つテーマで講座を行い、主体的な活動につながるような人材の発掘をし、受講につなげ、活動者の養成を行います。</p> <p>(2)年間を通じた講座とし、初回講座を受講後、他事業の講座や実践的な活動につなげます。年度末に、継続的な活動や修了生のネットワークづくりのため、受講者同士の情報交換の場を設けます。受講開始から、地域活動実践に向けて受講者に寄り添った継続的な支援を各地区支援担当が行います。</p>					
		指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
3	指標	修了生の実践活動支援 (地域活動につながった人数)	10人	15人	
4	令和6年度予算額		自主	97,000 円	

1-3-②		ふれあい・いきいきサロンの運営支援		担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要</p> <p>地域の誰もが参加できるふれあい・いきいきサロン(以下、「サロン」)は、住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、交流を通して生きがいづくりや仲間づくり、支えあいの輪を広げる場所です。新宿社協は、サロンの普及啓発、立ち上げや継続した運営を支援します。</p>					
<p>2 取り組みの方向性</p> <p>(1)登録サロンが安定して運営できるよう、地区支援担当が定期訪問を行い、サロンのニーズを把握し、必要な支援を行います。サロン運営の参考となる取り組みの共有や横のつながりをつくる場として、連絡会や講座を開催します。</p> <p>(2)新たな担い手を増やすため、他事業と連携してサロン活動の効果や、活動内容の周知を進めます。サロンの立ち上げに関する相談に応じ、自分なりの居場所づくりを支援します。</p> <p>(3)サロン活動の周知や広報を通じて、地域住民のサロン参加を支援します。地域の団体と情報共有を行い、多様な通いの場を把握し、希望に応じた居場所の情報を提供します。</p>					
		指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
3	指標	支援サロン数	72サロン	76サロン	
		延べ参加人数	23,500人	27,000人	
4	令和6年度予算額		自主	154,000 円	

4 地域ささえあい活動助成金

1-4	地域ささえあい活動助成金		担当課	法人経営課・地域活動支援課
1 事業概要 地域ささえあい活動助成金(以下、「ささえあい助成」)は、赤い羽根共同募金(個別事業 4-1-②)や歳末・地域たすけあい運動募金(個別事業 4-1-③)の地域配分を財源として、区内での地域団体による支えあい・たすけあい活動及び高齢者、障害者などの当事者団体による福祉活動など、地域のニーズに基づいた取り組みに対し、経費の一部を助成することで、区内の地域福祉の向上を図ります。				
2 取り組みの方向性 (1)助成金の周知を図り、地域福祉の向上のために有効的に活用されるよう取り組みます。 (2)助成希望団体に対し、助成金による支援だけでなく、多様な社会資源やボランティアの調整など新宿社協の強みを活かし、職員間で情報を共有しながら総合的に支援を行います。				
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
	ささえあい助成 申請件数	15件	25件	
4 令和6年度予算額		自主	10,491,000 円	

施策 2

気づき支えあう地域づくりへの支援と
複雑で困難な課題への包括的な相談支援



1 地域づくり支援

2-1-①	地域づくり支援事業	担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要</p> <p>地域づくり支援は、住民が主体的に地域の中で行っている活動の支援や、地域の中のネットワークづくりを行うなど、新宿社協が地域住民や団体、関係機関とともに支えあいの地域づくりを推進していく取り組みです。</p> <p>地域の多様な生活課題を受け止め、つなぎ、包括的な相談支援を行うために、自立相談支援事業(個別事業 2-2-①)などの「暮らしの相談支援」と一体的に地域づくり支援を行います。車椅子や地域行事用機材、福祉体験用機材の貸出も行い、地域の支えあい活動を推進します。</p> <p>各地区に地区支援担当を配置し、ボランティア・市民活動センター、東分室、6つのコーナー(笹筒町・若松町・大久保・落合第一・落合第二・柏木)を拠点に地域づくり支援を展開します。</p>			
<p>2 取り組みの方向性</p> <p>(1)ずっと暮らしていけると感じられる、気づき支えあう地域を目指して、多様な支えあいや支援体制が育まれる地域づくりを行います。そのために、地区支援担当は個別支援から地域支援のコーディネート、関係機関などとの連携を行いながら、地域活動を進めます。</p> <p>(2)地域の多様な生活課題を受け止め、包括的な相談支援を重ね、住民や専門職が気軽に交流や相談できる場、地域課題を知る機会を作るなど、分野を超えた多様なネットワークによる地域課題の解決を図ります。</p> <p>(3)地域行事用機材、福祉体験用機材の貸出をきっかけに関係をつくり、新宿社協の取り組みや地域活動への理解を深め、貸出団体などが地域の支えあいの取り組みに参画するよう、地区支援担当が地域のつなぎ目となります。</p>			
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度
	相談対応した件数	900件	1,000件
	車椅子・地域行事用機材の貸出件数	600件	630件
4 令和6年度予算額	自主	1,799,000 円	

※2-1-② 生活支援体制整備事業は、36ページに掲載

2 暮らしの相談支援

2-2-①		自立相談支援事業		担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要 社会的孤立、経済的困難、単身高齢世帯の増加、8050問題などを背景とした、一つの支援制度だけでは解決が難しい複合的な課題を抱える人に対し、自立相談支援と家計改善支援を行います。区や関係機関との連絡調整及び、事業間の調整を図り、地域のつながりづくりや支援ネットワークとの協働を通じて、生活課題の受け止めと包括的な支援を行います。</p>					
<p>2 取り組みの方向性 (1)相談者が抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)した結果を踏まえ、支援に向けたプランを作成し自立相談支援及び家計相談支援を行います。 (2)暮らしの相談支援、地域づくり支援、成年後見相談などで把握した複合的な課題を抱える人に対して、地区支援担当、専門機関、地域の活動者・団体と協働・連携し、支援ネットワークを展開することで、包括的な相談支援を行います。 (3)貸付(緊急小口資金・総合支援資金)利用者などに対し、生活状況の確認を行い、貸付後も生活課題の解決が難しい世帯の生活再建につながるよう支援します。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度	令和10年度	
	延べ相談件数		130件	180件	
	利用申込件数		10件	15件	
4 令和6年度予算額			区委託	13,983,000 円	

2-2-②		生活福祉資金貸付事業		担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要 所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯、失業などにより困窮する世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする事業です。貸付資金としては、教育支援資金、福祉資金福祉費(出産・葬祭、転宅、療養、災害、就職支度、生業、技能習得)、緊急小口資金、総合支援資金があります。高齢者世帯を対象に、保有する不動産を担保に生活資金を貸し付ける不動産担保型生活資金も実施します。 新型コロナ特例貸付(令和2年3月25日から令和4年9月末まで申請受付)については、償還開始後も困窮状態が続く世帯などへ支援を継続します。 本則及び特例の両貸付において、生活全体をとらえた相談支援とフォローアップ支援を実施します。</p>					
<p>2 取り組みの方向性 (1)世帯の自立と生活の安定に向けた相談支援と、必要な貸付を行います。複合的な課題を抱え償還困難な状態にある借受世帯や相談者には、他事業及び関係機関と連携し、総合的に支援します。 (2)新型コロナ特例貸付のフォローアップ支援では、償還・償還免除・償還猶予などに係る相談に対応するとともに、借受世帯の課題や実態を把握し、個々の状況に応じた支援を行います。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度	令和10年度	
	貸付実績		10件	15件	
	新規相談件数		1,500件	2,000件	
4 令和6年度予算額			東社協委託(本則)	13,258,000 円	
			東社協委託(特例)	29,880,000 円	

第2章

2-2-③		受験生チャレンジ支援貸付事業		担当課	地域活動支援課
1 事業概要					
<p>中学3年生または高校3年生などで、進学を希望する子がいる一定所得以下の世帯に対し、学習塾などの受講費用、高校や大学などの受験費用にかかる相談及び貸付を行います。貸付金は高校、大学などに入学し、所定の手続きを経て償還免除されます。</p>					
2 取り組みの方向性					
<p>(1)本事業がより広く認知され、該当世帯の確実な利用につながるよう、区や教育委員会などと連携しながら、あらゆる機会、場所を捉えて周知を継続していきます。</p> <p>(2)借入申込者の制度理解に合わせた申請支援を行い、世帯状況を把握し、学費支援制度の検討が必要な世帯には、本事業の申請支援にとどまらないきめ細かな相談対応を行います。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度		令和10年度
	貸付実績		210件		230件
	関係機関などへの周知件数		30件		40件
4 令和6年度予算額			区委託	9,500,000 円	

2-2-④		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業		担当課	地域活動支援課
1 事業概要					
<p>母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受ける人が対象となる「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金」及び、児童扶養手当の支給を受け、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている人が対象となる「ひとり親家庭住宅支援資金」の貸付を行います。</p> <p>「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金」は、入学準備金及び、就職準備金の貸付です。「ひとり親家庭住宅支援資金」は、住居の借り上げに必要な資金の貸付です。</p> <p>両資金ともに、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とし、要件を満たした場合、申請により返済債務額が全額免除されます。</p>					
2 取り組みの方向性					
<p>区子ども家庭課と連携して制度周知を図り、利用世帯への継続的で総合的な支援を行います。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度		令和10年度
	貸付実績		3件		3件
4 令和6年度予算額			東社協委託	10,000 円	

2-2-⑤		応急小口資金貸付事業	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 区の補助金を社会福祉法人新宿区社会福祉協議会応急小口資金貸付基金として管理し実施している事業です。緊急かつ一時的に資金を必要として、一般の金融機関など、他からの借り入れが困難な世帯に対し、必要とする資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、複合的な課題の解決への支援となる事業です。				
2 取り組みの方向性 (1)相談支援と資金の貸付により生活再建や生活意欲を高めるとともに、貸付後、返済完了までの継続的な支援を自立相談支援事業(個別事業 2-2-①)などと連携して行います。また、滞納者には早期に適切なフォローを行い、生活の安定が図れるよう支援します。 (2)相談者の課題の把握と貸付の必要性を丁寧にアセスメントし、申請から貸付までを迅速に行えるよう職員間の情報共有による複数職員対応の体制をつくります。 (3)関係行政機関や、他事業で受けた相談から事業利用へとつながるよう、周知を行います。				
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
	償還率	80%	90%	
	自立相談支援事業など他機関との連携による貸付件数	5件	10件	
4 令和6年度予算額		自主/区補助	17,580,000 円	

3 成年後見・権利擁護の推進

2-3-①		成年後見制度利用推進事業	担当課	成年後見センター
1 事業概要 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の利用推進を図り、地域福祉権利擁護事業(個別事業 2-3-③)及び法人後見事業(個別事業 2-3-②)と連携し、相談・支援を行います。また、地域連携ネットワークの中核機関として、関係機関などと連携を図りながら、制度が必要な人への利用促進のため、相談支援、地域への制度の普及啓発、後見人などの支援及び市民後見人の養成を推進します。				
2 取り組みの方向性 (1)複雑で困難な課題があるケースを包括的に支援するため、他事業の相談支援事業との連携を一層密にし、関係機関との連携強化及び広い視野での地域との連携の拡充を図り、成年後見センターとして積極的に相談支援に取り組みます。 (2)住民にとって身近で活用しやすい成年後見・権利擁護の相談窓口を目指し、意思決定支援の視点を大事に本人が望む形で、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう相談支援に取り組みます。 (3)国の第二期成年後見制度利用促進基本計画及び区の地域性や状況を踏まえ、気づき支えあう地域づくりの視点を持ちながら、市民後見人の活躍機会の拡充、適切な後見制度利用と後見活動の支援などを進めるとともに、地域連携ネットワークにおける中核機関としてコーディネート機能を強化します。				
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
	相談者数	2,700件	2,800件	
4 令和6年度予算額		区委託	74,301,000 円	

2-3-②		法人後見事業		担当課	成年後見センター
1 事業概要					
<p>新宿社協が法人として、成年後見人等、任意後見人及び後見等監督人となる「法人後見」を実施しています。</p> <p>地域福祉推進の主体として区民に認知され、地域で一定の信頼を得ている新宿社協が、法人後見を行うことで成年後見制度利用の一層の促進を図るとともに、新宿社協が有する経験やネットワークを活かした支援を行います。また、地域住民が「法人後見協力員」として活動することで、住民主体の地域福祉の更なる推進を図ります。</p>					
2 取り組みの方向性					
<p>(1)本事業の周知については、引き続き区報や新宿社協の広報媒体を活用するとともに、任意後見事業については新宿社協による受任に限らず、同事業をきっかけとして自身の将来などについて不安を持つ相談者に対し、他事業や地域の社会資源などを含め、相談内容に応じ適切な事業・制度につなげられるようにします。</p> <p>(2)国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において優先取り組み事項の一つとして挙げられている「担い手の確保・育成の推進」に係る新宿社協以外の法人後見実施団体への支援について、今後東京都が定める育成方針などの動向を確認しながら進めていきます。</p> <p>(3)法人後見業務で得た知見を、市民後見人の法人後見監督業務や相談業務に活用し、より一層具体的な助言・指導を行います。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度		
	年度末受任件数 (法定・任意累計)	23件	26件		
	後見人等活動状況 (法定・任意)	2,000件	2,500件		
4 令和6年度予算額		自主/区補助	24,050,000 円		

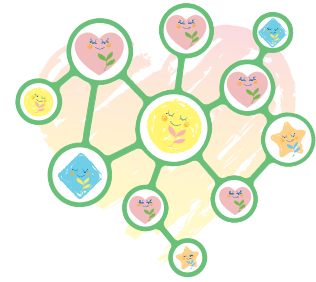
2-3-③		地域福祉権利擁護事業		担当課	成年後見センター
1 事業概要					
<p>認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、事業の利用推進を図り、成年後見制度利用推進事業[区委託事業](個別事業 2-3-①)及び法人後見事業(個別事業 2-3-②)と連携し、相談・支援を行います。本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関しての相談を中心に、必要に応じて日常的な金銭管理の援助、通帳・印鑑などの預かりを行います。支援にあたっては地域住民が生活支援員となって、職員、関係機関などと連携を図りながら、本人を中心とした支援ネットワークの形成を進めます。</p>					
2 取り組みの方向性					
<p>(1)今後も増加が予測される判断能力が十分でない人に対し、日常生活の範囲内で支援する事業として活用してもらえるよう、事業の理解を促進します。関係機関、金融機関のほか、特に対象者を身近で見守る地域住民に向けた事業の周知を進めます。</p> <p>(2)他事業や関係機関との連携強化を進め、利用者の判断能力の低下を的確に掴み、市民後見人による受任の可能性も視野に適切な時期に成年後見制度へ移行できるよう支援を行います。</p> <p>(3)安定的かつ継続的な事業展開を行うため、地域住民による事業の担い手である生活支援員の確保と、新型コロナの影響により十分に行えなかった職員と生活支援員の連携の強化を図ります。また、東京都社会福祉協議会からの事業委託費の動向、生活支援員への報酬増額、生活保護受給利用者(利用料免除)増により利用料増収が困難などの状況を受け、財政的に安定して継続できるよう、関係機関と協議・調整します。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度		
	新規相談件数	170件	190件		
	延契約件数	140件	150件		
4 令和6年度予算額		東社協委託等	33,538,000 円		

4 避難者支援

2-4		避難者支援		担当課	地域活動支援課
1 事業概要 2011年3月の東日本大震災以後、引き続き区内の避難者に対して、生活の安定化に向けた情報提供や相談支援を行うとともに、地域コミュニティの中で、避難者同士及び地域住民との交流の場づくり、関係づくりを支援します。					
2 取り組みの方向性 (1)区内の避難者数は、避難先での定住、避難元への帰還により、漸減していますが、情報紙の戸別配布を継続し、避難者の現状把握と関係各県との連携による支援を継続します。 (2)避難者も地域で暮らす生活者として捉え、地元の町会・自治会や関係機関と連携し、避難者が暮らす地域全体を対象に地域活動の支援を行います。 (3)新宿区民となった被災者の状況把握や継続支援について、区内関係各課及び被災県と連携し対応していきます。 なお、「第2期復興・創生期間」(令和3～7年度)以降の本事業の継続については、都の動向を踏まえ対応します。					
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度		令和10年度	
	情報紙の戸別配布実施回数	12回		12回	
4 令和6年度予算額		東社協補助	5,366,000 円		

施策 3

地域課題の解決を図るための
ネットワーク再構築と取り組みの支援



1 多様な団体とのネットワークづくりと発展

3-1-①		社会福祉法人としての公益的な取り組みの推進	担当課	法人経営課・地域活動支援課
1 事業概要				
<p>平成29年9月に新宿区内社会福祉法人連絡会(以下、「連絡会」)が発足しました。連絡会は、社会福祉法人による地域での公益的な取り組みを推進することを目的に、各法人が培ってきた専門性や人材、経験などを活かし、連携・協働する場です。新宿社協はこの連絡会の事務局として運営を支援しています。</p>				
2 取り組みの方向性				
<p>(1)社会福祉法に基づき、「地域における公益的な取り組みを実施する責務」を果たすために、社会福祉法人の連携・協働による実践に向けた協議、研修、交流活動などを引き続き行い、地域共生社会づくりに向けて取り組みます。</p> <p>(2)人材育成など会員の共通課題について取り組むとともに、財源確保や参加法人の拡大など連絡会の活性化を進めることで、連絡会の組織・連携強化を進めます。</p> <p>(3)分野を超えた多様な団体とのネットワークづくりや三者連携(民生委員・児童委員、社会福祉法人、社協)を進めるとともに、会員の専門性を生かした取り組みなどを通して、地域課題の発見・共有及び解決に向けた取り組みを展開していきます。</p>				
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
	地域公益活動参加協力	4回	6回	
	定例会参加会員数	20会員	25会員	
4 令和6年度予算額	自主	718,000 円		

3-1-②		民生委員・児童委員協議会との連携	担当課	法人経営課
1 事業概要				
<p>住民一人ひとりの課題の改善・解決や小地域における地域福祉コミュニティづくりに向けて、民生委員・児童委員協議会(以下、「民児協」)と連携して活動しています。地域ニーズの把握など地域に密着した活動をする民児協と新宿社協の連携により、新宿区の地域福祉を推進します。</p>				
2 取り組みの方向性				
<p>(1)各地区の民児協が行う定例会及び高齢者・児童・障害など分野ごとの部会への出席、民児協と新宿社協との懇談会(研修会・連絡会)などを通じ、新宿社協の取り組みへの理解及び顔の見える関係づくりを進めます。</p> <p>(2)新宿社協の事業や地域のさまざまな団体などとの連携を進め、地域課題の解決に取り組んでいきます。</p> <p>(3)民生委員・児童委員活動の理解に努め、民児協が実施する研修活動や地域活動(保育園等への絵本配布など)への協力・連携を強化します。</p>				
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
	懇談会(研修会・連絡会)の実施回数	6回	8回	
4 令和6年度予算額	自主	1,923,000 円		

3-1-③		町会・自治会等地域団体との連携	担当課	法人経営課
1 事業概要 町会・自治会などの地域福祉を担う地域団体への支援及び連携により、住民一人ひとりの課題の改善・解決や小地域における地域福祉コミュニティづくりを進めます。				
2 取り組みの方向性 (1)各地区の町会・自治会の定例会などへの出席や、さまざまな媒体(掲示板/広報紙/ホームページ/SNS)の活用・連携により、新宿社協の取り組みへの理解へつなげていきます。 (2)地域団体が取り組む地域福祉活動について、各団体や地域の状況を踏まえた活動支援を行うとともに、多様な地域団体との連携・協働の機会づくりに努めます。				
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度	令和10年度
	区内事業所等への社協広報紙及びチラシの配架先数		2件	10件
	町会・自治会への出前講座回数		2件	10件
4 令和6年度予算額		自主	228,000 円	

3-1-④		NPO・新宿CSRネットワーク等による市民活動の支援	担当課	地域活動支援課
1 事業概要 新宿社協が中間支援組織として、地域住民やさまざまな活動分野のNPOなどの団体、新宿CSRネットワーク※との、協働しやすい環境をつくり、地域福祉の向上を目的とした市民活動を進めます。 さまざまな団体に、社会貢献活動のきっかけとなる情報を提供し、交流の場づくりをしていきます。 (※新宿CSRネットワーク…区内を中心にボランティア・社会貢献活動に取り組む企業の任意団体)				
2 取り組みの方向性 (1)新宿CSRネットワークのほか、ホームページやSNSを活用して、社会貢献活動に関心のあるNPOや企業などへ情報発信し、さまざまな団体の強みを活かした地域貢献活動を促します。 (2)新宿CSRネットワークをはじめ、NPOや企業、新宿区内の社会福祉法人など、多様な主体・分野を超えたネットワークづくりを行います。				
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度	令和10年度
	NPOと企業の地域イベント参加数		3件	5件
	ホームページやSNSを活用した情報の発信		5件	8件
4 令和6年度予算額		自主	66,000 円	

2 地域づくり支援事業

※3-2 地域づくり支援事業は、40ページに掲載

3 災害ボランティアセンターの運営支援等

3-3	災害ボランティアセンターの運営支援等	担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要 発災時に区が立ち上げる新宿区災害ボランティアセンター(以下、「災害VC」)の運営支援及び災害ボランティアのコーディネートを行います。発災時に災害VCがその役割を遂行できるよう、平時より、各職員が災害VCの役割を理解するための設置運営訓練を実施します。また、災害時のボランティア活動の理解につながる講座の実施や区・関係団体などとの連絡会議を行います。</p>			
<p>2 取り組みの方向性 (1)発災時に地域住民と連携できるように、災害時のボランティア活動の理解につながる普及啓発の講座などを継続して行います。 (2)実践に役立つ訓練を実施し、災害VCの運営を担える体制を整えます。また、運営の効率化を図るため、運営システムなどのICTの活用を進めます。 (3)区との連携をはじめ、NPO・NGO、地域防災に取り組んでいる民間団体等と意見交換及び協定を結ぶなど、安心安全のための平時からのつながりづくりを行います。</p>			
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度
	災害ボランティア講座受講者数	20人	30人
4 令和6年度予算額		自主	364,000 円

第2章

施策 4

新宿社協の組織基盤の強化及び
職員の力を活かし引き出す職場づくりと
人材の育成



1 財源確保による基盤強化

4-1-①	社協会員の増強	担当課	法人経営課
<p>1 事業概要 新宿社協の会員制度(活動会員/会費会員)は、『だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ』の実現を目指すため、住民、区内事業所・団体の支援を受け、区内の地域福祉増進活動の基盤をなすものです。 会費会員(個人会員/団体会員)は、財源面で新宿社協の活動を支え、その財源は身近な生活課題の改善・解決の取り組みなどに活用しています。</p>			
<p>2 取り組みの方向性 (1)新宿社協の活動への理解者、賛同者、協力者としての会員を積極的に増やし、住民主体の支えあい、地域づくりへ向けたネットワークを構築していきます。 (2)さまざまな広報媒体(広報紙やホームページ・SNSなど)を効果的に活用するとともに、地域の関係者・団体などとの顔の見える関係づくりを進め、新宿社協の役割や活動趣旨について一層の理解促進と、地域課題にとともに取り組む意識の醸成を進めます。 (3)新宿社協を良く知る関係者(理解者)・団体などの協力や、窓口でのきめ細かな対応、キャッシュレス決済による利便性向上などにより、会費会員の継続及び新規増につなげていきます。</p>			
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度
	会費会員総数/会費総額	2,150件/4,769,000円	2,180件/4,799,000円
	社協窓口納入件数	570件	650件
4 令和6年度予算額	自主	565,000円	

4-1-②	赤い羽根共同募金	担当課	法人経営課
<p>1 事業概要 東京都共同募金会新宿地区協力会の事務局として、戦後の福祉施設・団体への支援から始まった赤い羽根募金の理念を区民へ広く伝えるとともに、理解と協力を広く呼びかけています。 赤い羽根共同募金の募金額の35%は東京都内の社会福祉施設の整備・改修や災害支援のために活用され、65%は地域ささえあい活動助成金(個別事業 1-4)の一部として、区内の施設、団体による地域福祉の向上を図る活動の支援に役立っています。</p>			
<p>2 取り組みの方向性 (1)各地区の民生委員・児童委員協議会や町会・自治会の定例会で募金活動への理解と参加の呼びかけを行うことや、広報紙やホームページなどの媒体を通じて、「地域福祉の推進」という共同募金の主旨と募金使途を広く区民に伝え、募金文化の醸成を図ります。 (2)区民・地域団体との関係強化を図り、街頭募金活動の他、連携による募金活動の輪をさらに広げていくことで、募金活動への関心を高めるとともに、区民などの参加を促進します。</p>			
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度
	募金額	3,100,000円	3,500,000円
4 令和6年度予算額	自主	347,000円	

4-1-③		歳末・地域たすけあい運動募金		担当課	法人経営課
<p>1 事業概要</p> <p>東京都共同募金会新宿地区協力会の事務局として、「皆で明るい正月を迎えよう」という生活困窮者への見舞金品の配布から始まった歳末たすけあい運動の理念を伝えつつ、現在の地域のニーズに沿った「支えあい・たすけあい」活動への理解と協力を呼びかけています。</p> <p>歳末・地域たすけあい運動募金は、在宅の障害者などへのお見舞品や、地域ささえあい活動助成金(個別事業 1-4)の一部として、募金全額が区内の地域福祉に役立てられています。また、新宿社協独自の事業である地域づくり支援事業(個別事業 2-1-①)や福祉教育の推進(個別事業 1-1-①)、地域活動者実践講座(個別事業 1-3-①)などの経費の一部としても活用しています。</p>					
<p>2 取り組みの方向性</p> <p>(1)各地区の民生委員・児童委員協議会や町会・自治会の定例会で募金活動への理解と参加の呼びかけを行うことや、広報紙やホームページなどの媒体を通じて、「地域福祉の推進」という共同募金の趣旨と募金使途を広く区民に伝え、募金文化の醸成を図ります。</p> <p>(2)区民・地域団体との関係強化を図り、街頭募金活動の他、連携による募金活動の輪をさらに広げていくことで、募金活動への関心を高めるとともに、区民などの参加を促進します。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度		令和10年度	
	募金金額	8,500,000円		9,000,000円	
4 令和6年度予算額		自主		4,184,000 円	

4-1-④		寄附の募集		担当課	法人経営課
<p>1 事業概要</p> <p>地域の個人・団体を問わず、社会貢献・地域貢献の想いを受け入れる一つの形として、寄附金・寄附物品を募っています。寄附金は、新宿社協の事業の財源として活用します。寄附物品は、区内の施設・団体からの必要物品の申出を受け、必要としている施設・団体へマッチングし、活用します。</p>					
<p>2 取り組みの方向性</p> <p>(1)寄附金を財源として行っている事業の予算、対象者、実績などをわかりやすく公開します。そのうえで、寄附者に活用事例などを具体的に伝えます。</p> <p>(2)寄附物品については、活用できる譲渡先の情報の更新を徹底し、迅速、円滑、効率的に物品の譲渡・配付を行います。</p> <p>(3)いずれの寄附も、寄附行為を通じて新宿社協とつながった「縁」を大切に、広報紙の送付やお礼の連絡などを欠かさず行い、支援の継続と新たな支援につなげます。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度		令和10年度	
	寄附金額	12,000,000円		13,000,000円	
	寄附金件数	420件		550件	
4 令和6年度予算額		自主		249,000 円	

4-1-⑤		収益事業(自販機の設置等)		担当課	法人経営課
<p>1 事業概要</p> <p>自販機の設置は、飲料メーカーから手数料収入を得られることから、自主財源確保策として開始した事業です。売上の一部を東京都共同募金会へ寄附するしくみの自販機は、一年を通して24時間寄附をすることが可能で、自販機本体に赤い羽根のラッピングを行い、募金活動のPRも兼ねています。</p>					
<p>2 取り組みの方向性</p> <p>(1)自販機の設置は、新宿社協と関わりをもった企業・団体・不動産所有者などへ周知・協力を依頼し、毎年度の新規設置を目標とします。</p> <p>(2)他の社会福祉法人、特定非営利活動法人などの飲料自販機以外の成功事例を収集し、新たな自主財源確保の検討を進めます。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度		令和10年度	
	自販機設置台数	14台		22台	
	収益事業純利益額	400,000円		450,000円	
4 令和6年度予算額		自主	664,000 円		

2 持続可能な組織運営

4-2-①		理事会・評議員会・推進部会の運営		担当課	法人経営課
<p>1 事業概要</p> <p>理事会は法人業務の執行機関として決定を行い、評議員会は法人運営に係る重要事項の議決機関及び、事後的に法人運営を監督する機関として中立的な立場から審議を行います。</p> <p>推進部会は、理事会の補助機関です。新宿社協の運営に関する各専門事項について調査、研究を行う組織として、各地区の社協部会及び専門分野(障害分野、生活福祉分野、学識経験者など)から選出された代表と、新宿社協理事で構成されています。会長の諮問に答えるほか、理事会及び各地区の社協部会との連携に重要な役割を担い、経営計画の策定及び計画事業の進捗管理や新宿社協の課題に関して検討を行う組織として運営します。</p>					
<p>2 取り組みの方向性</p> <p>(1)理事会及び評議員会は、法令などに基づき、適正な役員・評議員の選任及び会議運営を行います。</p> <p>(2)推進部会は、毎年度の内部評価をもとに各事業成果のチェックを行いながら、経営計画の進捗状況を確認します。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度		令和10年度	
	推進部会の開催回数	3回		5回 ※経営計画策定のため	
4 令和6年度予算額		自主/区補助	1,918,000 円		

4-2-②		社協部会の運営	担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要 社協部会は、理事会の補助機関として区の特別出張所区域ごとに設置され(柏木・角筈地区は合同設置のため全9カ所)、新宿社協の事業実施を通じて解決すべき地域課題について、協議し、提言を行います。委員は民生委員・児童委員、町会・自治会など、各関係機関・団体から推薦を受けた人や地域活動者で構成します。</p>				
<p>2 取り組みの方向性 (1)部会委員の任期ごとに、新宿社協の事業実施を通じて解決すべき課題について、新宿社協の事業運営や社会情勢を踏まえた協議テーマを設定し、計画的に運営します。 (2)各地区の社協部会での協議を提言として受け止め、新宿社協の事業運営に反映して地域課題の解決につなげます。各地区の協議内容は全体会などで情報共有を行い、各委員を通じて地域活動に反映されるように、地区支援担当が委員とともに取り組んでいきます。</p>				
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
	各地区の社協部会の開催数	延べ27回	延べ30回	
4 令和6年度予算額		自主	992,000 円	

4-2-③		ICT推進・情報管理	担当課	法人経営課
<p>1 事業概要 新宿社協の組織基盤の安定化を図るため、情報通信技術(以下、「ICT」)を効果的に導入し、システム及びインフラ環境の整備、情報セキュリティの強化により、社会資源などの情報の管理、共有及び事務の効率化、住民や関係機関などとの円滑な連絡調整、広報・普及啓発を図ります。</p>				
<p>2 取り組みの方向性 (1)継続的・計画的な研修の実施や、使用環境の整備、規程の改正などにより、以下の課題解決に向けて取り組みます。 ①システムの効果的な活用による業務の効率化や円滑なコミュニケーションの推進 (会員総合情報システムやクラウドなど) ②職員に対するICTリテラシー教育の実施及び管理運用能力の向上 ③持続可能な事業運営のためのインフラ環境の整備や、災害及び事故発生時を想定した訓練の実施 ④ICTを活用した広報ツール(ホームページやSNS、動画配信サービス)の整備 (2)適正な運用及び情報セキュリティの維持を図るため、ICTコンサルタントからの指導を受け、事業を継続します。</p>				
3 指標	指標名(全体指標)	令和6年度	令和10年度	
	情報セキュリティマネジメント資格の取得	1人	3人	
4 令和6年度予算額		自主/区補助	18,651,000 円	

4-2-④		災害時危機管理対策		担当課	法人経営課
<p>1 事業概要 区内での災害発生時に、新宿社協が担う役割を果たせるよう、消防計画や防災計画、事業継続計画(以下、「BCP」)、情報システム運用に関する継続計画(以下、「ITBCP」)について、職員への徹底及び各種訓練による職員の対応力の向上、災害用備品の備蓄など、平時より各種危機管理対策を行います。</p>					
<p>2 取り組みの方向性 (1)消防計画・防災計画・BCP・ITBCP・感染症対策行動計画については、必要に応じて見直します。 (2)各計画に基づいた職員向け訓練(研修)を充実します。年1回の法定消防訓練及び組織の災害対応・危機管理能力の向上を図る訓練を年1回以上継続して実施します。また、被災地への支援活動に職員を適宜派遣し、実践経験を有する職員の育成を図ります。 (3)新宿区が立ち上げる災害ボランティアセンターについては協定に基づき運営支援(個別事業 3-3)をし、被災時の支援・受援体制については、情報発信を即時対応できるよう整備を進めます。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度	令和10年度	
	法定以外の訓練の実施		年1回以上	年1回以上	
4 令和6年度予算額			自主	- 円	

3 総合的な広報・広聴事業の強化

4-3-①		ボランティア情報の発信		担当課	地域活動支援課
<p>1 事業概要 ボランティアや地域活動への関心を広め、活動参加を促進するため、情報紙、ホームページ、SNSなどを活用し、ボランティア募集情報や講座・研修、地域活動などに関するさまざまな情報を提供します。 情報紙は月1回の発行とし、活動者及び区内のボランティア受入施設や、関係機関・団体へ送付し活動の参加につなげます。ボランティア情報の発信は、ボランティア初心者から既活動者までの幅広い層を対象として実施します。</p>					
<p>2 取り組みの方向性 (1)地区情報紙は、各地区のボランティアや地域活動において新型コロナ後の新たな試みや再開した取り組みなどに焦点をあて、ボランティア及び地域活動の活性化につながる紙面づくりに努めます。また、民生委員・児童委員及び町会・自治会、活動グループや活動団体ネットワークなどへ広く周知し、ボランティア活動の普及を図ります。 (2)ボランティアや地域活動に関心を持ち、参加ができるようにボランティア・講座などの情報をホームページおよびSNSを活用し、適宜更新してタイムリーに発信していきます。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度	令和10年度	
	地区情報紙・ホームページ閲覧による活動登録数		50件	65件	
		地区情報等ホームページへの掲載数	150回	180回	
4 令和6年度予算額			自主	1,154,000 円	

4-3-②		広報事業		担当課	法人経営課
<p>1 事業概要 多くの区民及び団体に対し、新宿社協の取り組みを効果的に周知することで、新宿社協への理解者と支援者増を図り、住民主体の地域福祉活動への理解・関心を高め、参加を推進することを目的として、社協事業の案内冊子である新宿社協ガイド(以下、「ガイド」と)と広報紙「けやき」(以下、「けやき」)を発行・配布します。 ホームページおよび公式SNS(Facebook、X(旧Twitter)、LINE、YouTube)を活用し、事業案内以外にもイベントの告知や募集などのお知らせ情報を発信します。</p>					
<p>2 取り組みの方向性 (1)「けやき」は新聞購読者数の減少により、新聞折込による配付数が減りますが、ボランティアコーナーなど既存配架先の部数増加や新たな配架先の開拓を進め、多くの人の手元に届くようにしていきます。 (2)「ガイド」は、さまざまな場面で利用できる新宿社協事業の案内ツールとして今後も活用していきます。さらに、第5次経営計画に合わせて内容を改編するとともに、年度の特徴に合わせた紙面にしていきます。 (3)SNSでは媒体の特徴に合わせた効果的な情報発信を進めます。職員一人ひとりの情報量や知識を高め、対象となる人の関心や関わりに合わせた広報活動を強化していきます。さらに、職員が活躍することが、新宿社協の認知度を高める広報活動となるよう、実践していきます。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度	令和10年度	
	ホームページ閲覧数		160,000回	180,000回	
	SNS投稿回数	Facebook	145回	175回	
		X(旧Twitter)	160回	190回	
YouTube		5回	10回		
4 令和6年度予算額			自主/区補助	5,907,000 円	

4-3-③		広聴事業		担当課	法人経営課
<p>1 事業概要 新宿社協では住民の声を広く取り入れ地域福祉に反映させるため、意見・要望・苦情に適切に対応し、社協事業の質の向上や、組織の信頼・適正性を確保します。また、個人情報を通正に取扱い、権利利益の保護及び人格の尊重を図ります。 保管文書を適正に管理し、情報公開を通じて新宿社協への理解と信頼の向上を図り、知る権利を保障します。 情報公開の推進、個人情報の保護及び公開請求者などの救済機関として、情報公開・個人情報保護審査会を設置しています。また、苦情解決における客観性と社会性の確保及び苦情申出人への適切な支援のため、第三者委員を設置しています。</p>					
<p>2 取り組みの方向性 (1)職員の意識や対応力を高めるため、関連する事例やその対応方法について、新宿社協内で情報共有及び研修を実施し、職員が適切に対応できるよう努めます。 (2)情報公開・個人情報保護審査会での意見聴取が必要となる案件があった場合は、速やかに対応・調査し、審査会を開催し、問題解決に向け取り組みます。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度	令和10年度	
	職員への説明会・研修の実施		1回	1回	
4 令和6年度予算額			自主/区補助	147,000 円	

4 職員の育成

4-4		職員の育成		担当課	法人経営課
<p>1 事業概要 コミュニケーション能力や業務知識に富み、区民と信頼関係が築ける職員の育成を目指し、職員の仕事に関する基礎能力の向上を図ります。また、職員同士のコミュニケーションを大切に、心理的安全性のある、互いに助けあえる職場環境と、働き続けたいくなるような職場づくりを推進することで、新宿社協全体の組織力の向上を図ります。</p>					
<p>2 取り組みの方向性 (1)属人的になりがちな地域での実践から得た学びを、新宿社協全体で、誰でも継承できるようなしくみを構築し、相談対応力の向上を図ります。 (2)組織理念や方向性、課題意識について職員が共有する場を設けるなど、組織力の向上に資する研修を実施し、職員が自分自身で育つことを支援する学びの場づくりを行います。 (3)基礎研修や職層別研修及び、業務に関する専門研修などを実施するとともに、適切な組織運営に必要な職員の資格取得を支援します。</p>					
3 指標	指標名(全体指標)		令和6年度	令和10年度	
	地域づくり実践研修開催回数		3回	4回	
4 令和6年度予算額			自主/区補助	991,000 円	



資料編

1 新宿区の現況

- (1) 人口や世帯数等
- (2) 年齢区分別将来推計人口の推移（～2070年）
- (3) 出生数の推移
- (4) 高齢化率と一人暮らし高齢者の割合
- (5) 障害者手帳所持者数の推移
- (6) 生活困窮者支援等
 - ① 生活保護率の推移
 - ② 新宿区生活困窮者自立相談支援事業の推移
- (7) 外国籍の区内住民人数の推移

2 新宿社協の主な事業内容の推移

- (1) 福祉教育の推進
 - ① 学校・団体への支援における延参加者数
- (2) 生活支援体制整備事業
 - ① 会議・行事等出席及び支えあいの体制整備による取り組み件数
- (3) 地域づくり支援事業（第4次経営計画：暮らしの総合相談）
 - ① 新規相談件数
 - ② 活動登録者数、新規ボランティア活動希望者数、活動団体数
- (4) 暮らしの相談支援（第4次経営計画：貸付事業）
 - ① 自立相談支援・貸付に係る暮らしの相談（新規相談件数と延継続相談件数）
 - ② 生活福祉資金貸付事業（貸付決定件数と償還率）
 - ③ 受験生チャレンジ支援貸付事業（貸付決定件数と金額）
 - ④ 応急小口資金貸付事業（貸付決定件数と償還率）
- (5) 成年後見・権利擁護の推進（第4次経営計画：成年後見センター事業）
 - ① 成年後見制度利用推進事業
 - (ア) 相談者数
 - (イ) 新宿区後見活動メンバー延養成者数、市民後見人等延受任件数
 - ② 法人後見事業（法人後見・任意後見受任件数、後見人等活動状況）
 - ③ 地域福祉権利擁護事業（現在契約件数、延契約件数、生活支援員延援助件数）
- (6) 広報事業
 - ① ホームページ閲覧数、SNS投稿回数（Facebook、X）
- (7) 組織基盤の強化
 - ① 財源基盤
 - (ア) 会費会員数と会費額
 - (イ) 共同募金額（赤い羽根共同募金、歳末・地域たすけあい運動募金）
 - (ウ) 寄附金
 - ② 決算状況（2022（令和4）年度）
 - ③ 職員定数

1 新宿区の現況

(1) 人口や世帯数等

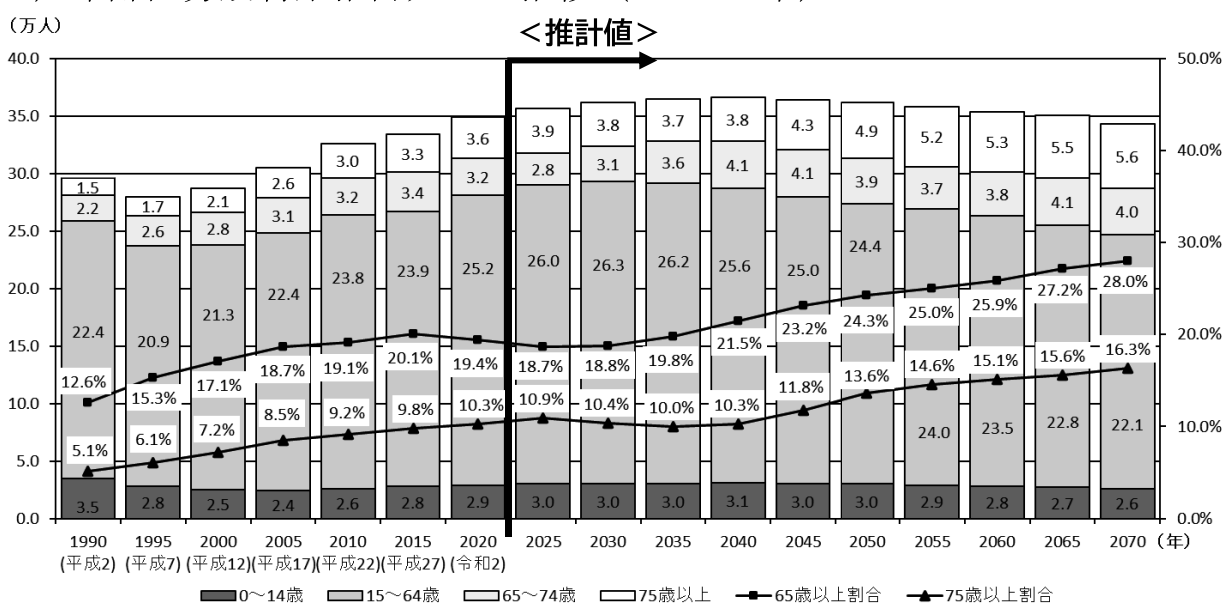
項目	全体	東圏域			中央圏域			西圏域			
		四谷	笹笥町	榎町	若松町	大久保	戸塚	落合第一	落合第二	柏木	角筈
人口 (人)	346,279	40,016	39,840	36,099	33,083	43,340	39,970	34,383	31,465	31,048	17,035
世帯数 (世帯)	223,207	26,131	23,011	23,165	19,983	29,550	26,841	21,269	19,730	21,629	11,898
65歳以上の人口 (人)	66,974	7,676	7,229	6,567	8,143	7,922	8,235	6,719	6,595	5,231	2,657
高齢化率 (65歳以上人口÷人口)	19.3%	19.2%	18.1%	18.2%	24.6%	18.3%	20.6%	19.5%	21.0%	16.8%	15.6%
外国人のみの世帯 (世帯)	32,129	2,257	1,425	2,409	2,132	7,774	6,113	2,803	1,573	4,293	1,350
外国人のみの世帯割合 (外国人のみの世帯÷世帯数)	14.4%	8.6%	6.2%	10.4%	10.7%	26.3%	22.8%	13.2%	8.0%	19.8%	11.3%

出典：「新宿区の概況」(新宿区)

※区役所管轄地区は角筈地区へ含める

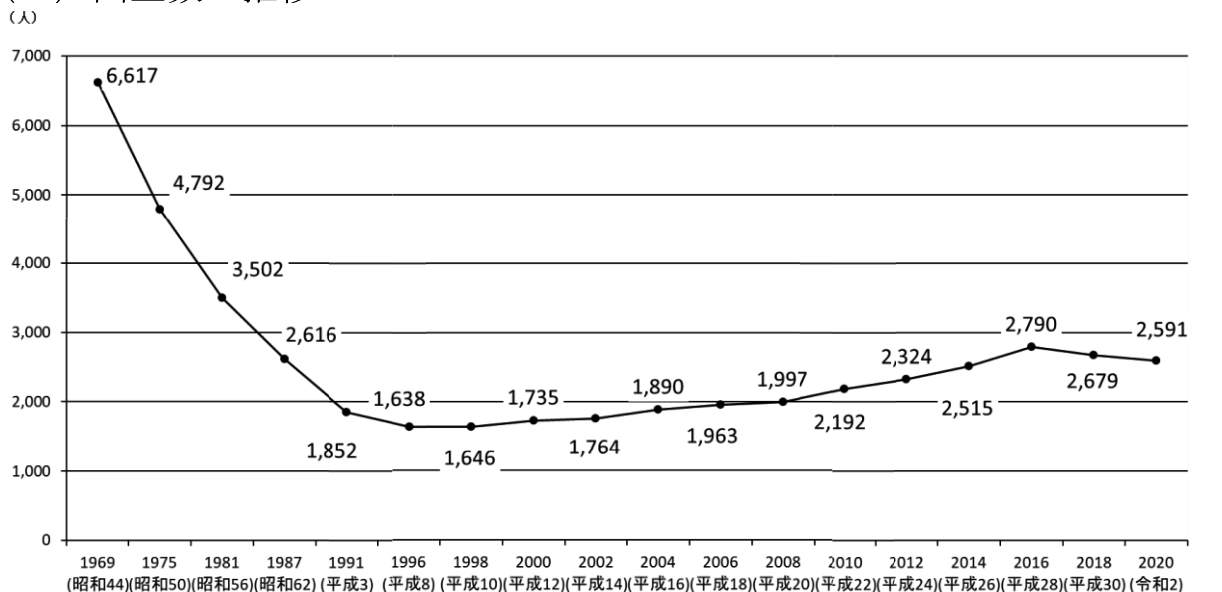
※令和5年1月1日現在

(2) 年齢区分別将来推計人口の推移 (～2070年)



出典：「研究所 Web レポート 2023 (2020年国勢調査に基づく新宿区将来人口推計<速報版>)」(新宿区) (一部改変)

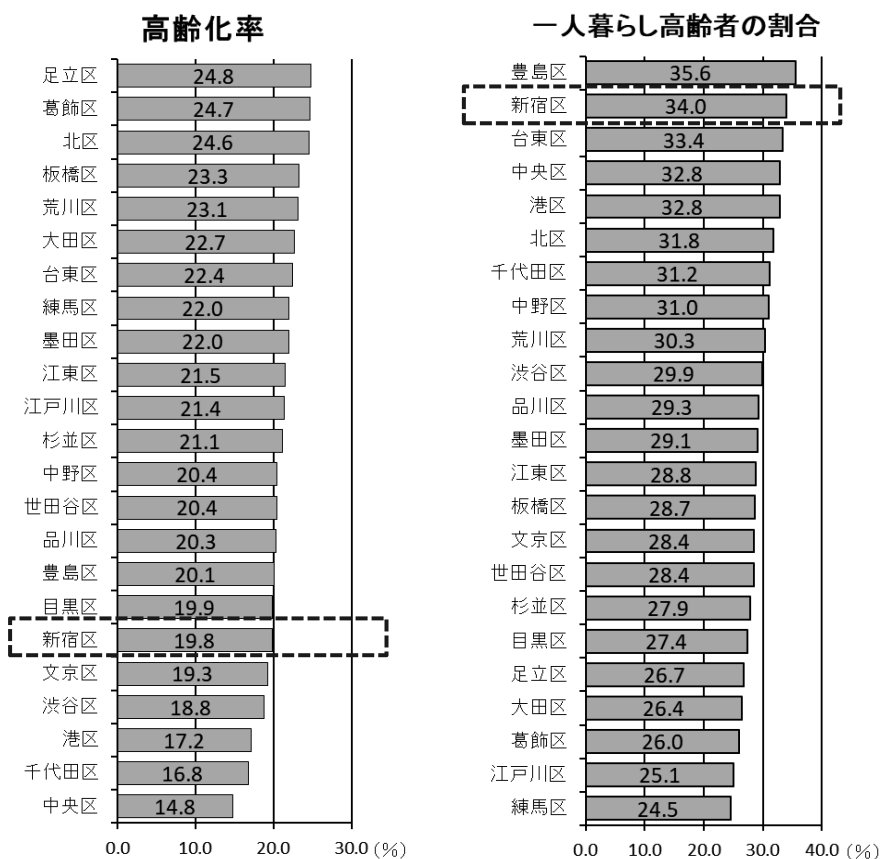
(3) 出生数の推移



出典：「新宿区子ども・子育て支援事業計画 (第二期)」(新宿区) (一部改変)

※2012 (平成24)年7月9日に外国人登録法が廃止され、「住民基本台帳法の一部を改正法律」が施行されたことにより、2012 (平成24)年度からは外国人の出生数を含む

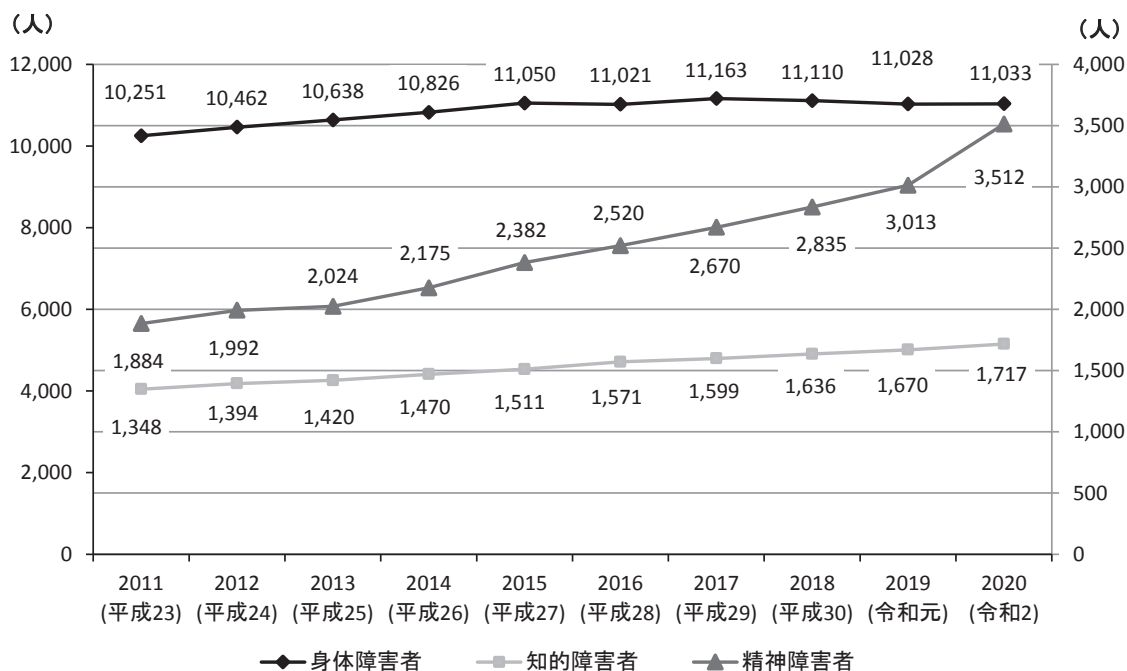
(4) 高齢化率と一人暮らし高齢者の割合



出典：「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（新宿区）（一部改変）

※高齢化率は2022（令和4）年1月時点。一人暮らし高齢者の割合は2020（令和2）年時点

(5) 障害者手帳所持者数の推移



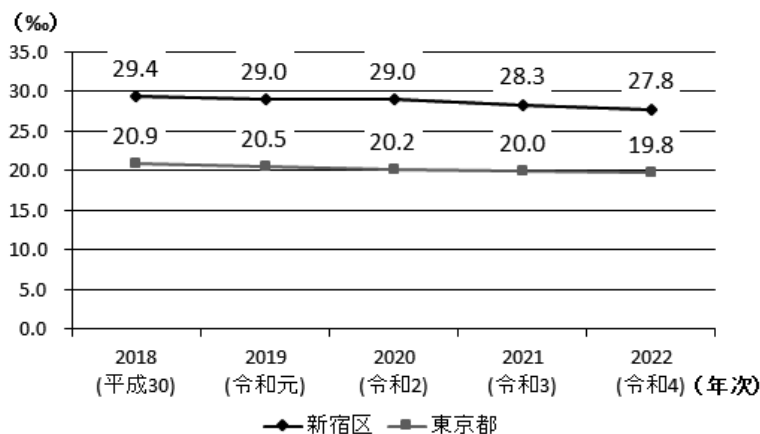
出典：「新宿区障害者計画、第2期新宿区障害児福祉計画、第6期新宿区障害者福祉計画」（新宿区）

※「身体障害者手帳」及び「愛の手帳（知的障害者）」は各年4月1日現在、「精神障害者保健福祉手帳」は各年3月末日現在

※「精神障害者保健福祉手帳」は令和元年度より、年間での集計から年度末時点の集計とし、変更・再交付申請も集計対象とするよう変更した

(6) 生活困窮者支援等

① 生活保護率の推移



出典：「新宿区の概況」(新宿区)

※各年 10 月現在 ※保護率 (%) = (被保護人員 ÷ 人口) × 1,000

② 新宿区生活困窮者自立相談支援事業の推移

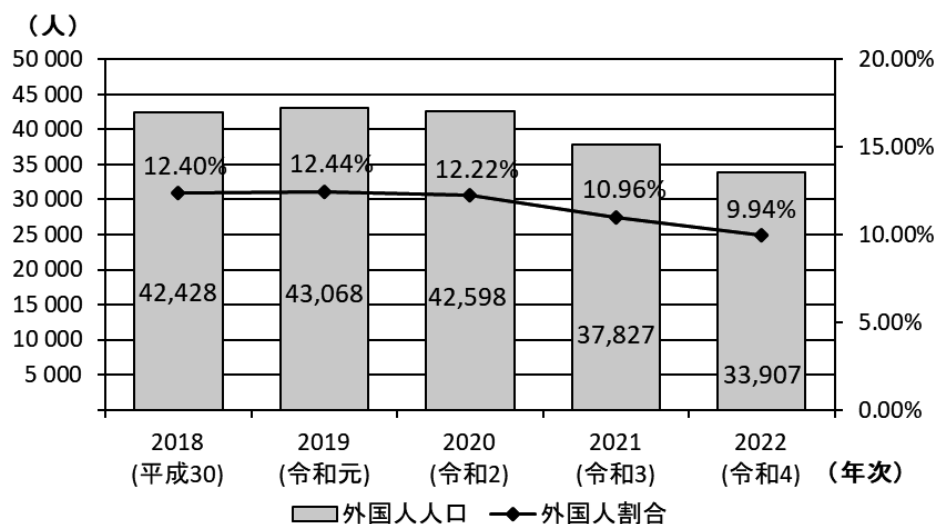
年度	自立相談支援事業の利用者数	包括的・継続的な相談支援の実施者数
2018 (平成30)	628	125
2019 (令和元)	674	122
2020 (令和2)	16,553	9,808
2021 (令和3)	8,220	5,734
2022 (令和4)	3,458	1,309

出典：「新宿区の概況」(新宿区)

※各年 3 月末現在

※令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響で生活支援相談窓口における住居確保給付金と新宿社協における総合支援資金の申請が増加したことに伴い、件数が増加

(7) 外国籍の区内住民人数の推移



出典：「第 47 回 新宿区の統計 (令和 5 年度)」(新宿区)

※各年 1 月 1 日現在

2 新宿社協の主な事業内容の推移

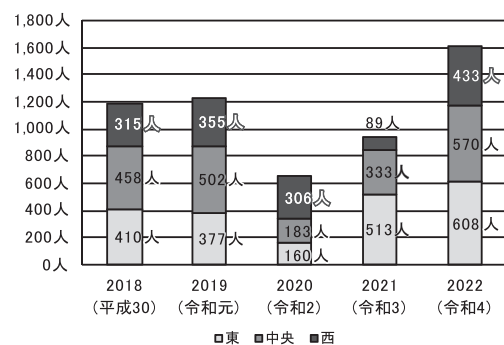
(1) 福祉教育の推進

① 学校・団体への支援における延参加者数

【幼稚園～高等学校】 (年度)

	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
東	410人	377人	160人	513人	608人
中央	458人	502人	183人	333人	570人
西	315人	355人	306人	89人	433人
合計	1,183人	1,234人	649人	935人	1,611人

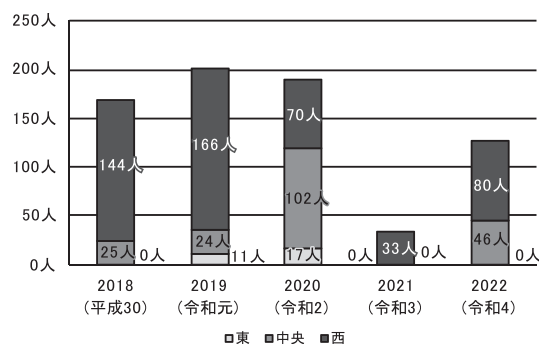
【幼稚園～高等学校】



【大学・専門学校】 (年度)

	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
東	0人	11人	17人	0人	0人
中央	25人	24人	102人	0人	46人
西	144人	166人	70人	33人	80人
合計	169人	201人	189人	33人	126人

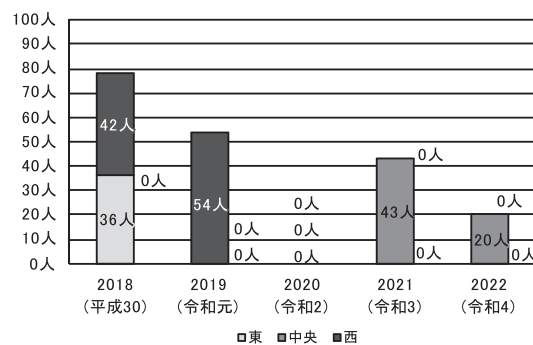
【大学・専門学校】



【企業・地域団体】 (年度)

	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
東	36人	0人	0人	0人	0人
中央	0人	0人	0人	43人	20人
西	42人	54人	0人	0人	0人
合計	78人	54人	0人	43人	20人

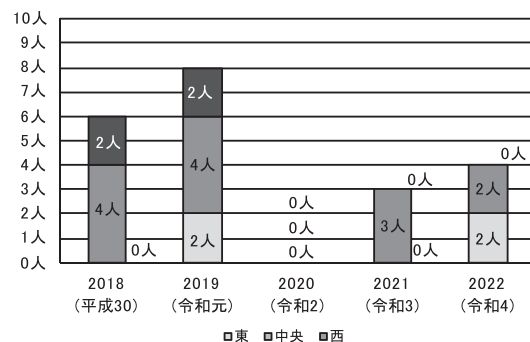
【企業・地域団体】



【職場体験(中学校)】 (年度)

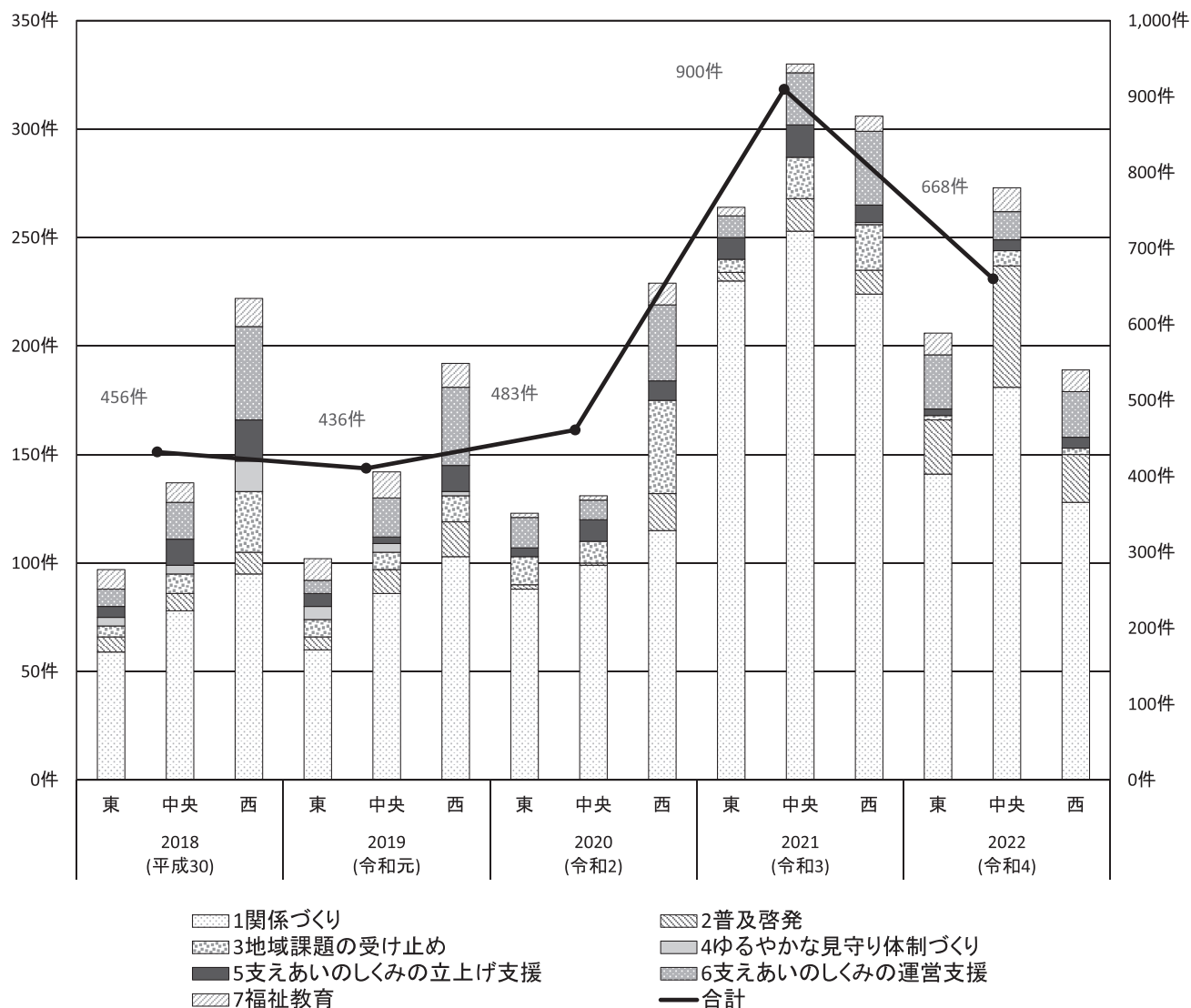
	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
東	0人	2人	0人	0人	2人
中央	4人	4人	0人	3人	2人
西	2人	2人	0人	0人	0人
合計	6人	8人	0人	3人	4人

【職場体験(中学校)】



(2) 生活支援体制整備事業

① 会議・行事等出席及び支えあいの体制整備による取り組み件数

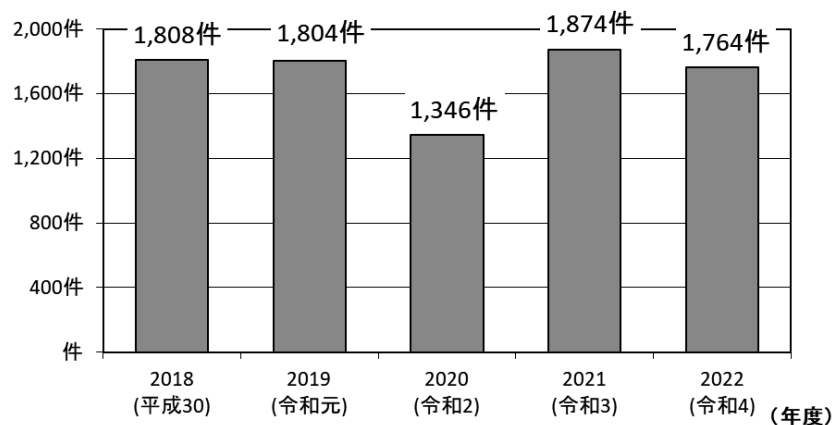


年	地域	1関係づくり	2普及啓発	3地域課題の受け止め	4ゆるやかな見守り体制づくり	5支えあいのしくみの立上げ支援	6支えあいのしくみの運営支援	7福祉教育	合計
		2018 (平成30)	東	59件	7件	5件	4件	5件	
中央	78件	8件	9件	4件	12件	17件	9件		
西	95件	10件	28件	14件	19件	43件	13件		
2019 (令和元)	東	60件	6件	8件	6件	6件	6件	10件	436件
	中央	86件	11件	8件	4件	3件	18件	12件	
	西	103件	16件	12件	2件	12件	36件	11件	
2020 (令和2)	東	88件	2件	13件	0件	4件	14件	2件	483件
	中央	99件	1件	10件	0件	10件	9件	2件	
	西	115件	17件	43件	0件	9件	35件	10件	
2021 (令和3)	東	230件	4件	6件	0件	10件	10件	4件	900件
	中央	253件	15件	19件	0件	15件	24件	4件	
	西	224件	11件	21件	1件	8件	34件	7件	
2022 (令和4)	東	141件	25件	2件	0件	3件	25件	10件	668件
	中央	181件	56件	7件	0件	5件	13件	11件	
	西	128件	22件	3件	0件	5件	21件	10件	

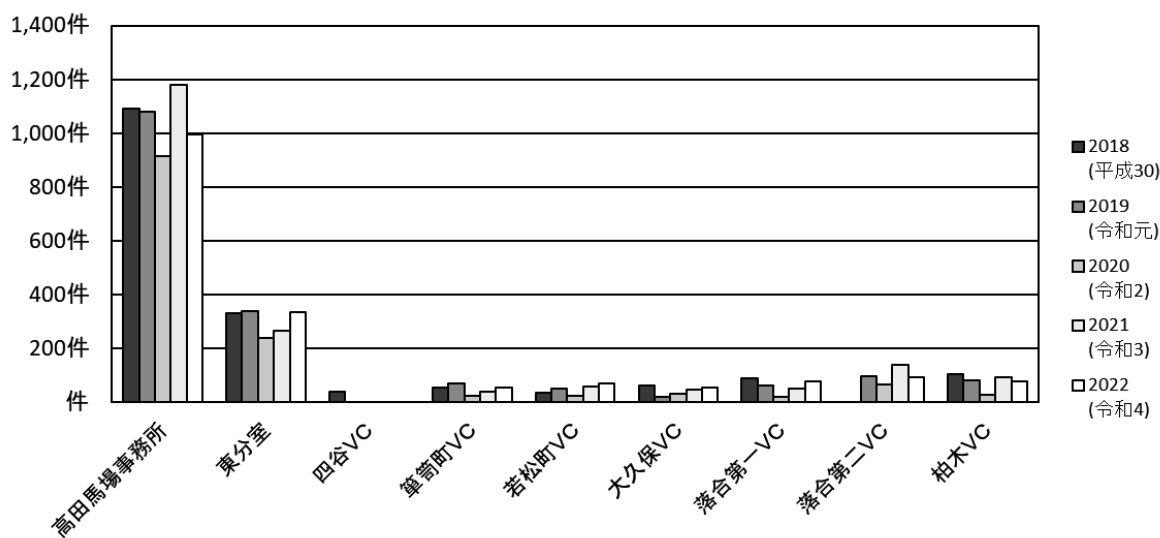
(3) 地域づくり支援事業 (第4次経営計画：暮らしの総合相談)

① 新規相談件数

全体合計



拠点別相談件数



(年度)

	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
全体合計	1,808件	1,804件	1,346件	1,874件	1,764件
高田馬場事務所	1,091件	1,081件	914件	1,179件	997件
東分室	332件	339件	239件	266件	335件
四谷VC	39件	-	-	-	-
箕筒町VC	54件	71件	24件	40件	54件
若松町VC	34件	50件	23件	58件	72件
大久保VC	64件	21件	32件	46件	54件
落合第一VC	90件	64件	21件	52件	79件
落合第二VC	-	97件	65件	140件	94件
柏木VC	104件	81件	28件	93件	79件

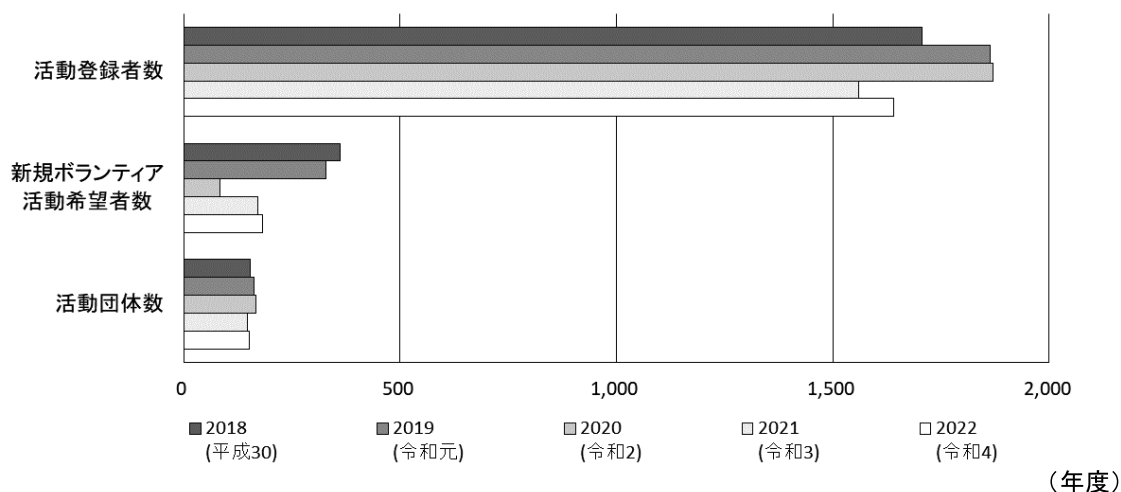
※2019 (令和元) 年 4 月：四谷 VC を東分室へ統合、落合第二 VC を開設

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等にかかる窓口休止期間

・東分室 2020 (令和2) 年 4 月 20 日～6 月 13 日

・各ボランティアコーナー 2020 (令和2) 年 4 月 13 日～6 月 20 日または 27 日

② 活動登録者数、新規ボランティア活動希望者数、活動団体数

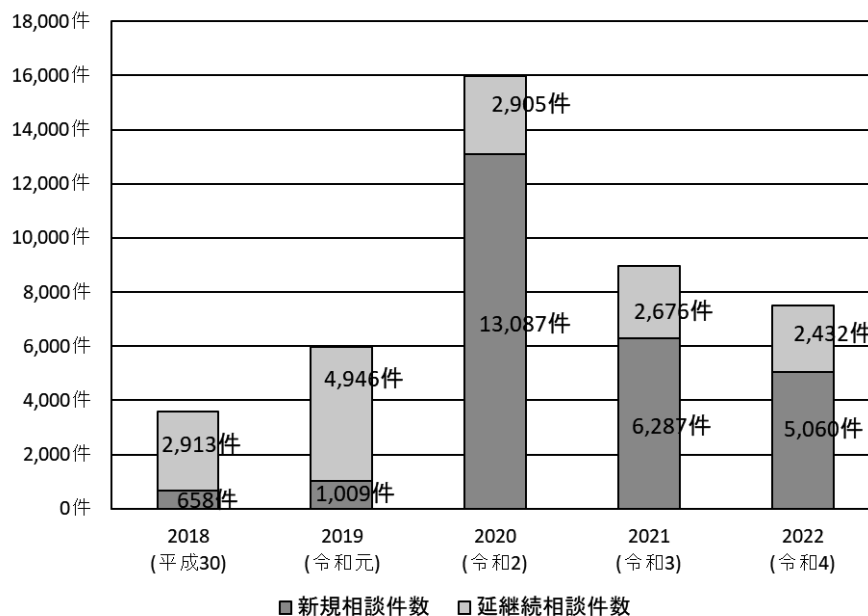


	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
活動登録者数	1,707人	1,864人	1,870人	1,559人	1,641人
新規ボランティア活動希望者数	361人	329人	83人	170人	182人
活動団体数	154団体	162団体	166団体	146団体	152団体

※令和3年度：未活動者向けの活動継続調査を実施

(4) 暮らしの相談支援 (第4次経営計画：貸付事業)

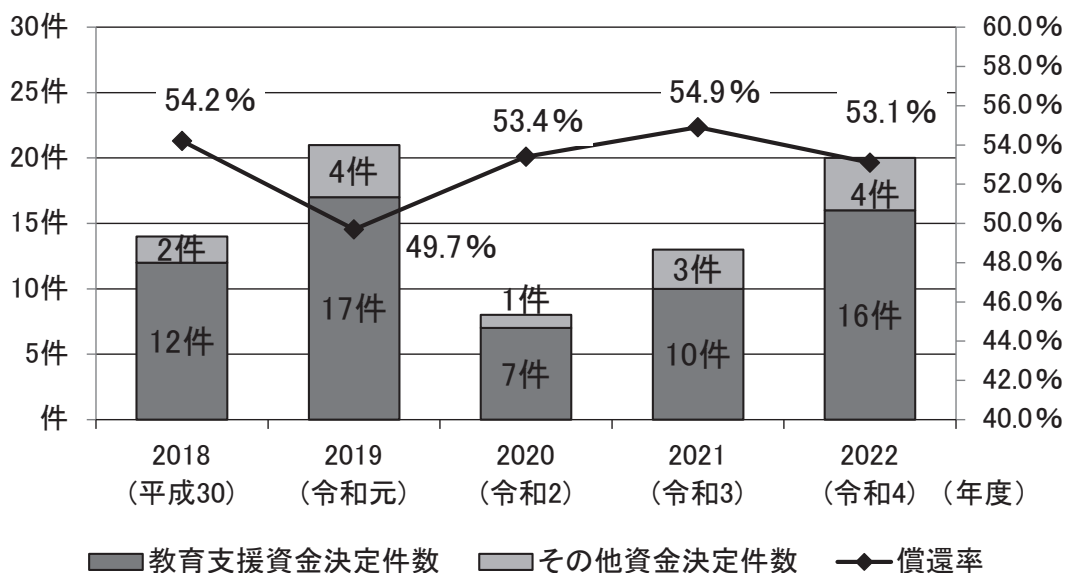
① 自立相談支援・貸付に係る暮らしの相談 (新規相談件数と延継続相談件数)



	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
新規相談件数	658件	1,009件	13,087件	6,287件	5,060件
延継続相談件数	2,913件	4,946件	2,905件	2,676件	2,432件

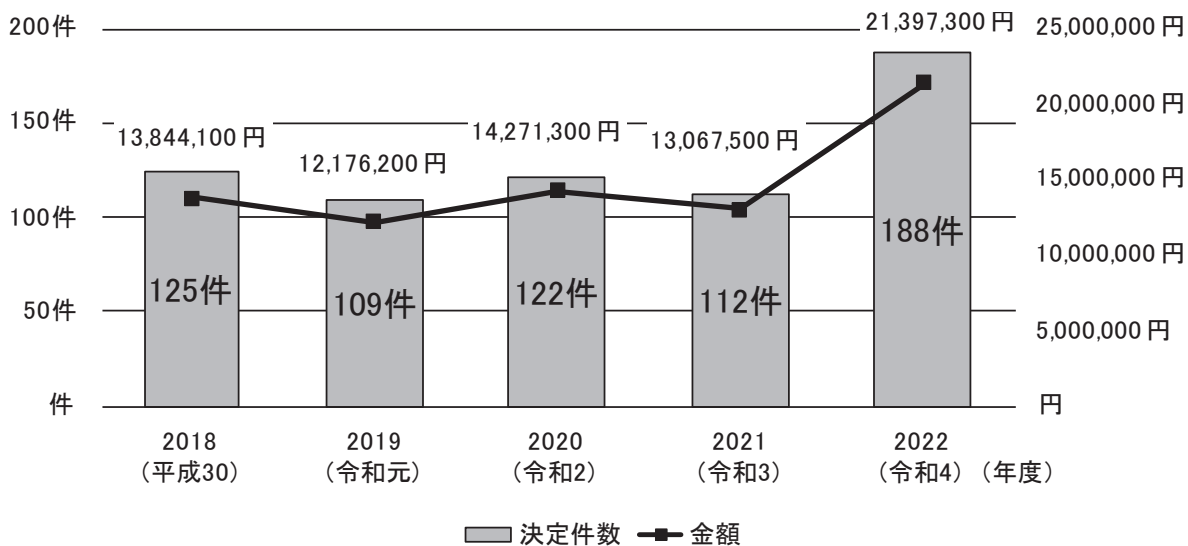
※新型コロナウイルス感染症の影響で減収した世帯向け特例貸付の受付期間：
2020 (令和2) 年3月25日～2022 (令和4) 年9月30日

② 生活福祉資金貸付事業（貸付決定件数と償還率）



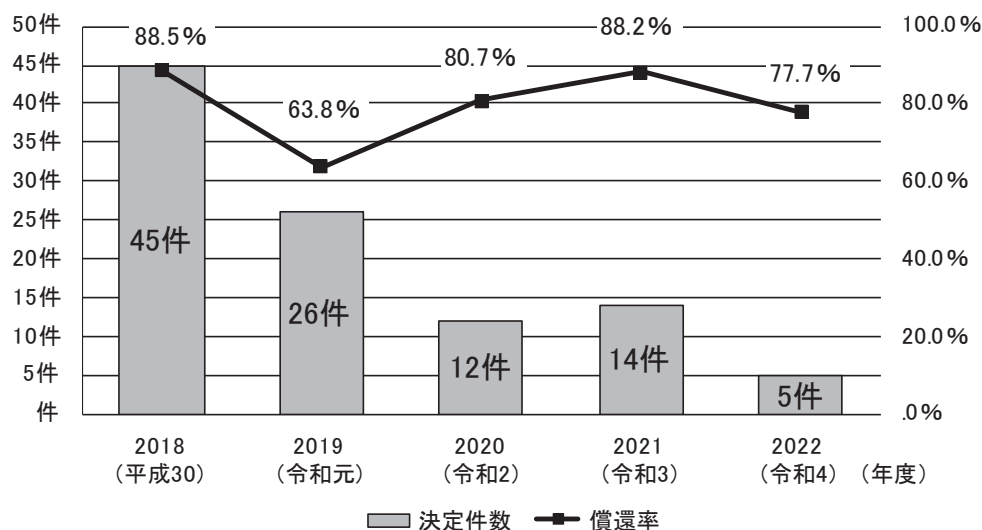
	(年度)				
	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
教育支援資金決定件数	12件	17件	7件	10件	16件
その他資金決定件数	2件	4件	1件	3件	4件
償還率	54.2%	49.7%	53.4%	54.9%	53.1%

③ 受験生チャレンジ支援貸付事業（貸付決定件数と金額）



	(年度)				
	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
決定件数	125件	109件	122件	112件	188件
金額	13,844,100円	12,176,200円	14,271,300円	13,067,500円	21,397,300円

④ 応急小口資金貸付事業（貸付決定件数と償還率）

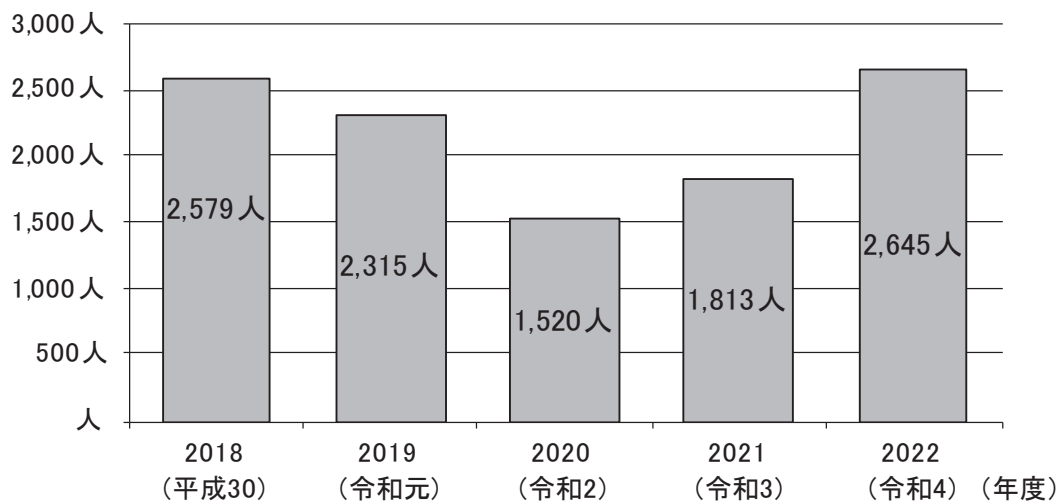


	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
決定件数	45件	26件	12件	14件	5件
償還率	88.5%	63.8%	80.7%	88.2%	77.7%

(5) 成年後見・権利擁護の推進（第4次経営計画：成年後見センター事業）

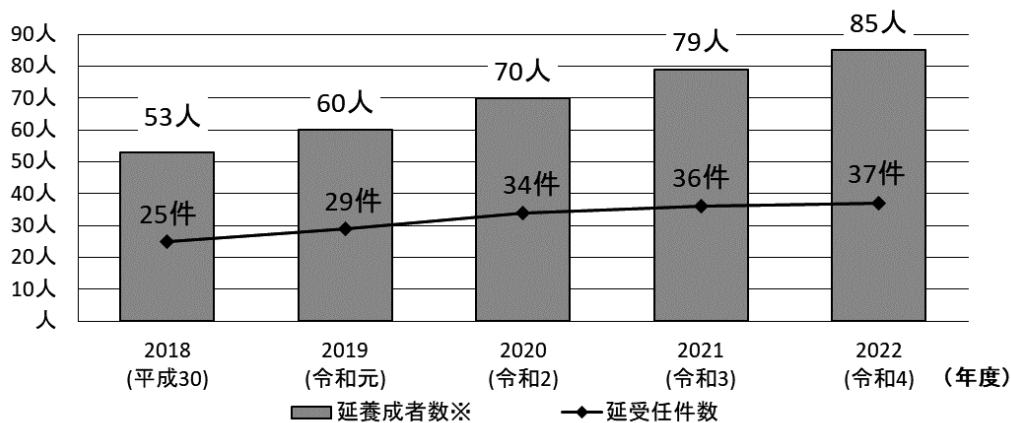
① 成年後見制度利用推進事業

(ア) 相談者数



	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
相談者数	2,579人	2,315人	1,520人	1,813人	2,645人

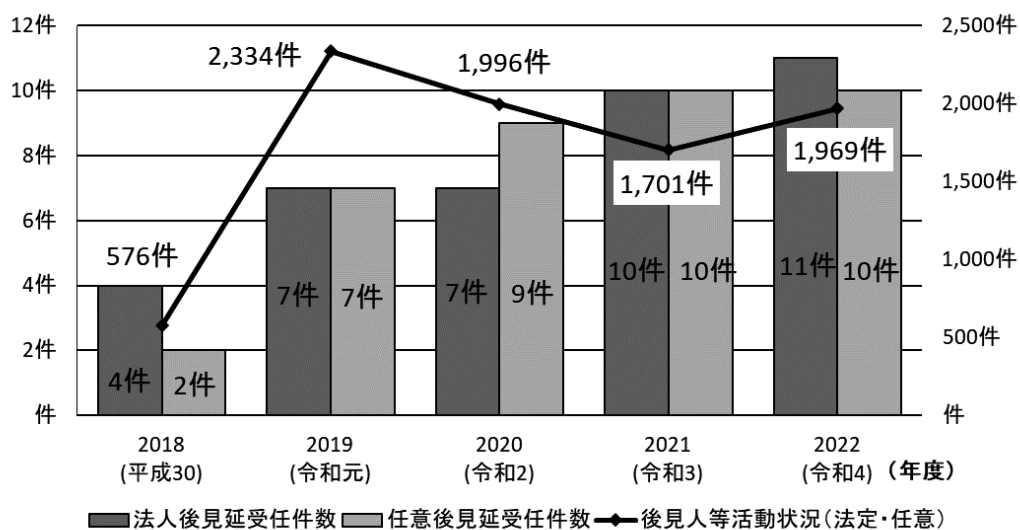
(イ) 新宿区後見活動メンバー延養成者数、市民後見人等延受任件数



	(年度)				
	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
延養成者数※	53人	60人	70人	79人	85人
延受任件数	25件	29件	34件	36件	37件

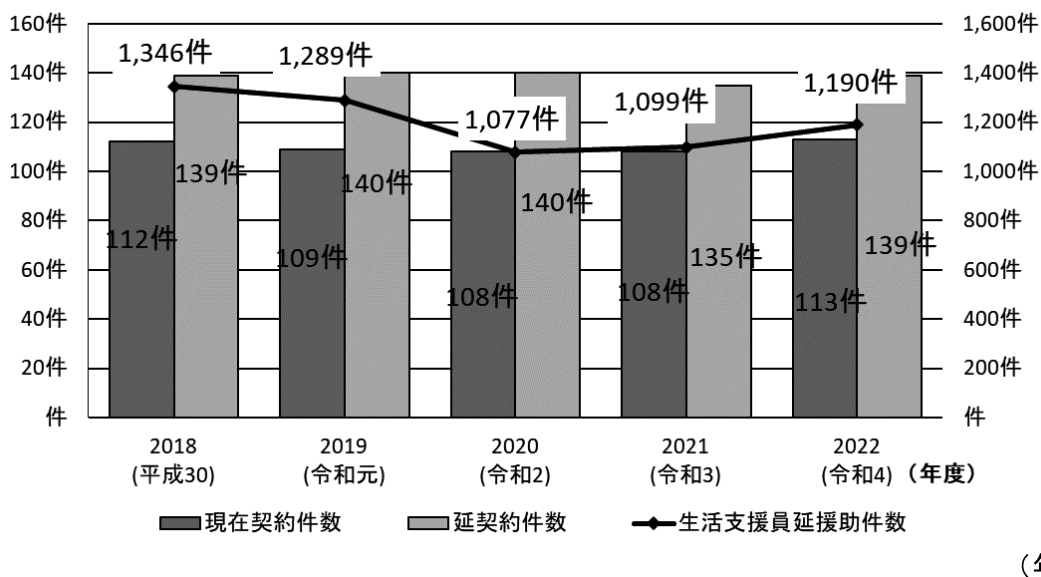
※平成26年度に開始した新宿区市民後見人養成基礎講習における養成者数

② 法人後見事業（法人後見・任意後見受任件数、後見人等活動状況）



	(年度)				
	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
法人後見延受任件数	4件	7件	7件	10件	11件
任意後見延受任件数	2件	7件	9件	10件	10件
後見人等活動状況 (法定・任意)	576件	2,334件	1,996件	1,701件	1,969件

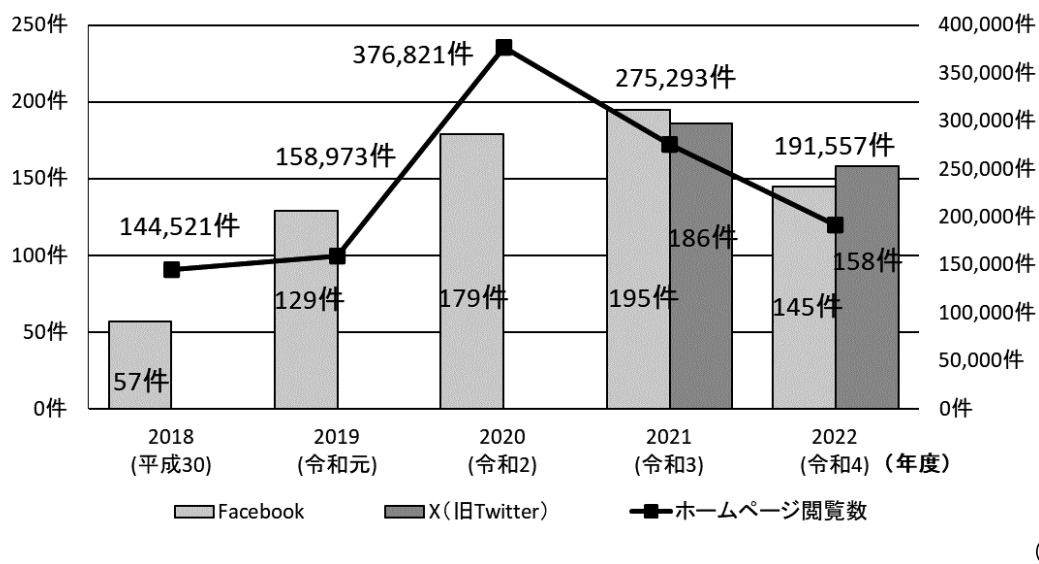
③ 地域福祉権利擁護事業（現在契約件数、延契約件数、生活支援員延援助件数）



	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
現在契約件数	112件	109件	108件	108件	113件
延契約件数	139件	140件	140件	135件	139件
生活支援員延援助件数	1,346件	1,289件	1,077件	1,099件	1,190件

(6) 広報事業

① ホームページ閲覧数、SNS 投稿回数 (Facebook、X)



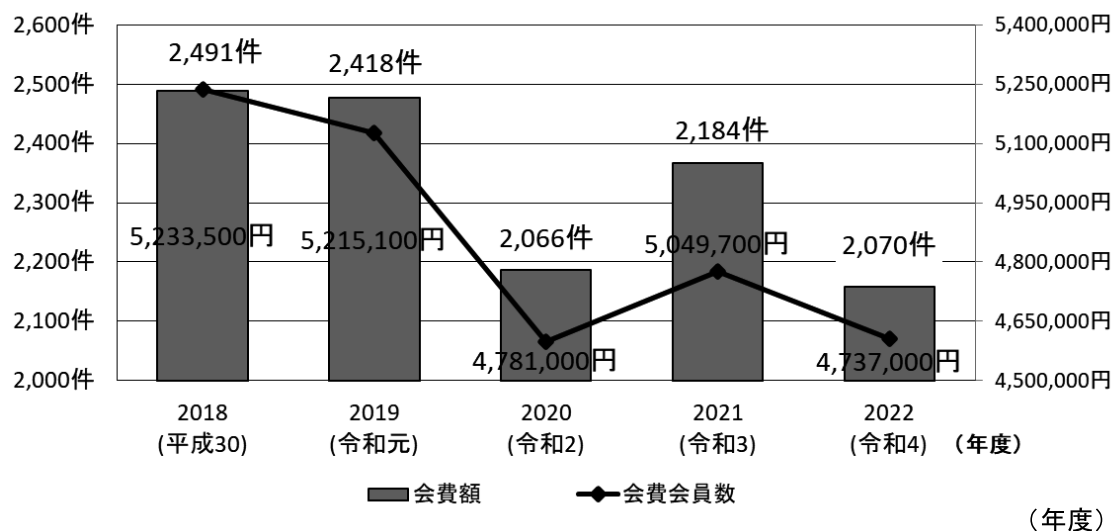
	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
ホームページ閲覧数	144,521件	158,973件	376,821件	275,293件	191,557件
Facebook	57件	129件	179件	195件	145件
X(旧Twitter)	-	-	-	186件	158件

※Facebook は 2017 (平成 29) 年 11 月より、X (旧 Twitter) は 2021 (令和 3) 年 4 月より開始

(7) 組織基盤の強化

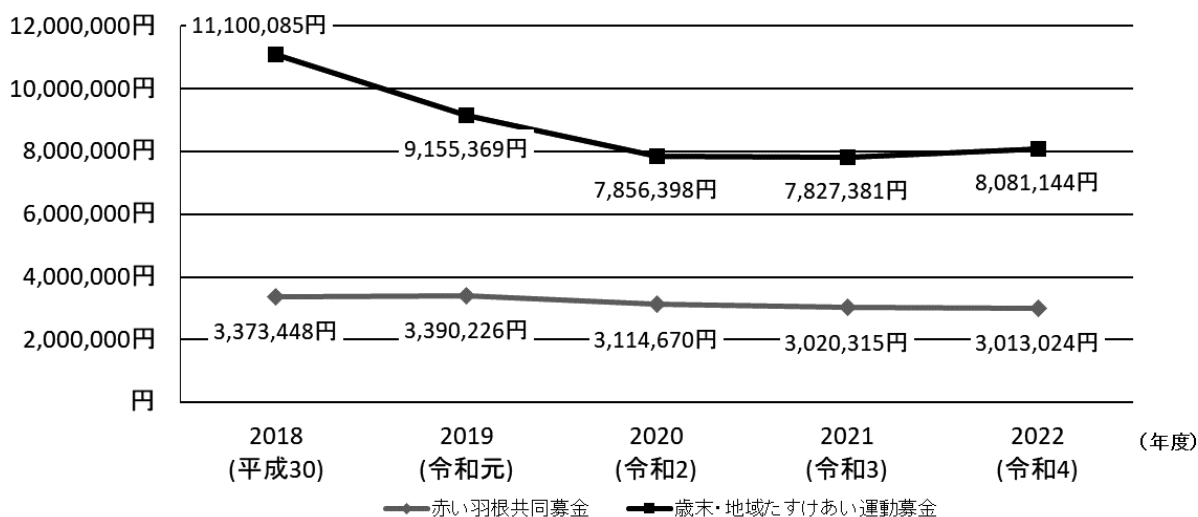
① 財源基盤

(ア) 会費会員数と会費額



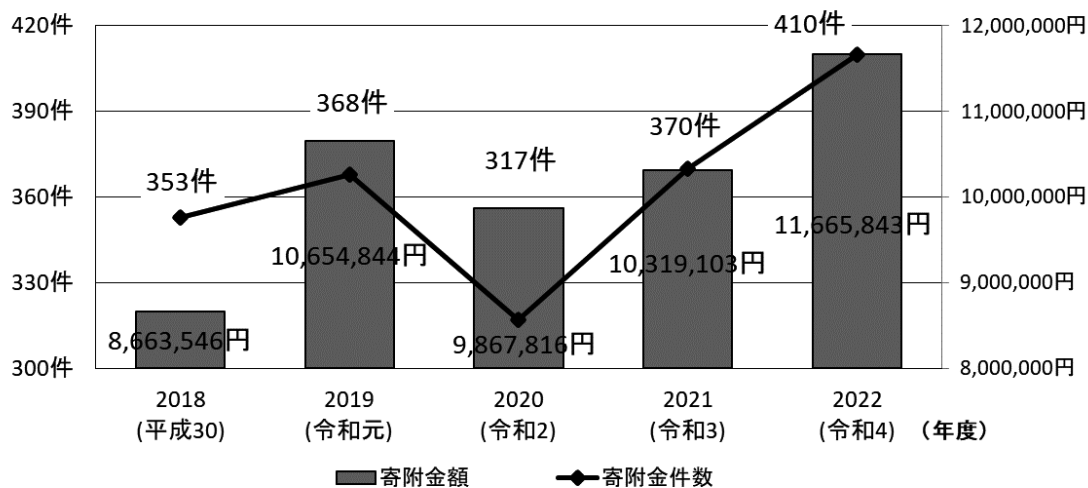
	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
会費会員数	2,491件	2,418件	2,066件	2,184件	2,070件
会費額	5,233,500円	5,215,100円	4,781,000円	5,049,700円	4,737,000円

(イ) 共同募金額 (赤い羽根共同募金、歳末・地域たすけあい運動募金)



	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
赤い羽根共同募金	3,373,448円	3,390,226円	3,114,670円	3,020,315円	3,013,024円
歳末・地域たすけあい運動募金	11,100,085円	9,155,369円	7,856,398円	7,827,381円	8,081,144円

(ウ) 寄附金



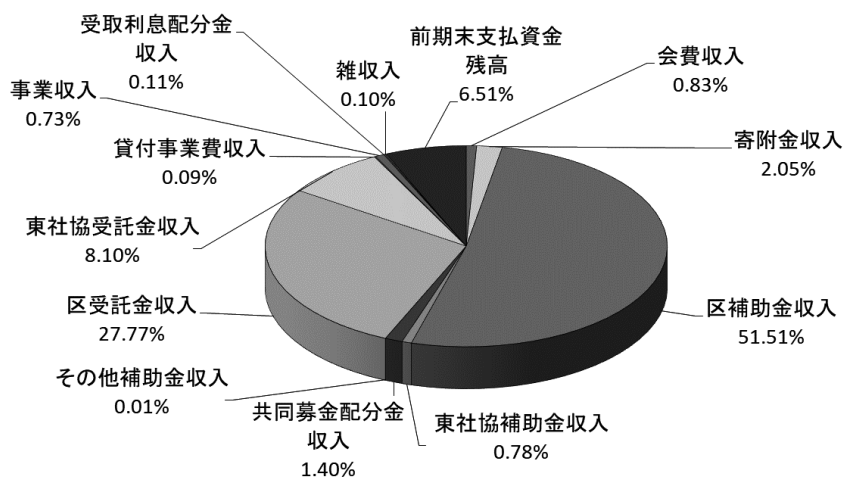
	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
寄附金件数	353件	368件	317件	370件	410件
寄附金額	8,663,546円	10,654,844円	9,867,816円	10,319,103円	11,665,843円

※平成30年度：100万円、1,000万円、23,901,645円の遺贈分を除いた金額

② 決算状況 (2022 (令和4) 年度)

【収入】

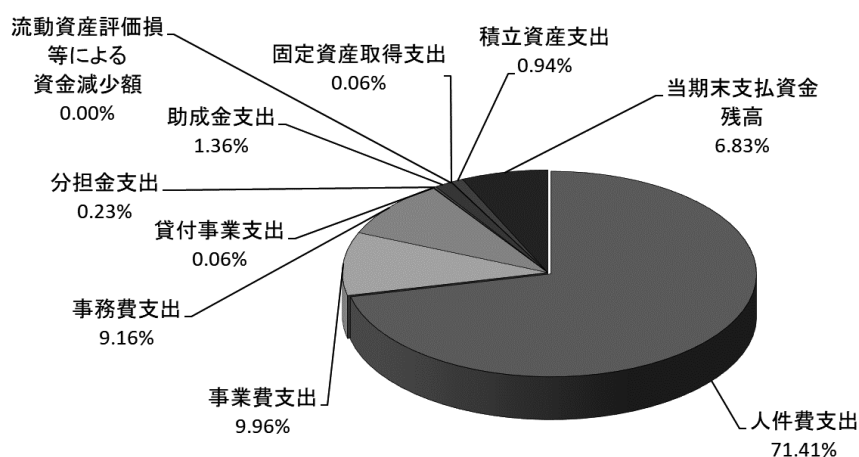
勘定科目	社会福祉事業	収益事業	合計
会費収入	4,737,000		4,737,000
寄附金収入	11,665,843		11,665,843
区補助金収入	293,593,887		293,593,887
東社協補助金収入	4,422,000		4,422,000
共同募金配分金収入	7,986,522		7,986,522
その他補助金収入	35,000		35,000
区受託金収入	158,282,139		158,282,139
東社協受託金収入	46,195,755		46,195,755
貸付事業費収入	534,050		534,050
事業収入	3,617,068	568,304	4,185,372
受取利息配分金収入	614,185	1	614,186
雑収入	582,969		582,969
前期末支払資金残高	37,133,383		37,133,383
合計	569,399,801	568,305	569,968,106



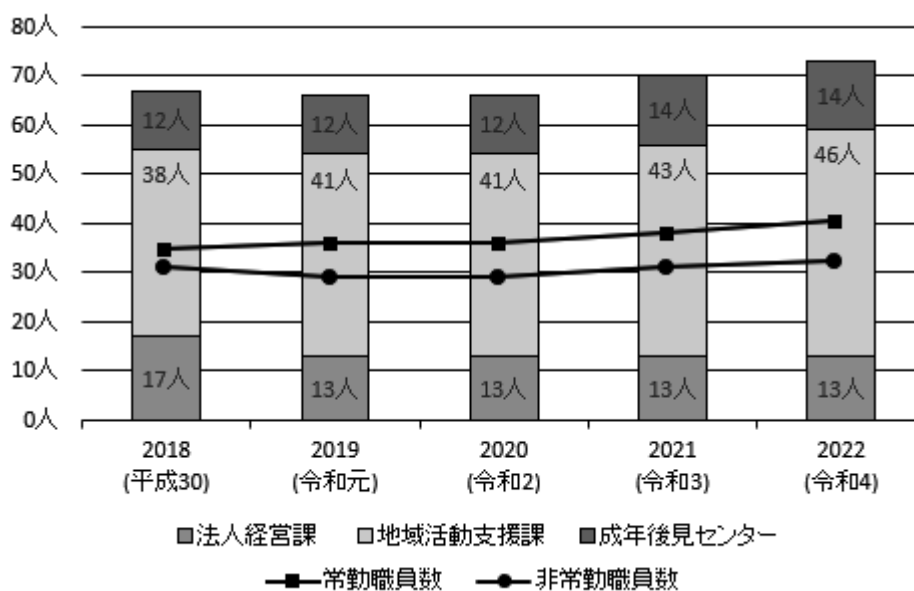
【支出】

(円)

勘定科目	社会福祉事業	収益事業	合計
人件費支出	407,000,077		407,000,077
事業費支出	56,571,107	171,255	56,742,362
事務費支出	52,195,101		52,195,101
貸付事業支出	319,000		319,000
分担金支出	1,286,726		1,286,726
助成金支出	7,780,000		7,780,000
流動資産評価損等による 資金減少額	4,368		4,368
固定資産取得支出	369,600		369,600
積立資産支出	5,364,000		5,364,000
当期末支払資金残高	38,906,872		38,906,872
合計	569,796,851	171,255	569,968,106



③ 職員定数



	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
常勤職員数	35人	36人	36人	38人	40人
非常勤職員数	32人	30人	30人	32人	33人
合計	67人	66人	66人	70人	73人

※各年度職員数は定数であり、法人経営課職員数に事務局長・次長・区派遣職員を含む



用語等の説明 ※五十音順

○ ICT と ICT リテラシー

IT (Information Technology) は、コンピュータやネットワークなどの情報を生成、蓄積、伝送、処理する技術を指し、ICT (Information and Communication Technology) は、情報技術 (IT) に加えて、コミュニケーション技術 (CT) を含む広い範囲の技術を指します。また、ICT リテラシーとは、ICT を効果的に活用するために必要な知識や技能、態度を持つことをいいます。

○ アウトリーチ

何らかの支援が必要であるにもかかわらず、自ら助けを求めたり、相談や制度申請などが難しかったりする状況にあつて福祉の支援につながない人に対して、訪問・電話・手紙などさまざまな形で情報と支援を積極的に届け、支援の入口をつくっていくことです。また、その行為を通して潜在的な地域生活課題を掘り起こし、地域の中に多様な支援の網を形成していく (= 地域づくり) プロセスを指します。

○ SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals) は、持続可能でよりよい世界を目指すため 2015 年 9 月国連で採択された具体的な国際目標のことで、2030 年を達成期限に、17 のゴールを示し諸課題の解決を目指しています。

貧困、紛争、気候変動、感染症など、人類は、これまでになかった数多くの課題に直面しています。

これらの課題について、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」という理念のもと、企業や地方自治体、市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められている点が SDGs の大きな特徴です。

包摂性とは、誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つことを意味しています。

【SDGs 17 のゴール】



○ オンラインツール

オンラインツール（Online Tools）とは、インターネット上で利用できるソフトウェアのことです。文書作成や画像編集、翻訳や計算などの機能をウェブブラウザからアクセスして使うことができます。メール、SNSなどのサービスの他、新型コロナ対策として、非対面でリアルタイムの会合等の開催が可能なオンライン会議ツール（Zoom、Microsoft Teams、Google Meet など）が活用されています。

○ 通いの場

地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいつくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所です。

区では、住民が主体で運営し、体操や趣味活動等、介護予防に資する活動をするグループとして、医療・介護・通いの場検索サイト「さがせる新宿」に登録されています。

新宿社協では、通いの場を含め、誰もが気軽に参加できる「ふれあい・いきいきサロン」や食を通じた交流の場である「子ども食堂・大人食堂」などの居場所の支援を行っています。

○ スクール・コーディネーター

学校と家庭と地域が連携して、児童・生徒の学習活動を支援できるようにコーディネートすることを目的として、地域で青少年の育成活動の経験がある人の中から、新宿区教育委員会が委嘱して、区立小・中学校に1名ずつ配置する非常勤の公務員です。週1回程度、学校を訪問し、学校や地域とのコミュニケーションを図り、学校の希望や地域の特色に合わせてさまざまな活動を行っています。主な活動として、学校・教育課程や学校行事、家庭教育の支援を行っています。

○ 生活支援コーディネーター

区では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・生活支援・介護予防・医療・介護が連携し、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けて取り組みを進めています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、高齢者自身も含めた多様な世代が主体的に地域の担い手となって支えあい、高齢者の介護予防活動や日常生活を支援する体制の整備をすすめていくにあたり、地域での支えあい活動を支援するのが、生活支援コーディネーターです。

区全域を担当する第1層生活支援コーディネーターを新宿社協に、日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターを各高齢者総合相談センターに配置しています。

○ 地域福祉コミュニティ

地域福祉コミュニティとは、地域を基盤にする社会福祉の構築と環境づくりに、福祉コミュニティづくりが一体化されたものです。地域コミュニティは、地域づくりを意識的に作っていくものでありますが、地域福祉コミュニティは、福祉の視点を明確にした地域づくりを指しています。これは、福祉問題は一般コミュニティでは少数者の問題として欠落しがちであると同時に、障害のある人などへの偏見や差別意識をもたずに受け入れ、協力援助を行うような意識、態度をもつような取り組みが必要とされているからとされています。

○ 地域連携ネットワーク

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみです。

この権利擁護支援の地域連携ネットワークには、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の4つの機能が求められます。

○ 中核機関

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関を指し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。専門職による専門的助言などの支援の確保や、協議会の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行います。新宿区では新宿社協新宿区成年後見センターが中核機関に位置付けられています。

○ 日常生活圏域

「地域包括ケアシステム」の実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位で、区では、高齢者人口や、民生委員・児童委員、町会・自治会などの地域活動の単位を考慮し、特別出張所所管区域を「日常生活圏域」と位置付けています。

新宿社協でも、この日常生活圏域を単位とし、地区支援担当を配置しています。

○ ニーズ

ニーズ (Needs) を直訳すると、必要、要求、需要などの意味となりますが、社会福祉援助では、安定した社会生活を営むために必要な基本的要件が充足されていない、何らかの支援が必要な状態のことを指します。

社会福祉協議会においては、支援を必要とする個人・団体、活動支援を求めている個人・団体など、解決が必要な課題 (ニーズ) をもつ多様な対象への取り組みを通じた地域福祉推進が求められています。

○ 8050 問題

引きこもりの若者がそのまま中年になっても親の支えで生活を続けているうちに、親も高齢となり、収入や介護などで親子ともに生活が困難になる事例が顕在化し、社会問題として「8050（80代の親、50代の子）」と提唱されるようになりました。

親子ともに世間から孤立しがちになり、セーフティネットから漏れてしまうことや、複合的な課題を抱えている場合が多いことから、解決の難しさが指摘されています。

○ プラットフォーム

しくみやサービスの「土台や基盤となる環境」「場」のことを指します。地域福祉におけるプラットフォームでは、地域共生社会を目指した多様な主体（活動者・施設・団体・組織）が、資源やノウハウを持ち寄って有機的につながり、それぞれの理念や特性を發揮しながら、連携した取り組みを生み出す場と捉えられます。出入り自由で、ミッションが終われば解散することもあり、ルールやつながりは自生的に生じる、ゆるやかな連携の場となります。

また、地域住民が気軽に立ち寄ることができる居場所や、世代間交流の場を指すこともあります。

《引用・出典元・参考文献など》

- ・ 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画／新宿区
- ・ 地域がいきいき 集まろう！通いの場／厚生労働省ホームページ
- ・ 地域包括ケアシステムについて／厚生労働省ホームページ、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）に係る中央研修資料
- ・ 「学校と地域をつなぐ スクール・コーディネーター」／新宿区教育委員会
- ・ 「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」／成年後見制度利用促進体制整備委員会
- ・ 学校教育情報化推進計画／文部科学省
- ・ 「改訂2版 概説 社会福祉協議会」／全国社会福祉協議会
- ・ さわか福祉財団ホームページ
- ・ 外務省ホームページ
- ・ 国際連合広報センターホームページ
- ・ 日本 SDGs 協会ホームページ
- ・ IT 用語辞典／e-Words
- ・ Weblio 辞書



策定経過



1 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 推進部会 各回の議事概要

	会議名	日付	内容
1	令和4年度 第1回推進部会	令和4年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次経営計画の考え方について ・策定スケジュールの確認 ・グループワーク「新宿区で暮らし、働き、活動する中で感じていること、ご自身が直面している社会課題や生活課題について」
2	令和4年度 第2回推進部会	令和4年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク「社協として優先して実施する事業や取り組み、実施する必要のある事業や取り組みについて」
3	令和4年度 第3回推進部会	令和5年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次経営計画の経営方針(案)について
4	令和5年度 第1回推進部会	令和5年4月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次経営計画の振り返り ・第5次経営計画の経営方針(案)及び重点的な取り組みの方向性について ・部会長による講話『最近の社会の動向と施策』
5	令和5年度 第2回推進部会	令和5年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次経営計画に向けた事業の見直しについて ・第5次経営計画の経営方針(案)、施策(案)、重点的な取り組み(案)、構成(案)について
6	令和5年度 第3回推進部会	令和5年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次経営計画(素案)の確認 ・第5次経営計画で目指すもの(地域づくり支援と人材育成)、重点的な取り組み(案)、個別事業について
7	令和5年度 第4回推進部会	令和6年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次経営計画(案)の確認 ・資料編、用語集について
8	令和5年度 第5回推進部会	令和6年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次経営計画(案)の報告

<その他の策定会議>

- ◆令和4年度は3回、令和5年度は2回、新宿社協の全職員による計画策定に向けた意見交換を実施
- ◆新宿社協職員による経営計画策定ミーティングを週1回実施

② 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 推進部会 委員名簿

【敬称略】

氏名	任期	所属等	選出分野
山本 美香 (部会長)		東洋大学福祉社会デザイン学部 社会福祉学科 教授	学識経験者
貫名 通生 (副部会長)		新宿区民生委員・児童委員協議会 会長	新宿社協理事
佐藤 光子	令和4年12月21日～	新宿区民生委員・児童委員協議会 副会長	
鱒沢 信子	令和4年4月1日～ 12月20日	新宿区民生委員・児童委員協議会 副会長	
大浦 正夫		新宿区町会連合会 会長	
今井 康之		新宿区障害者福祉協会 専務理事	障害福祉分野
高橋 範子	令和5年6月1日～	認定NPO法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン コミュニケーション・パブリックエンゲージメントマネージャー	生活福祉分野
笠江 菜生	令和4年4月1日～ 令和5年5月31日	認定NPO法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン 支援コーディネーター	
荻谷 幸治	令和5年6月1日～	早稲田大学 平山郁夫記念ボランティアセンター 事務長	企業・社会貢献分野
石森 裕	令和4年4月1日～ 令和5年5月31日	早稲田大学 平山郁夫記念ボランティアセンター 事務長	
齋藤 康人	令和5年4月1日～	東京都社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉担当 主任	東京都社会福祉協議会 職員
高橋 紘之	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	東京都社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉担当 主事	
田中 健士		四谷小学校、四谷地区スクールコーディネーター第一分科会 リーダー、主任児童委員	四谷地区社協部会
津吹 一晴		矢来東町会会長 笹笥町管内町会連合会 副会長	笹笥町地区社協部会
廣川 美也子		シャロームみなみ風 施設長 新宿区内社会福祉法人連絡会	榎町地区社協部会
八木橋 萌絵		「えんがわ家族・食堂」代表 「そらとだいちの図書館」代表	若松町地区社協部会
今田 済士		株式会社今田新聞店経営 大久保地区民生委員・児童委員	大久保地区社協部会
仲村 智憲		社会福祉法人サン 法人統括責任者 新宿区内社会福祉法人連絡会	戸塚地区社協部会
星 昌代		社会福祉法人聖母会聖母訪問看護ステーション 管理者 通所型住民主体サービス「お福分けの会」代表 新宿区内社会福祉法人連絡会	落合第一地区社協部会
野口 卓也		ちよこつと暮らしのサポート事業 協力員 ふれあい・いきいきサロン「LSSC研究会」代表	落合第二地区社協部会
安藤 瞳		西新宿小学校PTA副会長 ふれあい・いきいきサロンHugmom(はぐまむ) 副代表	柏木・角筈地区社協部会
稲川 訓子	令和5年4月1日～	新宿区福祉部地域福祉課 課長	行政機関
村山 透	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	新宿区福祉部地域福祉課 課長	

<委員の構成>

新宿社協理事、障害福祉分野、生活福祉分野、企業・社会貢献分野、学識経験者、東京都社会福祉協議会、各地区の社協部会、行政機関から選出された委員で構成し、協議を行いました。

3 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 社協部会 検討概要

<平成 31 年度（令和元年度）>

「多世代にわたる地域での支えあいを進めるための課題及びしくみへの提案」

前期社協部会から、地域の支えあいには多世代にわたる取り組みが必要なことから、「多世代」をテーマに全 8 回に渡り検討しました。

<令和 2 年、3 年度>

「支援の隙間に埋もれるニーズに気づき、つなげる地域になるには」

第 4 次経営計画の重点項目である「地域の多様な生活課題を受け止める相談体制の充実と包括的な支援」を推進するために全 8 回に渡り検討しました。

<令和 4 年、5 年度>

「地域共生社会を目指して、地域住民と専門職の協働による支援とは」

地域課題の解決には、住民と専門職が相互理解を深め、協働することが大切との提言があり、さらには地域共生社会を目指すために、協働による支援は必須になることから、全 8 回に渡り検討しました。

4 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 社協部会 委員名簿

《敬称略》

四谷地区社協部会(9名)

氏名	任期	選出分野
小山 裕子	令和4年度～	民生委員・児童委員協議会
藤井 公子	令和元年～3年度	
石井 裕	令和2年度～	町会・自治会
窪田 征夫	令和元年度	
大友 敏郎	令和元年度	地区協議会
田中 健士	令和2年度～	学校関係者 (スクールコーディネーター)
山林 由布子	令和4年度～	高齢者総合相談センター
梅田 真一郎	令和元年～3年度	
井上 知美	令和3年度～	地域福祉団体(子ども・子育て)
石川 瑠子	令和2年度	
宮越 裕子	令和元年度	
佐藤 修	令和2年度～	地域福祉団体(高齢)
秦 実千代	令和元年～3年度	地域福祉団体(若年認知症)
村中 知恵	令和元年度	
加藤 拓	令和2年度～	地域活動者(サロン運営、教育)
島根 久子	令和元年度	地域活動者(サロン運営)
井藤 葉子	令和4年度～	地域活動者(ボランティア)
鈴木 敏子	令和2年～3年度	
後藤 静恵	令和元年度	

筆筈町地区社協部会(9名)

氏名	任期	選出分野
室澤 一三	令和元年～3年度	民生委員・児童委員協議会
石川 寛子	令和4年度～	
津吹 一晴	令和元年度～	町会・自治会
永桶 八重子	令和元年度	地区協議会
木部 敬裕	令和4年度～	学校関係者 (スクールコーディネーター)
宇野 由里子	令和2年～3年度	
田中 愛美	令和4年度～	高齢者総合相談センター
大塚 香	令和元年～3年度	
根田 一成	令和元年度～	地域福祉団体(高齢)
友田 和弥	令和4年度～	社会福祉法人連絡会(高齢)
小林 一江	令和元年度	地域福祉団体(高齢)
寒川 圭子	令和2年度～	地域福祉団体(子ども・子育て) 地域活動者(子育て)
沖 亜矢	令和元年度	地域福祉団体(子ども・子育て)
中井 啓之	令和2年度～	地域福祉団体(更生保護)
櫻井 絹江	令和2年～3年度	地域福祉団体(企業)
桜井 民雄	令和2年度～	地域活動者(ボランティア)
平尾 輝子	令和元年度	地域活動者(家族会)
東内 純子	令和元年度	地域活動者(ボランティア)

榎町地区社協部会(9名)

氏名	任期	選出分野
永井 聖子	令和元年度～	民生委員・児童委員協議会
深山 修	令和2年度～	町会・自治会
中村 廣子	令和元年度	
伊藤 京子	令和元年度	地区協議会
吉澤 優子	令和2年度～	学校関係者 (スクールコーディネーター)
真田 秀平	令和元年度～	高齢者総合相談センター
野津 禎二	令和元年度～	地域福祉団体(高齢)
荒井 明日香	令和2年度～	
廣川 美也子	令和2年度～	社会福祉法人連絡会(障害)
太田 健治	令和元年度	地域福祉団体(高齢)
細川 聡	令和4年度～	地域福祉団体(子ども)
吉田 律子	令和2年～3年度	
小菅 知三	令和元年度	
貝田 千恵子	令和元年度	地域活動者(サロン運営)
金田 祐貴	令和4年度～	地域活動者(ボランティア)
中村 雅	令和2年～3年度	
細谷 理恵子	令和元年度	

若松町地区社協部会(9名)

氏名	任期	選出分野
小川 富美江	令和2年度～	民生委員・児童委員協議会
永井 節美	令和元年度	
桑島 裕武	令和2年度～	町会・自治会
多賀 敏雄	令和元年度	
田邊 一枝	令和元年度	地区協議会
原島 雅子	令和2年度～	学校関係者 (スクールコーディネーター)
安藤 克敏	令和4年度～	高齢者総合相談センター
田中 一郎	令和3年11月～4年3月	
小田 洋子	令和元年～3年10月	
金子 雪美	令和元年度	社会福祉法人連絡会(障害)
小野寺 翔	令和元年度～	
小林 純	令和2年度～	地域福祉団体(高齢)
霜田 えり	令和元年度	
鶴巻 祐子	令和2年度～	地域活動者(サロン運営)
中村 尚子	令和元年度	地域活動者(カフェ運営)
芳賀 典子	令和元年度	
八木橋 萌絵	令和2年度～	
竹崎 陽子	令和2年度～	地域活動者(ボランティア)
古田 隆	令和2年～3年度	
永田 良忠	令和元年度	

大久保地区社協部会(9名)

氏名	任期	選出分野
森田 恵美子	令和元年～3年度	民生委員・児童委員協議会
今田 済士	令和2年度～	民生委員・児童委員協議会、地域福祉団体(企業)
石川 晃	令和4年度～	町会・自治会
竹内 和正	令和元年～3年度	
大和 涼子	令和4年度～	学校関係者 (スクールコーディネーター)
守重 有子	令和元年～3年度	地区協議会、学校関係者 (スクールコーディネーター)
太田 奈緒美	令和4年度～	高齢者総合相談センター
細渕 裕子	令和元年～3年度	
阿部 本明	令和4年度～	地域福祉団体(高齢)
高岡 宏	令和元年度	
金 榮子	令和2年～3年度	
藤木 千恵	令和元年度	
望月 伸也	令和2年～4年度	社会福祉法人連絡会(障害)
長峯 彰子	令和5年度～	地域福祉団体(障害)
大橋 宗之祐	令和4年度～	地域福祉団体(商店街)
川野 和美	令和4年度～	地域福祉団体(防災)
堀尾 隆	令和2年～3年度	地域福祉団体(医療)
古澤 啓代	令和元年度	
加藤 登美子	令和元年度	地域活動者(食事グループ)
柳 幸恵	令和4年～5年8月	地域活動者(ボランティア)
仁平 総	令和2年～3年度	
宮川 淡	令和元年度	

戸塚地区社協部会(9名)

氏名	任期	選出分野
保延 千恵	令和元年度～	民生委員・児童委員協議会
白子 君代	令和元年度～	町会・自治会
吉鶴 志郎	令和2年度～	学校関係者 (スクールコーディネーター)
村田 芳子	令和元年度	地区協議会
角永 旨弘	令和2年度～	高齢者総合相談センター
松崎 哲平	令和元年度	
塩川 隆史	令和元年度～	地域福祉団体(高齢)
小林 比呂子	令和元年度	
長谷川 淳	令和元年度	地域福祉団体(企業)
関下 禪美	令和2年度～	
永由 良恵	令和5年5月のみ	地域福祉団体(子ども)
仲村 智憲	令和元年度～	社会福祉法人連絡会(高齢)
萩原 景節	令和2年～3年度	社会福祉法人連絡会(母子)
向井 直也	令和2年度～	地域活動者(ボランティア)
下台 裕美	令和4年度	地域活動者(サロン運営)
浅川 毅	令和元年度	地域活動者(ボランティア)

落合第一地区社協部会(9名)

氏名	任期	選出分野
石神 江り子	令和2年度～	民生委員・児童委員協議会
津田 和子	令和元年度	
大矢 良子	令和2年度～	町会・自治会
片野 通子	令和元年度	
森山 崇	令和元年度	地区協議会
山下 美也子	令和2年度～	学校関係者 (スクールコーディネーター)
関口 重雄	令和4年度～	高齢者総合相談センター
塩野 智夫	～令和3年度	
星 昌代	令和2年度～	地域福祉団体(医療)
森本 豪	令和元年度	地域福祉団体(高齢)
森岡 真也	令和元年度	
小山 元太	令和5年度～	社会福祉法人連絡会(障害)
及川 潤	～令和4年度	
中山 利彦	令和元年度～	社会福祉法人連絡会(子ども)
松田 智子	令和元年度～	地域活動者(ボランティア)
佐藤 なつみ	令和2年度～	
長崎 恵子	令和元年度	地域活動者(食事グループ)

落合第二地区社協部会(9名)

氏名	任期	選出分野
吉野 智子	令和4年度～	民生委員・児童委員協議会
工藤 広子	令和2年～3年度	民生委員・児童委員協議会、町会・自治会
久田 光子	令和元年度	民生委員・児童委員協議会
坂田 英夫	令和4年度～	町会・自治会
末木 隆夫	令和2年～3年度	
工藤 広子	令和元年度	地区協議会
横 カネ子	令和元年度	
水上 真理	令和2年度～	学校関係者 (スクールコーディネーター)
加藤 正樹	令和5年度～	高齢者総合相談センター
木村 理絵	令和3年度	
田中 亮太	令和元年～3年度	地域福祉団体(高齢)
篠原 吉紀	令和元年度～	
丸山 めい	令和元年度	地域福祉団体(障害)
佐伯 俊悦	令和元年度	
堀口 梓	令和元年度	地域福祉団体(障害)
芳野 裕司	令和2年度～	社会福祉法人連絡会(障害)
橋本 博美	令和5年度～	社会福祉法人連絡会(更生)
中田 旭	令和4年度	
柳澤 明美	令和2年～3年度	地域活動者(ボランティア)
佐藤 雅明	令和元年度～	
野口 卓也	令和3年度～	地域活動者(食事グループ)
楠瀬 令倅	令和2年度	

柏木・角筈地区社協部会(12名)

氏名	任期	選出分野	氏名	任期	選出分野
内藤 成子	令和2年度～	民生委員・児童委員協議会(柏木)	吉田 かおる	令和元年～4年度	地域福祉団体(高齢)
横山 和子	令和元年度		遠藤 敏子	令和5年度～	
岡崎 淑子	令和元年度～	民生委員・児童委員協議会(角筈) 学校関係者(スクールコーディネーター 角筈)	安田 泉	令和2年～3年度	地域福祉団体(障害)
田中 稔	令和元年度～	町会・自治会(柏木)	高橋 久子	令和元年度	
鮎沢 繁利	令和元年度～	町会・自治会(角筈) 地区協議会(角筈)	黒田 健太	令和4年度～	地域福祉団体(教育)
関根 トシ子	令和元年度	町会・自治会(角筈)	牟田 章子	令和2年度～	社会福祉法人連絡会(母子)
竹内 洋一	令和元年度	地区協議会(柏木)	中村 拓	令和2年～3年度	社会福祉法人連絡会(障害)
安藤 瞳	令和2年度～	学校関係者(PTA 角筈)	北條 菊代	令和4年度～	地域活動者(ボランティア)
原 豊子	令和2年～3年度	学校関係者 (スクールコーディネーター 柏木)	岩木 徹	令和2年～3年度	
西川 依孝	令和4年度～	高齢者総合相談センター(柏木)	高橋 秀子	令和元年度	地域活動者(サロン運営、教育)(角筈)
原田 聡子	令和4年度～	高齢者総合相談センター(角筈)	井原 敬子	令和元年度	地域活動者(食事グループ)(角筈)
伊藤 愛子	令和元年度	高齢者総合相談センター	中島 芳江	令和元年度	地域活動者(食事グループ)(柏木)
鶴岡 誠	令和2年～3年度				

＜委員の構成＞

民生委員・児童委員協議会、町会・自治会、地区協議会、高齢者総合相談センター、学校関係者、高齢者施設、地域福祉団体などから選出された委員で構成し、特別出張所地区ごとの9部会で協議を行いました。(各地区委員は9名、柏木・角筈地区は合同のため委員12名)

5 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会部会規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第34条第3項の規定に基づき、部会について必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 協議会に、社協部会と推進部会を設置する。
2 社協部会は、新宿区の特別出張所所管区域ごとに設置する。ただし、地域の実情に応じて合同で設置することができる。

3 推進部会は、各社協部会の代表委員等による協議体とする。

(構成等)

第3条 部会の委員は、社協理事・評議員、会員、民生委員・児童委員、町会・自治会関係者、地区協議会関係者、行政関係者、学識経験者、その他会長が必要と認めた者の中から、会長が委嘱する。

2 社協部会の委員は、特別出張所ごとに9名以内とする。ただし、第2条第2項ただし書きによる合同設置の場合は12名以内とする。

3 推進部会の委員は、18名以内とし、各社協部会の委員1名が参加するものとする。

(所掌事務)

第4条 部会は、理事会の補助機関とする。

2 社協部会は、次に挙げる事項を所掌する。

(1) 新宿区社会福祉協議会経営計画（以下、「経営計画」という。）の事業実施を通じて、解決すべき地域課題について協議、提言する。

(2) その他、会長が必要と認める事項

3 推進部会は、次に挙げる事項を所掌する。

(1) 経営計画の進捗状況及び中間の見直しに関すること

(2) 次期経営計画に関すること

(3) その他、会長が必要と認める事項

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事、評議員及び行政関係者の中から委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず当該役職に在任する期間とする。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長・副部会長)

第6条 部会には部会長1名、副部会長1名を置く。

2 部会の部会長・副部会長は委員の互選による。

3 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 部会は、部会長が招集し、議長を勤める。

2 推進部会は、委員の3分の2以上の出席をもって開催することができる。

3 部会長は、別に定める様式により会議要録を作成するものとする。

4 事務局長及び事務局次長は、部会に出席して意見を述べることができる。

(報告)

第8条 部会長は、部会の活動状況を協議会会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は協議会事務局が行う。

(報酬等)

第10条 部会の委員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(委任)

第11条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。



印刷物作成番号
2023-007

**新宿区社会福祉協議会
第5次経営計画 2024年度～2028年度**

2024年3月

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目17-20
Tel:03(5273)2941 / Fax:03(5273)3082

